

大東市一般廃棄物処理基本計画 改訂版
(素案)

大東市

目 次

【ごみ処理編】

第1章 計画策定に当たって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画目標年度	2
第2章 ごみ処理等の現状	3
第1節 本市の概要	3
第2節 ごみ減量及びごみ処理の現状	5
第3節 減量目標の達成状況	19
第4節 計画の課題	20
第3章 基本理念と基本方向	25
第1節 計画の視点	25
第2節 基本理念	26
第3節 基本方向	27
第4章 ごみ処理の数値目標	28
第1節 循環型社会構築に向けた減量目標	28
第5章 基本方向別の基本施策	32
第1節 三者協働で循環型社会の構築を進める基盤づくり	32
第2節 ごみを発生させない意識と行動の浸透	34
第3節 循環を実現するための仕組みづくり	38
第4節 適正で安全・安心なごみ処理システムの構築	42
第6章 計画推進のために	47
第7章 重点プロジェクト	49

【生活排水処理編】

第1章	生活排水処理の現状と課題	66
第1節	河川・水路の現状	66
第2節	生活排水処理の現状	68
第3節	生活排水処理の課題	72
第2章	生活排水処理の基本方針	73
第1節	計画の目標年度	73
第2節	計画の基本フレーム	73
第3節	生活排水処理の基本方針	76
第3章	生活排水処理基本計画	78
第1節	生活排水処理目標	78
第2節	生活排水処理計画	79

【資料編】

資料1	ごみ排出量及び資源化の実績	80
資料2	減量目標・計画収集量・処理量等の基本フレーム	82
資料3	計画フレーム設定の考え方	100
資料4	大東市生活排水処理施設整備構想図	103

ごみ処理編

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

現行計画は、平成23年3月に第4期の大東市一般廃棄物処理基本計画として策定しました。平成27年度は中間目標年度となっています。

計画策定以降、「第三次循環型社会形成推進基本計画」（H25.5）が改定され、国レベルの新たな減量目標が提示されました。また、「ごみ処理基本計画策定指針」（H25.6）等の一般廃棄物行政の推進に係る指針等を国が提示しています。さらに、小型家電リサイクル法の施行等の循環型社会を構築する法体系の見直しが行われました。このように、国の上位計画、指針等が見直されました。

本市においても本計画の上位計画である、第4次大東市総合計画が策定されており、また環境に関する方針も見直しを行い、第2期大東市環境基本計画が策定されたところです。これらの上位計画と整合性を保ちつつ新たに一般廃棄物処理基本計画の見直しが必要となっています。

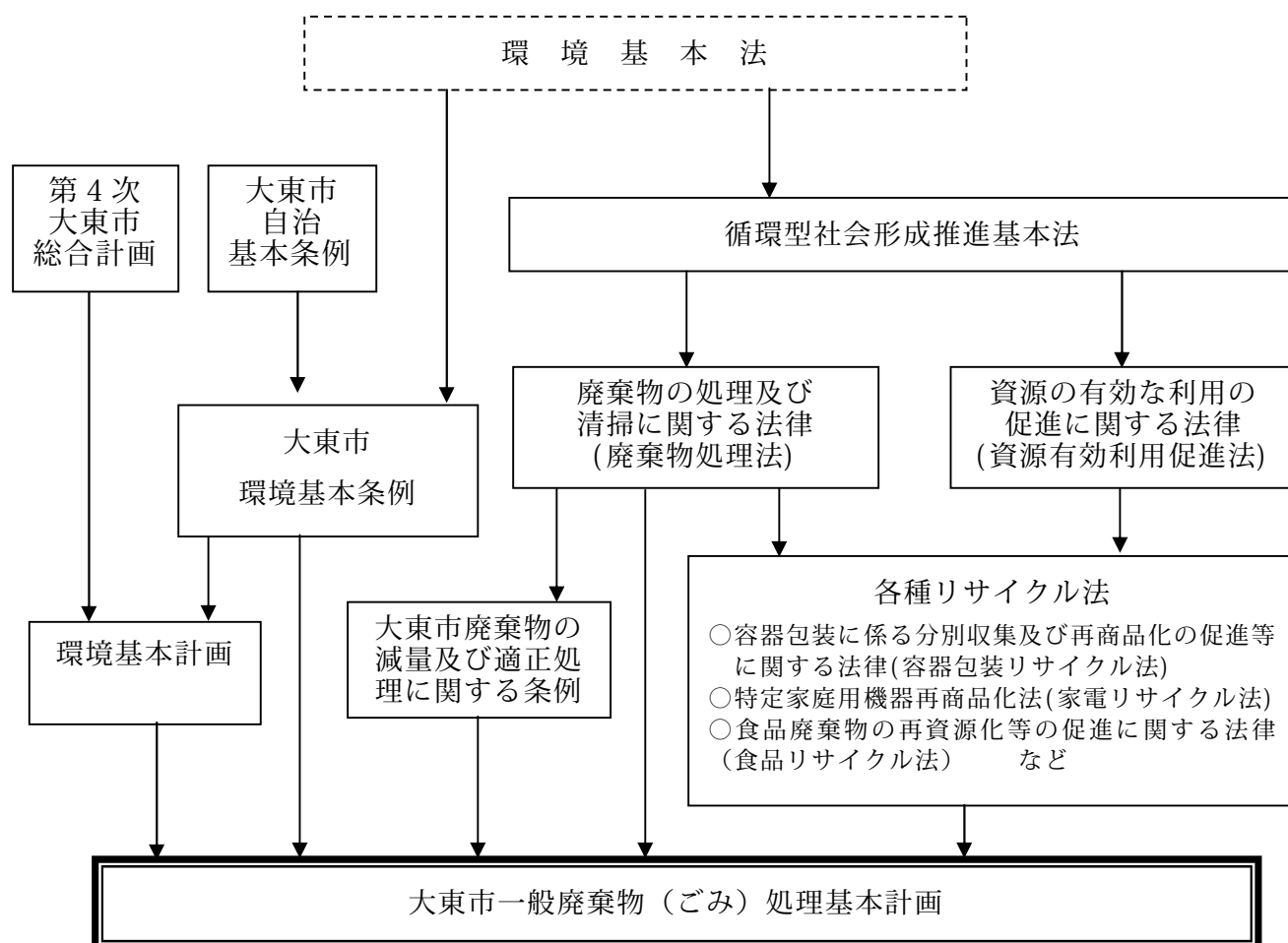
我が国では、社会経済活動が拡大し国民の生活が豊かになる一方で、地球環境に関しては、異常気象等地球温暖化現象の顕在化や資源の枯渇、自然破壊等の問題が山積みとなっています。また、最終処分場の新たな確保も不透明であるため、これらの課題を解決するための対策を進める必要があります。

このような社会情勢の中、国の上位計画や指針等、さらに、第4次大東市総合計画、第2期大東市環境基本計画との整合性を図りながら、低炭素社会、自然共生社会にも資する循環型社会の構築を目指して、現行一般廃棄物処理基本計画を見直します。なお、本計画の将来人口は第4次大東市総合計画第Ⅱ期基本計画（前期）に基づき設定していますが、今後必要に応じて見直します。

第2節 計画の性格

本計画は、循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等と整合性を保ちつつ、循環型社会の基盤となるごみの発生抑制・再使用、リサイクル、ごみ処理に携わる行政分野全般に係る基本方向を定めたものです。

図 1－1 ごみ処理基本計画の位置づけ



第3節 計画目標年度

本計画は、平成23年度を初年度とし、10年後の平成32年度を最終目標年度とします。
また、平成27年度を中間目標年度とします。

社会経済情勢が急速に変化したり、新たな法制度が確立されたりした場合には、計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行うものとします。

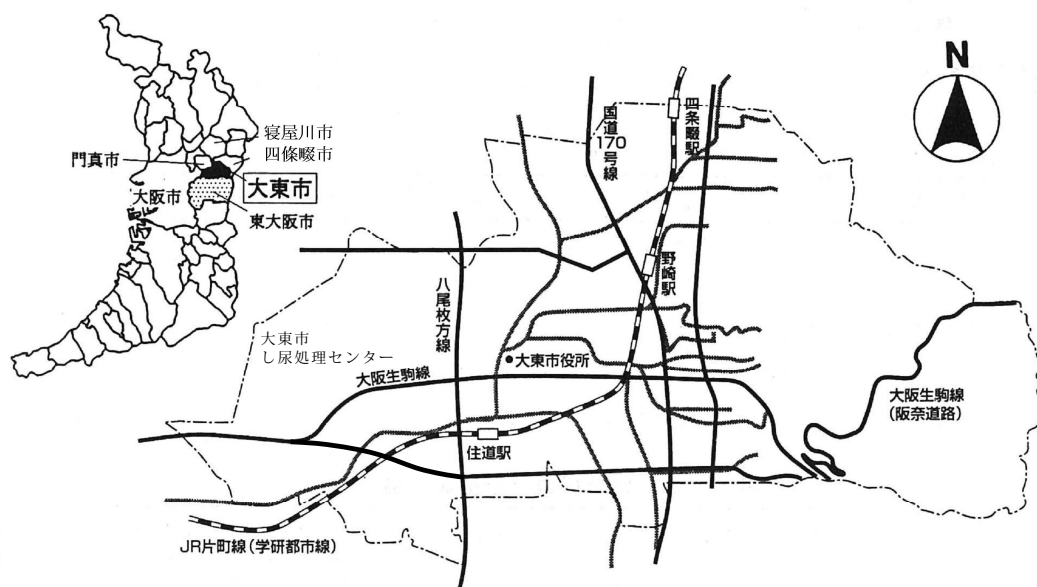
第2章 ごみ処理等の現状

第1節 本市の概要

本市は大阪府の東部、北河内地域の南端に位置し、大阪市、東大阪市、門真市、四條畷市、寝屋川市及び奈良県生駒市に隣接しています。市の東部は生駒山系を中心に豊かな自然が残り、大半が金剛生駒国定公園に指定され、都市近郊の貴重な自然として保全されています。これらの山間部以外は市街地として開けており、市域内でのごみ処理施設やごみの最終処分場等の確保は難しい状況にあります。

一方で、市の中央をＪＲ学研都市線が走っており、大阪市内都心部や神戸方面に乗り換えなしで行くことができるなど、利便性が高い特徴を持っており、また、道路は大阪外環状線が南北に走り、府道大阪生駒線は阪奈道路の入り口となっています。しかし、生活道路は細街路が多いため、ごみ収集車両による収集に支障をきたすことがあります。

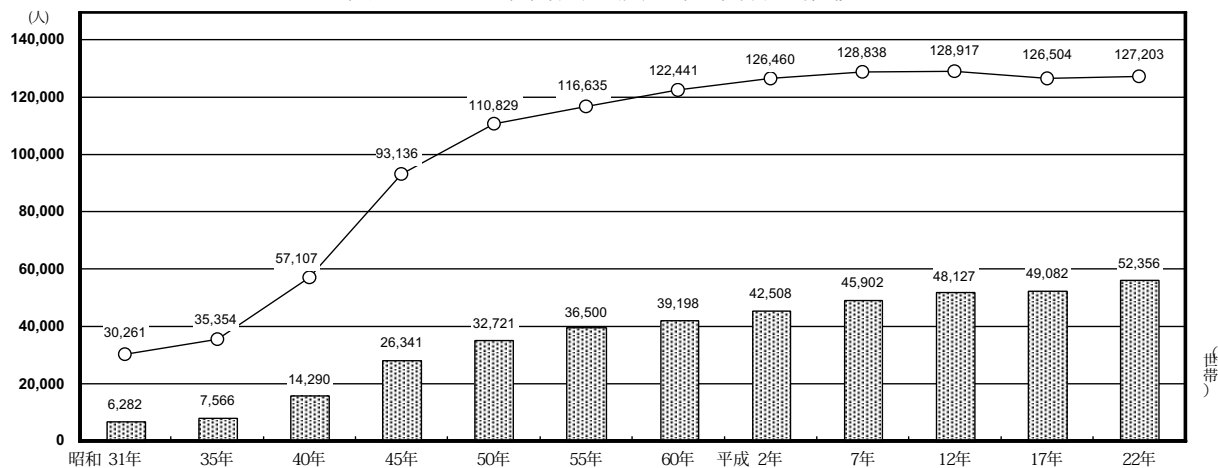
図２－１ 本市の位置及び地理



市内の人口は図２－２に示すように、昭和35年～45年頃の約10年間に急激に増加し、その後も年々増加が続きましたが、現在は、減少傾向となっています。一方、世帯数は増加傾向が続いています。

なお、平成22年国勢調査による本市の人口は127,203人、世帯数が52,356世帯でした。

図 2 - 2 市内人口及び世帯数の推移



資料：国勢調査

市内の民営事業所は、4,746事業所（平成24年2月1日現在）です。業種別には、表 2 - 1 に示すように、製造業、小売業、サービス業が中心です。

表 2 - 1 市内に立地する民営事業所の業種別事業所数、従業者数

産業分類	事業所数		従業者数	
	事業所数 事業所)	比率 (%)	従業者数 (人)	比率 (%)
第一次産業	1	0.02	14	0.03
農林漁業	1	0.02	14	0.03
第二次産業	1,244	26.2	18,617	37.0
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	397	8.4	2,697	5.4
製造業	847	17.8	15,920	31.6
第三次産業	3,501	73.8	31,711	63.0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.1	27	0.1
情報通信業	22	0.5	141	0.3
運輸業、郵便業	175	3.7	4,320	8.6
卸売、小売業	940	19.8	9,571	19.0
金融、保険業	53	1.1	743	1.5
不動産業、物品賃貸業	657	13.8	1,763	3.5
学術研究、専門・技術サービス業	85	1.8	559	1.1
宿泊業、飲食サービス業	528	11.1	4,299	8.5
生活関連サービス業、娯楽業	360	7.6	1,561	3.1
医療、福祉業	300	6.3	5,190	10.3
教育、学習支援業	125	2.6	1,555	3.1
複合サービス事業	16	0.3	135	0.3
サービス業（他に分類されないもの）	237	5.0	1,847	3.7
総数	4,746	100.0	50,342	100.0

出典：「大東市統計書（平成25年版）」平成24年2月1日現在

表 2 - 2 従業者規模別の事業所件数

従業者規模	事業所数 (事業所)	比率 (%)
1～4人	2,807	59.1
5～9人	912	19.2
10～19人	522	11.0
20～29人	189	4.0
30～49人	157	3.3
50～99人	88	1.9
100人以上	57	1.2
出向・派遣従業者のみ	14	0.3
総数	4,746	100.0

出典：平成24年経済センサス活動調査

第2節 ごみ減量及びごみ処理の現状

(1) ごみの収集区分と収集・中間処理の状況

本市では、家庭から排出されるごみについて、「一般ごみ」「缶・びん」「ペットボトル・プラスチック製容器包装」「燃える粗大ごみ」「燃えない粗大ごみ」「燃えない小物」を分別収集しています。また、ペットボトルと紙パックを拠点回収で収集しています。

分別収集については、基本的に各戸収集方式ですが、住宅や道路の状況により、ステーション収集を実施している地域もあります。

「一般ごみ」等の収集は、表2-3のとおり、一般廃棄物収集業者3社に委託しています。またスーパー、公共施設等に設置した拠点で回収している「ペットボトル」「紙パック」についても障害者団体等3社に委託して収集、資源化しています。

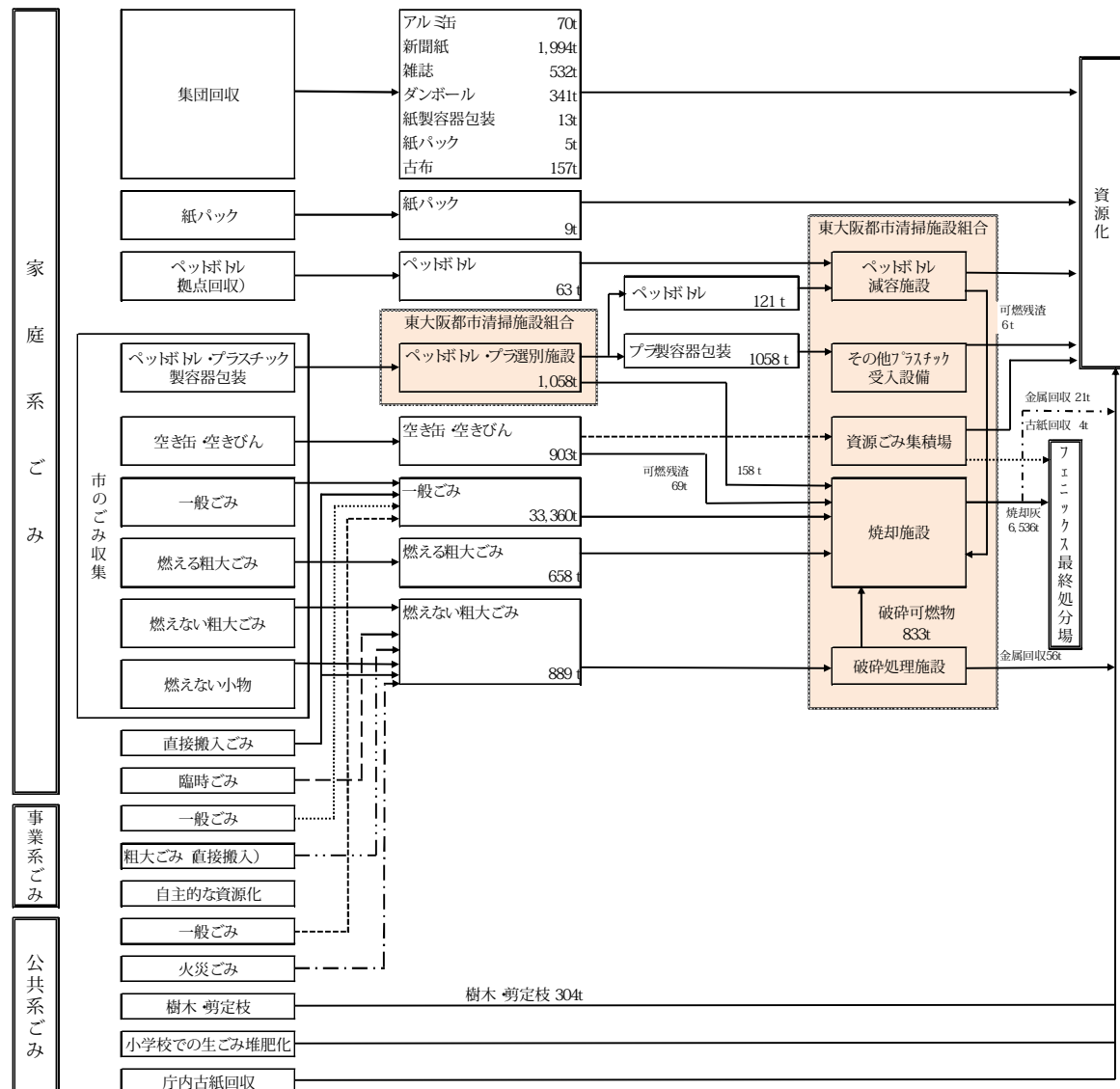
事業所のごみについては、市に収集を申し込んだ事業所が排出したごみを、市から委託を受けた収集事業者が収集しています。収集したごみは、東大阪市と共に設立した一部事務組合である東大阪都市清掃施設組合の焼却工場（東大阪市水走4丁目）で処理しています。本市のごみの流れを図2-3に示しました。

ここで、東大阪都市清掃施設組合の処理工場のうち、昭和50年3月に竣工した「第三工場」および「破碎工場」は、経年的な老朽化に伴う建替えが必要となっています。そこで、東大阪都市清掃施設組合では、現在、新工場の建設を進めています。なお、新焼却炉は、図2-4に示すように、現在の600t/日から400t/日に規模を縮小するとともに、発電設備を設ける予定です。

表2-3 現行のごみの収集区分と収集体制

		排出頻度	収集形態	収集体制
家庭系	一般ごみ	週2回	戸別収集 (一部は ステーション収集)	委託 (3社・車両合計31台)
	粗大ごみ	随時		
	燃えない小物	年5回		
	缶・びん	月1回		
	ペットボトル・ プラスチック製容器包装	週1回		
	ペットボトル	随時	拠点回収 23 拠点)	委託 (3社)
	紙パック	随時	拠点回収 49 拠点)	委託 (1社)
	臨時 (引っ越し)ごみ	随時	戸別収集	直営
	直接搬入	随時	—	自己搬入
事業系	一般ごみ	週2回 又は 週6回	戸別収集	委託 (3社)
	直接搬入	随時	—	自己搬入
公共系	公共施設のごみ	随時	—	直営・委託
	不法投棄・公園ごみ等	随時	—	所管課

図 2 - 3 本市のごみの流れ



※数値は平成26年度実績

表 2 - 4 東大阪都市清掃施設組合の中間処理施設の概要

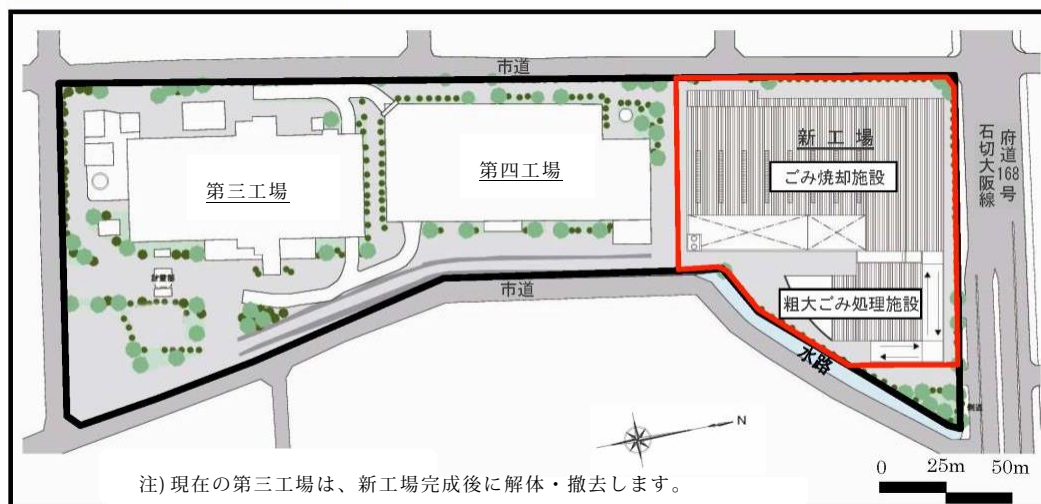
	第四工場	第三工場	破碎工場
処理能力	300 t / 日 × 2 基	200 t / 日 × 3 基	150 t / 5 時間
竣 工	昭和56年	昭和50年	昭和50年
形 式	全連続ストーカ式	全連続ストーカ式	高速回転式
設計発熱量	4. 20～10. 50 MJ/kg	5. 46～10. 5 MJ/kg (改造工事前 3. 15～8. 4 MJ/kg)	—
炉内温度	800～900℃	800～950℃	—
排ガス処理方式	調温塔＋ろ過式集じん機 ＋白煙防止	急冷塔＋ ろ過式集じん機	—
飛灰処理方式	薬剤処理	薬剤処理	—
排水処理	[無機排水] 凝集沈殿＋ろ過 →活性炭吸着 →下水放流	[無機排水] 凝集沈殿＋ろ過 →再利用（炉内噴霧）	—
余熱利用	○場内給湯 ○蒸気タービン発電 (3, 500kW)	—	—

図 2 - 4 新清掃工場の建設計画案

基本的事項

位 置		東大阪市水走4丁目6番25号	
設置する 施設の 諸元	ごみ焼却施設	焼却炉	能力：400 t / 日 (200 t / 日 × 2 炉) 方式：ストーカ方式
		発電施設	蒸気タービン発電機出力：約9, 700kW
		煙 突	高さ70m
	粗大ごみ処理施設	能力：50 t / 5時間	
建物の規模・構造		工場棟（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設） 建築面積：約7, 700m ² 、高さ：約35m 構 造：鉄骨造及び鉄筋コンクリート造 階 数：地下1階、地上4階	
工事の期間		3年間程度	

配置図



出典: 東大阪都市清掃施設組合資料

(2) ごみの発生抑制や資源化の現状

現在、ごみ発生抑制や資源化のために、図2-5及び表2-5に示す事業に取り組んでいます。

図2-5 ごみの発生抑制や資源化のための事業

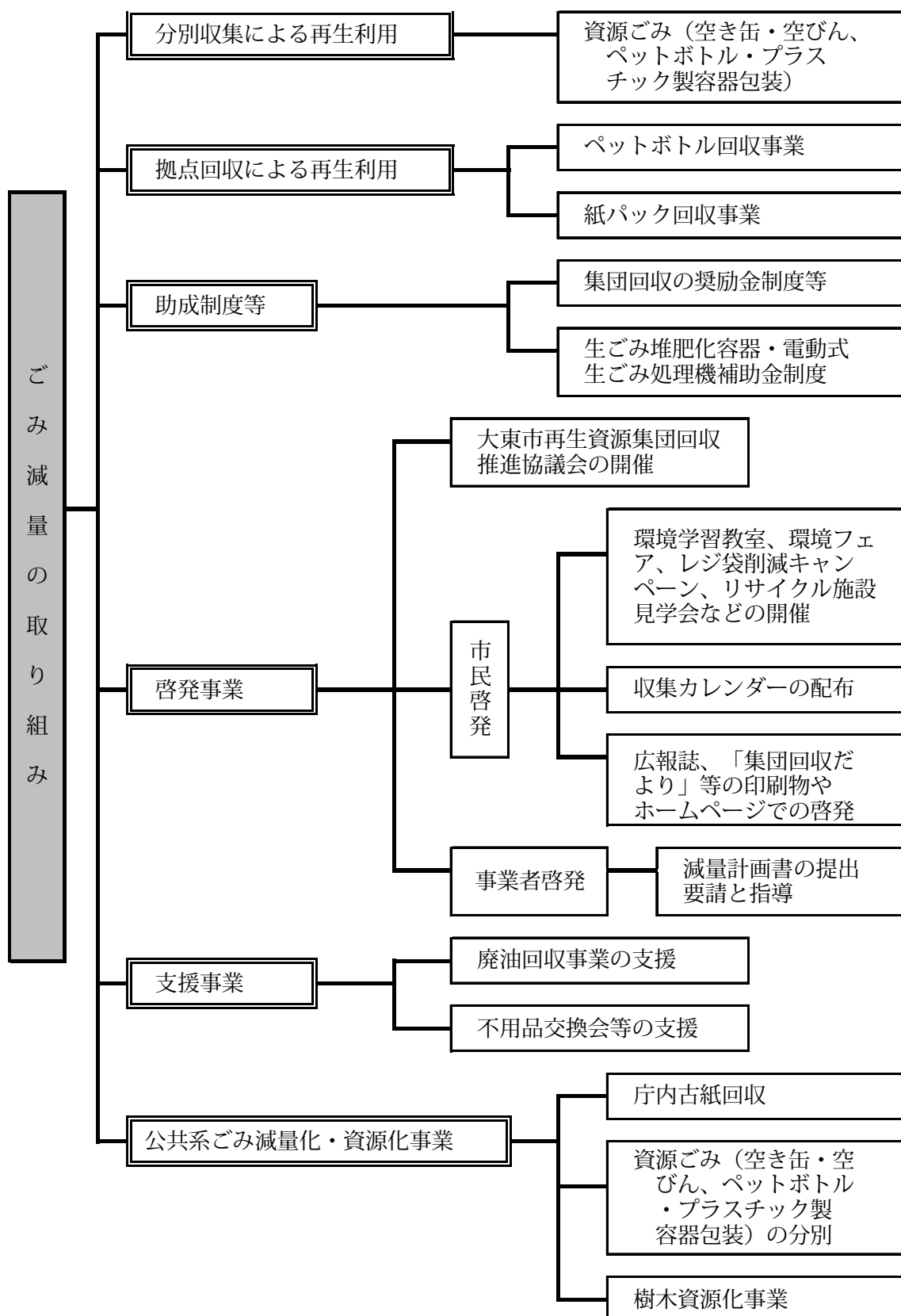


表 2－5 ごみの発生抑制や資源化のための事業内容（1／2）

取組み		市の支援内容
分別収集による再生	缶・びん	○平成3年10月から、約1,000世帯を対象にモデル実施していた空き缶・空きびんの分別収集について、平成6年4月から市全域を対象に実施。 ○平成7年度からは、透明、厚さ0.04mm 45リットル入りの袋を指定し、市内のスーパー12店舗の協力により販売。 ○排出方法は同じ袋で2種混合である。
	ペットボトル・プラスチック製容器包装	○平成13年10月から、約1,000世帯のモデル地区を対象にプラスチック製容器包装の分別収集を実施。段階的にモデル地区を拡大し、平成16年度には、5地区、約2,500世帯を対象に実施した。 ○平成19年4月から、市内全域でペットボトルおよびプラスチック製容器包装の分別収集を実施。 ○排出方法は同じ袋で2種混合である。
拠点回収による再生	紙パック	○平成3年8月に発足した牛乳パック・リサイクル推進協議会が、紙パックの拠点回収を実施していた。平成10年4月には、障害児・者問題連絡協議会が回収を引き継いだ。平成21年3月に協議会が解散した後も、構成団体が活動を継続していたが、実施当初に比べ、実施団体の活動が確立されたことから、奨励金の交付を平成21年度で終了した。 ○平成24年度までは、回収拠点からの収集・運搬は、市の直営車により、毎月第2・4水曜日に実施し、再生資源取扱業者に引渡し、資源化していた。平成25年度からは、障害者団体に業務を委託している。 ○平成26年度末現在、スーパー12か所、公共施設7か所の合計19拠点において実施している。平成26年度の回収量は約9tであった。
	ペットボトル	○平成9年10月にペットボトルの拠点回収を開始。平成26年度末現在で、スーパー12か所、公共施設等11か所の合計23拠点で実施。 ○平成24年度までは、回収拠点からの収集・運搬は、市の直営車で週3回～4回行い、東大阪都市清掃施設組合に搬入していた。平成25年度からは、障害者団体に業務を委託している。 ○平成26年度の回収量は約63tであった。
助成制度等	再生資源集団回収奨励金交付事業（集団回収の報奨金制度）	○平成3年10月から、再生資源集団回収奨励金交付事業によって、子ども会等の集団回収実施団体に対して、回収した古紙等の重さに応じた奨励金を助成している。 ○奨励金の交付対象はおおよそ20世帯以上で構成されている自治会や子ども会などの非営利団体である。また、対象品目は新聞、雑誌、段ボール、紙パック、古布、紙製容器包装（平成15年7月から追加）、アルミ缶（平成25年4月から追加）の7品目である。 ○奨励金の単価は1kg当たり3.5円（平成22年4月回収分から1kg当たり4円を3.5円に引き下げ）である。平成26年度の集団回収実施団体数は120団体、回収量は約3,112t、奨励金の総額は10,892,031円であった。
	堆肥化容器・電動式生ごみ処理補助金事業（生ごみ堆肥化事業）	○平成6年5月に生ごみ堆肥化容器のモニター制度を開始し、平成8年7月から堆肥化容器無償貸与制度に変更し、コンポスト容器とEMぼかし容器の2種類の容器を無償貸与する事業として実施していた。その後、平成13年度から、電動式生ごみ処理機の補助金制度を実施し、コンポスト容器・EMぼかし容器も合わせた補助金制度に切り替えた。 ○補助内容はコンポスト・EMぼかし容器、電動式生ごみ処理機ともに購入金額の1／2であり、電動式生ごみ処理機の補助金の上限は2万円である。 ○平成26年度は19世帯に対して補助を実施した。平成21年度までに貸与・補助した累積世帯数はコンポストが233世帯、EMぼかし容器が275世帯、電動式生ごみ処理機が382世帯の合計890世帯となっている。
リサイクル情報の提供		○平成7年8月から、使う予定のない贈答品、家具、電気器具などを「ゆずります」「ゆずってください」の情報として受け付け、毎月「広報だいとう」にリサイクル情報として掲載し、それを閲覧した人が互いに連絡を取り合って話し合い、譲り合う事業を実施した。 ○平成20年10月から提案公募型委託事業によりNPO法人「住まいみまもりたい」が引き継いでいる。

表 2－5 ごみの発生抑制や資源化のための事業内容（2／2）

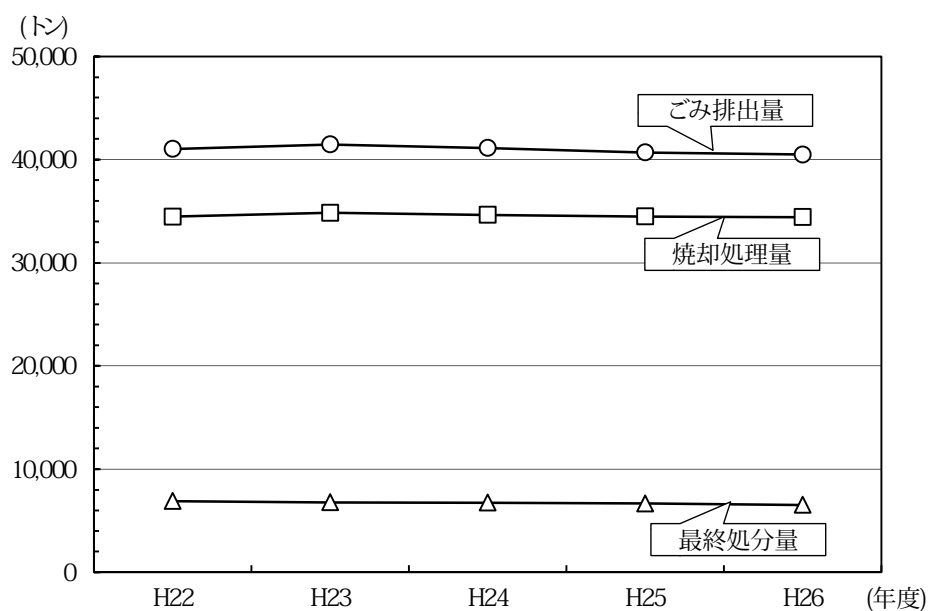
取組み		市の支援内容
啓発	集団回収推進のための啓発	○ごみの減量化、資源の有効利用等を推進するため、平成6年6月に、「大東市再生資源集団回収推進協議会」を設置した。 ○協議会は、大東市こども会育成連絡協議会、集団回収登録団体、再生資源回収業者、市職員の計7名で構成されている。 ○集団回収の手引きや集団回収だよりを年1回発行して情報提供を行っている。 ○契約業者以外の者が資源物を持ち去らないよう、啓発看板を市で作成し、希望する団体に配布している。
	市民啓発	○市民のごみ減量の意識を高めるため、環境学習教室、環境フェア、リサイクル施設見学会などを開催している。 ○施設見学会については、焼却施設見学会を年1回実施するとともに、平成11年度から、市民団体のごみ減量のための取り組みを支援して、「ごみ問題を考えるスタディーツアー」を年1回開催している。 ○ごみ収集カレンダーを毎年3月に全戸配布することによるごみ収集日や分別の区分についての知識の普及や、「広報だいとう」へのごみ関連記事の掲載など、印刷物を利用した啓発を実施している。
	事業者啓発	○平成7年4月から、1日の平均排出量が100kg以上の多量排出事業所に対して、年1回の減量計画書の提出を要請し、その計画に基づく減量推進を指導している。 ○平成26年度の減量計画書提出対象である多量排出事業所は、45事業所である。新規対象事業者については、事業所を訪問し、計画書の作成についての説明と減量の推進指導を行っている。
活動支援	廃油回収事業	○市民団体などが主体となって実施している廃油回収に対し、市の広報誌によって回収日を市民に知らせ、廃油再生事業者とともに回収を行っている。 ○平成22年度から、中垣内および龍間地区で新たに回収を実施している。
公共系ごみ対策	庁内古紙回収	○平成3年9月に、総務課を中心とした古紙の分別回収を開始した。平成5年11月から、環境政策室、総務課及び管財課の三者の取り組みとして全庁的に展開した。平成8年度に出先施設へ分別ボックスを設置し、庁内全体での体制の整備を完了している。 ○平成26年度の回収量は、約33トンであった。
	小学校紙パック回収モデル事業	○平成11年4月から、リサイクルを環境教育の実践活動として、泉小学校で学校給食から出る牛乳パックを再生資源会社に引き渡し、トイレットペーパーと交換して、校内で使用する活動を平成16年度まで実施していた。 ○平成16年9月から、氷野小学校、深野小学校、諸福小学校、四条北小学校の4校では、障害者団体と協力して、牛乳パックの回収・リサイクルに取り組んでいる。
	公共施設生ごみ堆肥化容器設置事業	○平成7年度から、保育所と小学校を対象に生ごみ堆肥化容器設置事業を開始し、保育園は全所設置を完了した。 ○小学校への設置については、平成9年度末には9校への設置を完了したものの、0-157や学校現場の体制の問題などから、平成10年度から中止することとなった。 ○平成13年度に、業務用生ごみ処理機を小学校3校に設置し、給食から出る生ごみを堆肥化して、環境教育の一環として花壇や畑で活用している。平成14年度以降は教育総務課へ事業を移行し、全小学校で堆肥化を実施している。
	資源ごみの分別	○市が率先して分別回収に取り組むため、本庁及び別館の各フロアに資源ごみ（空き缶・空きびん・ペットボトル・プラスチック製容器包装）の分別ボックスを設置している。
	刈り草・剪定枝の資源化	○平成19年度から、市の公共施設で発生する刈り草や剪定枝等の樹木を資源化するため、民間業者に処理を委託している。 ○樹木はバーク堆肥や発電用木質チップ等にリサイクルされている。

(3) ごみ排出量、処理量の現状

1) ごみ排出量の動向

ごみ排出量は、平成24年以降、緩やかに減少しています。

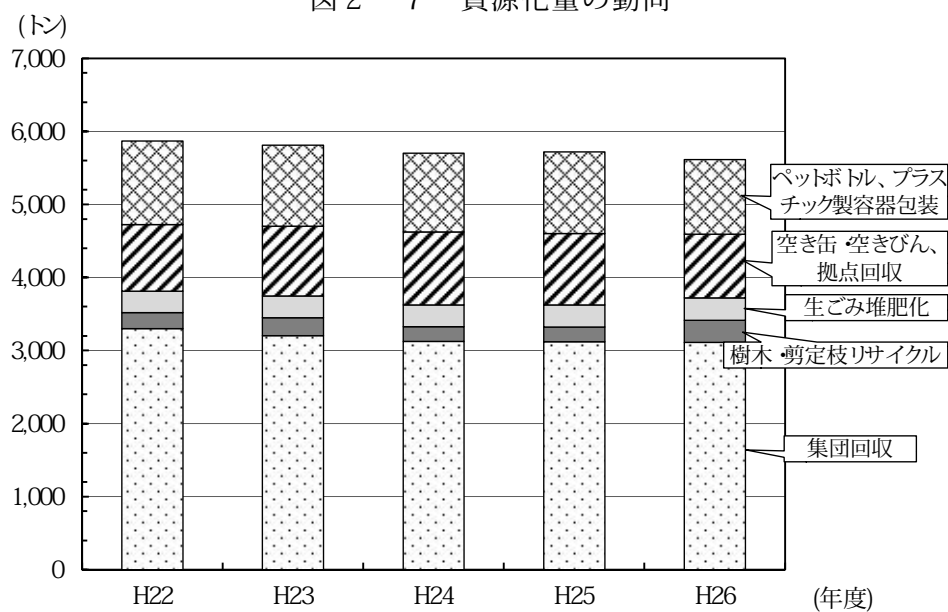
図 2 - 6 ごみ量の動向



2) 資源化量の動向

資源化量は、樹木・剪定枝リサイクル量や生ごみ堆肥化量は増加傾向ですが、全体としては緩やかに減少しています。

図 2 - 7 資源化量の動向



※多量排出事業所の減量計画書集計結果、中間処理施設での資源化は含んでいない

(4) ごみ質の現状

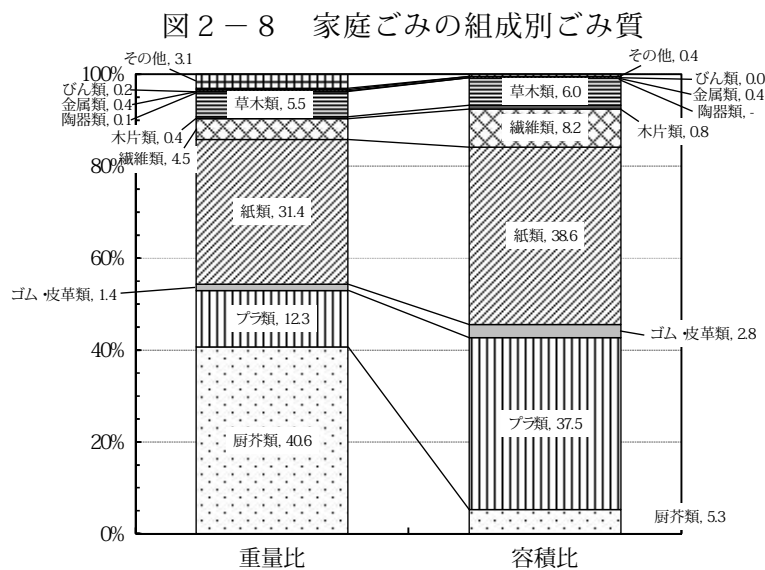
1) 家庭系ごみのごみ質

平成27年9月に実施した家庭系ごみの組成調査結果を以下に示します。

①一般ごみ

ア. 成分別組成の概要

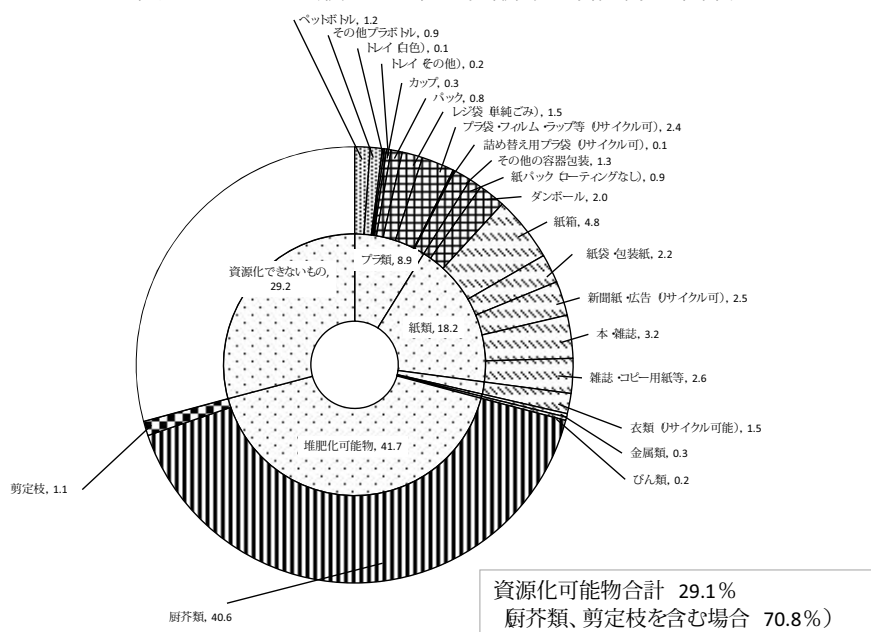
一般ごみの成分別組成を見ると、重量比では厨芥類等(流出水分を含む)が約41%、紙類が約31%、プラスチック類が約12%でした。容積比では、プラスチック類が約38%、紙類が約39%でした。



イ. 一般ごみ中の資源化可能物

一般ごみ中の資源化可能物なものの割合は、図2-9に示すように、新聞紙などの紙類が約18%、容器包装などのプラスチック類約9%など、合計で約29%（堆肥化等により資源化が可能な厨芥11.1類等を含めれば約71%）でした。

図2-9 一般ごみ中の資源化可能物の割合

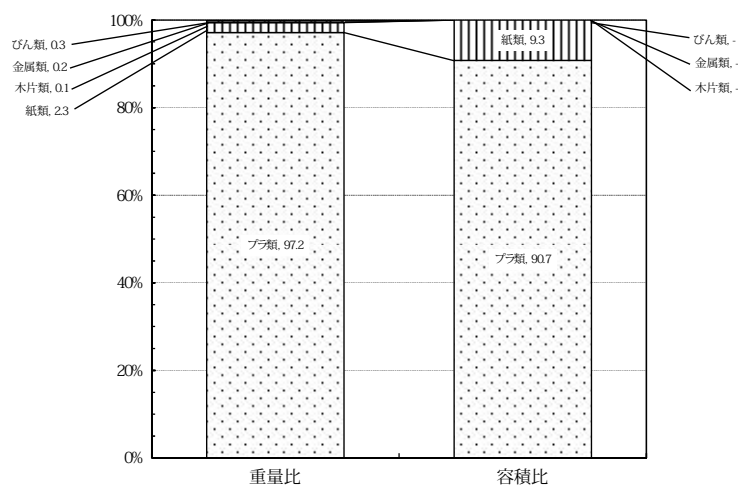


②ペットボトル・プラスチック製容器包装

ア．成分別組成の概要

ペットボトル・プラスチック製容器包装のごみ質の概要を図2-10に示しました。重量比では、「プラスチック類」が約97%、「紙類」が約2%でした。容積比では、「プラスチック類」が90.7%でした。

図2-10 ペットボトル・プラスチック製容器包装の組成別ごみ質



イ．異物の割合

ペットボトル・プラスチック製容器包装に含まれる異物の割合を表2-6に示しました。ごみ袋を含めた異物の割合は、重量比で約13%でした。

表2-6 プラスチック製容器包装・ペットボトルの異物割合

			重量 %	容積 %
収集対象		プラ製容器包装	63.52	52.50
		ペットボトル	23.52	9.33
	計		87.04	61.83
異物		ごみ袋	6.19	12.27
		法対象外容器包装	2.08	9.13
		その他(商品等)	1.85	7.50
		プラスチック類(ごみ袋を含む)	10.13	28.90
		紙類	2.27	9.27
		木片類	0.07	-
		金属類	0.22	-
		びん類	0.26	-
異物合計 (ごみ袋を含む)			12.96	38.17
総計			100.00	100.00

ウ．分別排出の実施状況

ペットボトル及びプラスチック製容器包装が、一般ごみとペットボトル・プラスチック製容器包装のどちらの収集区分に排出されているかを示す「分別等実施率」を表２－７に示しました。

分別等実施率は、ペットボトルが約82%、プラスチック製容器包装全体が約67%でした。分別等実施率は、ペットボトルが約74%、プラスチック製容器包装全体が約38%でした。プラスチック製容器包装を品目別に見ると、トレイ（その他）は約91%、パックは約84%と高い割合ですが、チューブ類は約37%、レジ袋は約21%と比較的低い割合でした。

表２－７ ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別等実施率

		一般ごみ (食品残さ等 付着率補正後)	ペットボトル・ プラスチック製 容器包装	分別等実施率
		kg	kg	%
ペットボトル		3.56	16.14	81.9
プラ 製 容 器 包 装	その他プラボトル	2.75	4.49	62.0
	トレイ（白色）	0.44	1.72	79.6
	トレイ（その他）	0.48	4.60	90.6
	カップ	1.00	2.23	69.0
	パック	2.60	13.25	83.6
	レジ袋（単純ごみ）	3.94	1.06	21.2
	プラ袋・フィルム・ラップ等 （リサイクル可）	6.28	15.92	71.7
	詰め替え用プラ袋 （リサイクル可）	0.28	0.31	52.5
	チューブ類	0.36	0.21	36.8
	その他の容器包装	4.27	1.22	22.2
合計		22.40	45.01	66.8

※一般ごみ中のプラスチック製容器包装には、食品や食べ残し等の付着が多いことから、容器包装に付着している厨芥類の重量である「食品残さ等付着率」を設定し、調査結果を補正した。食品残さ等付着率は、前回の「大東市一般廃棄物処理基本計画（平成23年3月）」を参考に、容器（詰め替え用プラ袋・チューブ類を除く）=5%、詰め替え用プラ袋・チューブ類=15%、レジ袋（単純ごみ）・プラ袋・フィルム・ラップ等=20%、その他=0%と設定した。

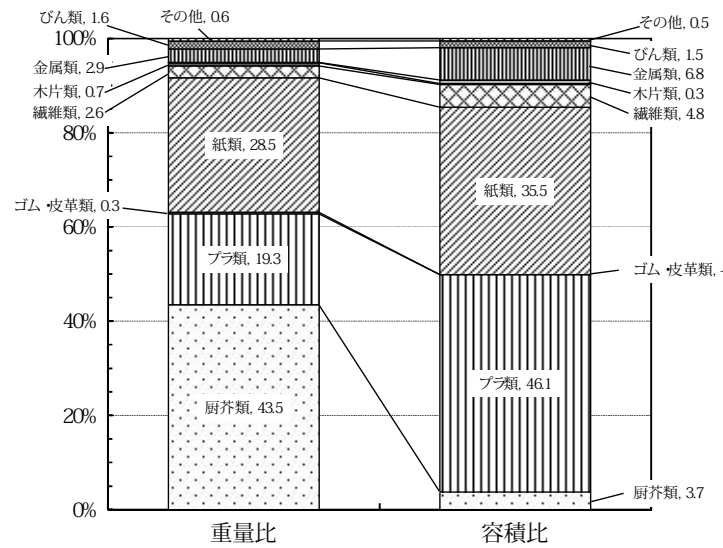
2）事業系ごみのごみ質

①成分別組成の概要

大東市の事業所ごみの成分別の組成を図２－11に示しました。

市内の全業種を平均したごみ組成の重量比は、「厨芥類（流出水分を含む）」が約44%、「紙類」が約29%、「プラスチック類」が約19%でした。一方、容積比では、「プラスチック類」が約46%、「紙類」が約36%でした。

図 2－11 事業系ごみの成分別組成（全業種平均）



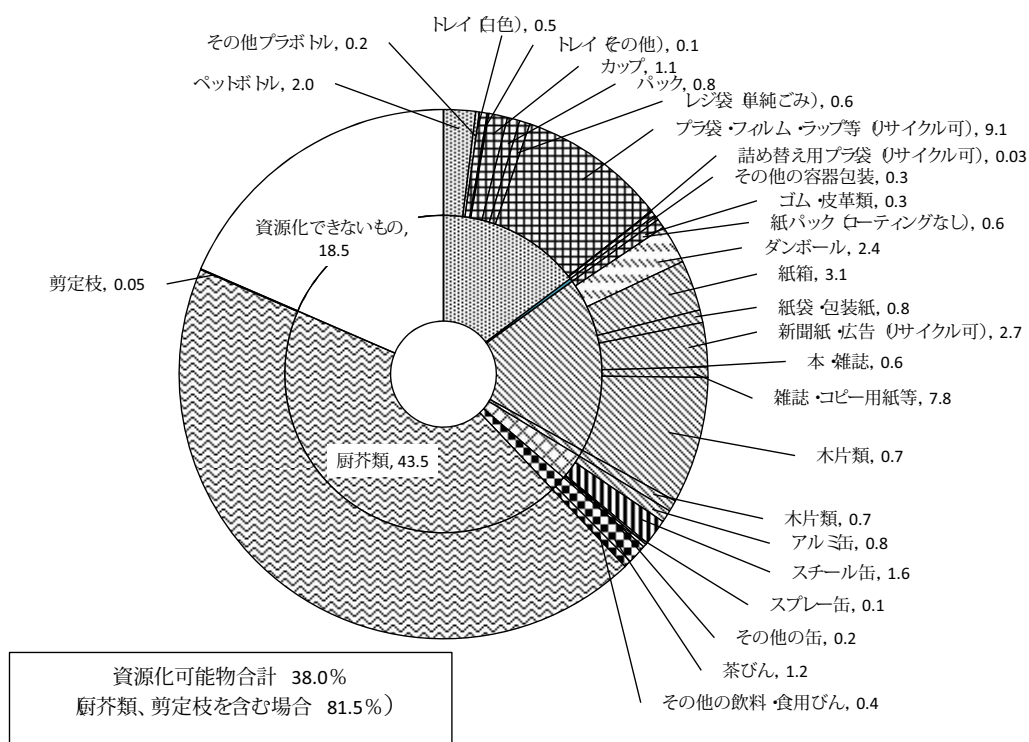
②事業系ごみ中の資源化可能物の割合

事業系ごみ中の資源化可能物の割合を図 2－12に示しました。

事業系ごみに含まれる段ボール、新聞紙等の古紙類、ペットボトル、缶、びん等の資源化可能物の割合は、全業種の平均で約38%でした。

また、堆肥化・バイオマス化の対象となる食品廃棄物は約44%含まれていました。

図 2－12 事業系ごみ中の資源化可能物の割合（全業種平均 重量比）



(5) ごみ処理費用の現状

平成26年度のごみ処理費用（塵芥処理費用）は約18億円です。

平成26年度の、市が関与するごみ排出量（市の処理量と、奨励金等の対象となる集団回収量の計）1トン当たりのごみ処理費用は、約46千円、市民1人当たりのごみ処理費用は、約15千円でした。

また、ごみ収集・処理手数料は、表2-10に示すとおりです。

表2-8 ごみ処理費用の内訳（平成26年度）

項 目		単位	費用(千円)
建設改良費		千円	113,654
工事費	収集運搬施設	千円	0
	中間処理施設	千円	0
	最終処分場	千円	0
	その他	千円	0
	調査費	千円	0
組合分担金		千円	113,654
処理及び維持管理費		千円	1,712,554
人件費		千円	41,409
処理費	収集・運搬費	千円	0
	中間処理費	千円	0
	最終処分費	千円	0
車両等購入費		千円	0
委託費		千円	1,165,932
組合分担金		千円	505,213
調査研究費		千円	0
その他		千円	12,391
合 計		千円	1,838,599

表2-9 ごみ1t当たり、市民1人当たり処理費用（平成26年度）

ごみ処理費用 ①	市の関与する ごみ量* ②	ごみ1t当たり 処理費用 ①÷②	人口 ③	市民1人当たり 費用 ①÷③
1,838,599千円	40,477t	45.4千円/t	124,240人	14.8千円/人

※市の処理量と、奨励金等の対象となる集団回収量の計

表2-10 ごみ収集・処理手数料（平成28年3月現在）

区 分	収集回数	手 数 料		
事業系 一般ごみ	週2回収集	45リットルのポリ袋1個	月額	1,320円
	週6回収集	45リットルのポリ袋1個	月額	4,560円
		※ポリ袋6個目から1個につき 3,960円		
引っ越し・ 臨時等のごみ	随 時	一般家庭	軽トラック1台 2t車 1台	6,000円以下 12,000円以下

3) 大阪府の中でのごみ減量等の取組状況

①ごみ排出量

大阪府内 43 市町村のうち、少ない方から数えて家庭系ごみは 29 番目、事業系ごみは 15 番目、全体で 19 番目であり、ごみ排出量の順位はほぼ真ん中に位置します。

表 2-11 生活系ごみ・事業系ごみの排出原単位と大阪府内の順位（平成 25 年度）

市町村名	生活系ごみ			事業系ごみ			ごみ総量		
	(t/年)	1人1日 当りの 排出量 (g/人・日)	順位 (少ない順)	(t/年)	1人1日 当りの 排出量 (g/人・日)	順位 (少ない順)	(t/年)	1人1日 当りの 排出量 (g/人・日)	順位 (少ない順)
大阪市	442,861	497	2	627,754	645	42	1,070,615	1,142	40
堺市	183,617	687	31	126,091	407	35	309,708	1,094	37
岸和田市	37,042	596	12	29,152	397	33	66,194	993	32
豊中市	72,690	547	5	42,792	293	28	115,482	840	5
池田市	21,142	609	15	9,475	252	23	30,617	861	11
吹田市	69,314	605	14	36,107	275	25	105,421	880	17
泉大津市	12,831	558	7	11,283	403	34	24,114	961	28
高槻市	71,643	639	21	37,253	286	27	108,896	925	23
貝塚市	19,549	676	28	14,171	431	39	33,720	1,107	38
守口市	24,608	539	3	16,573	312	29	41,181	852	8
枚方市	76,542	640	22	31,962	214	16	108,504	854	9
茨木市	53,649	633	19	52,529	519	41	106,178	1,152	41
八尾市	57,437	682	30	22,744	231	21	80,181	913	22
泉佐野市	16,704	472	1	30,371	817	43	47,075	1,289	43
富田林市	30,841	823	39	5,330	125	4	36,171	947	25
寝屋川市	51,476	667	27	19,768	224	20	71,244	891	20
河内長野市	24,463	708	33	6,749	164	10	31,212	872	15
松原市	26,275	663	26	8,339	185	13	34,614	848	7
大東市	27,804	679	29	9,557	210	15	37,361	889	19
和泉市	37,017	624	18	17,984	263	24	55,001	886	18
箕面市	26,625	634	20	16,330	335	31	42,955	969	31
柏原市	18,653	753	38	4,147	157	9	22,800	909	21
羽曳野市	28,100	736	34	9,199	217	17	37,299	953	27
門真市	25,288	622	17	19,644	430	38	44,932	1,052	36
摂津市	15,342	594	10	13,188	428	37	28,530	1,022	35
高石市	9,788	559	8	6,092	283	26	15,880	842	6
藤井寺市	14,596	602	13	10,179	420	36	24,775	1,021	34
東大阪市	105,222	655	25	86,045	470	40	191,267	1,124	39
泉南市	12,698	584	9	9,001	382	32	21,699	966	30
四條畷市	13,739	744	36	2,626	126	5	16,365	870	13
交野市	15,421	596	11	4,064	142	8	19,485	738	2
大阪狭山市	14,837	826	41	3,588	170	11	18,425	996	33
阪南市	12,185	647	24	4,587	219	19	16,772	865	12
島本町	6,563	646	23	1,079	96	3	7,642	742	3
豊能町	5,037	741	35	1,054	132	7	6,091	873	16
能勢町	2,013	540	4	1,396	332	30	3,409	872	14
忠岡町	4,232	746	37	1,228	189	14	5,460	935	24
熊取町	8,975	553	6	3,546	219	18	12,521	772	4
田尻町	1,959	618	16	768	242	22	2,727	861	10
岬町	5,860	991	43	1,110	179	12	6,970	1,170	42
太子町	3,212	690	32	172	33	1	3,384	723	1
河南町	4,139	824	40	754	128	6	4,893	951	26
千早赤阪村	1,679	910	42	111	52	2	1,790	962	29
府合計	1,713,668	600	-	1,355,892	418	-	3,069,560	1,018	-

1人1日当りの排出量＝ごみ量(g)÷人口÷365

②資源化量

資源化率は大阪府内で多い方から数えて32番目であり、大阪府内では少ない方に位置しています。なお、一般的には、有料化導入市町村、集団回収が盛んな市町村ほど資源化率が高くなっています。

表2-12 大阪府内市町村別資源化率（平成25年度）

市町村名	人口 (人)	可燃ごみの有料化	資源化率		1人1日当りの資源化量(g/人・日)			有料化 実施年度等
			(%)	順番 (多い順)	全体	集団回収	分別収集等	
大阪市	2,667,269		82	40	93	42	51	
堺市	848,957		17.8	14	196	94	102	
岸和田市	201,151	○	15.2	24	151	91	60	H14.7～
豊中市	399,735		13.9	27	116	48	68	
池田市	103,066	○	12.0	35	103	47	56	H18.4～
吹田市	359,689		16.9	17	149	77	72	
泉大津市	76,637	○	15.6	21	150	99	51	H22.12～
高槻市	356,693		13.2	31	122	89	33	
貝塚市	90,117	○	12.5	33	138	82	56	H16.4～
守口市	145,307		21.5	5	183	75	108	
枚方市	409,215		21.8	4	186	128	58	
茨木市	277,449		22.1	3	254	103	151	灰溶融実施
八尾市	270,264		15.1	25	138	100	38	
泉佐野市	101,846	○	6.7	42	86	22	64	H18.4～
富田林市	117,126	○	16.6	18	157	101	56	H8.2～
寝屋川市	241,571		21.4	6	191	83	108	
河内長野市	112,446	○	24.1	2	211	112	99	H8.2～
松原市	123,753		19.0	12	162	82	80	
大東市	124,690		12.8	32	114	69	45	
和泉市	187,560		13.6	29	120	83	37	
箕面市	133,710	○	13.8	28	133	88	45	H15.10～
柏原市	72,438		9.0	39	82	47	35	
羽曳野市	116,120		10.5	37	100	73	27	
門真市	125,137		13.3	30	140	69	71	
摂津市	84,321		15.5	22	158	95	63	
高石市	58,987	○	16.0	20	135	105	30	H25.4～
藤井寺市	66,450		4.1	43	42	0	42	
東大阪市	501,778		10.6	36	119	80	39	
泉南市	64,564	○	12.5	34	121	46	75	H20.4～
四條畷市	57,015		15.4	23	134	84	50	
交野市	78,195		19.1	10	142	56	86	
大阪狭山市	57,781	○	18.6	13	169	122	47	H8.2～
阪南市	57,423	○	19.2	9	165	65	100	H20.4～
島本町	30,875		14.6	26	108	63	45	
豊能町	21,923		31.2	1	273	112	161	
能勢町	11,532	○	19.7	8	172	62	110	H15.10～
忠岡町	17,828	○	16.1	19	145	96	49	H20.10～
熊取町	44,451	○	9.4	38	73	0	73	H21.4～
田尻町	8,688	○	7.6	41	66	1	65	H22.2～
岬町	16,972		17.2	16	194	45	149	
太子町	14,192	○	17.4	15	126	70	56	H8.2～
河南町	16,191	○	19.1	11	181	123	58	H8.2～
千早赤阪村	5,884	○	20.2	7	195	128	67	H8.2～
府合計	8,876,996	-	13.2	-	135	71	64	-

第3節 減量目標の達成状況

現行計画の減量目標の達成状況を表2-13に示します。埋め立て処分となったごみの量である最終処分量についても、新聞紙等の集団回収やプラスチック製容器包装等の分別収集による再生利用量についても、目標を達成していませんでした。

表2-13 減量目標の達成状況

	平成21年度	平成26年度		
	[基準年度]	[目標] (予測値)	[実績]	目標 達成状況
人 口 (人)	128,348	123,796	124,240	—
発生予測量 (t) ①	43,704	42,148		—
最終処分量 (t) ②	6,837	6,160	6,536	×未達成
[対当該年度発生量比] ②÷①	16%	15%	16%	
再生利用量 (t) ③	8,459	9,370	8,047	×未達成
[対当該年度発生量比] ③÷①	19%	22%	19%	
減量目標値 (t) ④=②+③	15,296	15,530	14,583	×未達成
[対当該年度発生量比] ④÷①	35%	37%	35%	

※最終処分量は、埋め立て処分をしたごみの量である。

※再生利用量は、缶・びん、ペットボトル・プラスチック製容器包装等の分別収集、古紙等の集団回収、事業所の自主的な減量、生ごみの自家処理を合計した量である。

第4節 計画の課題

基本計画を策定するにあたっての課題は以下のとおりです。

(1) ごみ減量に関する課題

1) 発生抑制・再使用（リデュース・リユース）

①発生抑制の優先

循環型社会形成推進基本法では、ごみの取り扱いにおいて、発生抑制を、再使用、再資源化、適正処理よりも優先する事項と位置づけています。本計画でも、ごみの発生抑制を優先する計画とする必要があります。

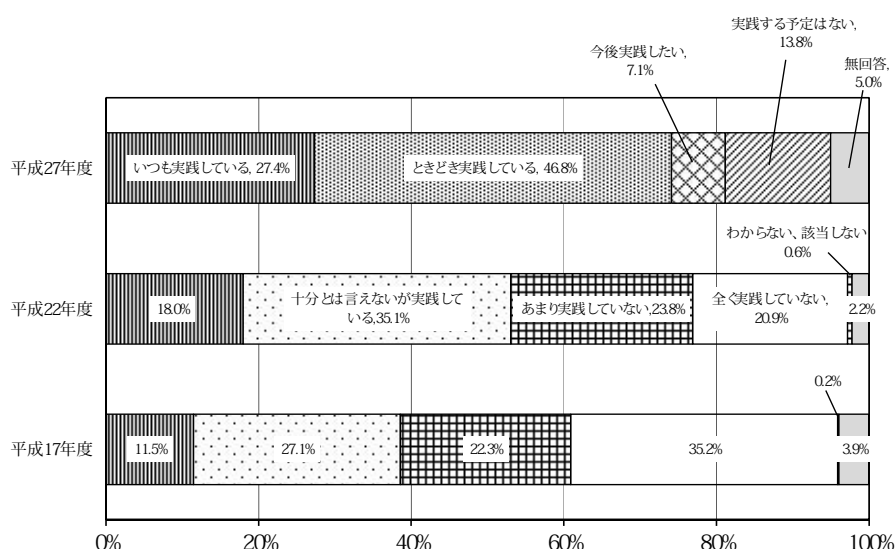
②もったいないを実践する人づくり、環境配慮型販売の浸透

市民へのごみ減量等に関する意識調査結果によると、「買い物袋を持参している」をいつも実践している割合が、平成17年度の約12%から平成22年度は約18%に増加し、平成27年度はさらに約27%に増加しているなど、発生抑制等の実践は広まりつつあります。

しかし、平成27年9月に実施した家庭系ごみ質調査の結果によると、家庭ごみ中には、「新聞紙・広告」（約3%）など、発生抑制可能なものが含まれていることから、無駄になる食料品の削減、使い捨て商品の購入抑制など、「もったいない」の意識を大切にしてごみの発生抑制や再使用に取り組む市民を増やすため、環境教育や環境学習を充実する必要があります。

また、使い捨てのものしか売られていない場合は、一人ひとりの消費者は、それを使わざるを得ません。従って、本質的なごみの発生抑制のためには、市民・行政が協働して、事業者（製造・販売者）にごみをつくりにくい商品や容器包装の提供などの環境配慮型販売を推進する必要があります。

図2-14 「買い物袋を持参している」の実践状況



2) 再生利用（リサイクル）

①ごみ減量活動市民活動グループ・地域活動グループの育成

ごみの減量や資源化を進めるためには、集団回収の促進、店頭回収の充実、協定の締結などによるレジ袋削減の取り組みなど、市民・事業者・行政が協働した取り組みが必要です。そこで、ごみ減量に取り組む市民活動グループや、ごみ減量を実践する指導者の育成が必要です。

②市民1人1日当たりの分別排出率の向上

市で実施しているごみの減量化方策による資源化量は、市民1人1日当たりになると平成26年度で約116g/人・日でした。これは、平成22年度の約120g/人・日に比べて、約4gの減少であり、集団回収、拠点回収、分別収集による資源回収量は、計画の中期目標値を達成していませんでした。そこで、市民への意識啓発や分別排出に協力しやすい仕組みづくりなどを進め、市民1人1日当たりの分別排出率を上げる必要があります。

集団回収については、まず、集団回収が実施されていない地域における集団回収の実施を目指した取り組みが必要です。また、今後、自治会役員の高齢化等により、集団回収の継続が困難になる地域も出ると予想されることから、集団回収の世話役となる人材の育成や、集団回収実施への支援の充実なども必要です。

表2-14 資源回収量の実績値と目標値

	実 績 値		目 標 値	
	平成22年度	平成26年度	平成26年度	平成32年度 (最終目標年度)
缶・びん (集団回収、分別収集の計)	997 t	973 t	1,031 t	1,024 t
ペットボトル (拠点回収、分別収集の計)	117 t	183 t	133 t	168 t
プラスチック製容器包装	1,167 t	1,058 t	1,387 t	1,695 t
紙類の集団回収(紙パック除く)	3,125 t	2,880 t	3,538 t	4,189 t
古布の集団回収	173 t	157 t	185 t	208 t
紙パックの回収 (集団回収・拠点回収の計)	19 t	14 t	46 t	84 t
小 計	5,598 t	5,265 t	6,320 t	7,368 t
市民1人1日当たり	120g/人/日	116g/人/日	144g/人/日	167g/人/日

※実績、目標とも、事業所の自主的な資源化量や生ごみの堆肥化等の、市が関与しない資源化量を含んでいない

（２）ごみの収集・運搬に関する課題

①市民への排出ルール周知徹底

ごみの品目や大きさによって、一般ごみ、燃える粗大ごみ、燃えない粗大ごみ、資源ごみのどれに排出すべきか等の分別区分を明確化し、市民への周知徹底を工夫する必要があります。

また、資源化のために必要な、洗浄、保管、分別排出などの各家庭の役割について啓発を徹底し、理解を求め、協力を得ていく必要があります。

②蛍光灯等の有害物含有製品、在宅医療機器等への対応

蛍光灯や乾電池など市で適正に処理することが困難なもの、市が回収するよりも、販売店で回収し、そのまま逆流通ルートに乗せて資源化施設に送る方が環境負荷の低減のために効率的なものについては、店頭回収や販売店返却による資源化システムの確立を推進する必要があります。

近年、在宅医療の浸透により、在宅医療廃棄物の収集・処理が喫緊の課題となっています。そこで、医師会等と協議し、医療機関による回収を原則とするなどの対応方法を定める必要があります。

③小型家電製品等の新たな廃棄物への対応

小型家電製品や携帯電話など、希少金属であるレアメタルを含有する製品の回収・リサイクルなどの新しい廃棄物問題に対し、情報収集を行い適切に対応していく必要があります。

（３）ごみの中間処理、最終処分に関する課題

①高効率発電等低炭素社会の実現に貢献できる新たな中間処理施設等の整備

東大阪都市清掃施設組合の第三工場及び破碎工場（粗大ごみ破碎施設）は、経年的な老朽化に伴い、施設の更新が進められています。新たに建設する清掃工場において、環境負荷が小さく、循環型社会や低炭素社会の実現に貢献できる中間処理を行う必要があります。

②有害化学物質を含む家庭ごみの安全な処理の推進

蛍光灯、カセットコンロ用ガスボンベなど、微量の有害化学物質を含んだり爆発の危険を持つごみが家庭で発生しています。それらのごみについて、より安全な収集・処理方法を選択し、排出方法を市民に周知することにより、市民の安全・安心を確保する必要があります。

市だけでは、有害化学物質を含む製品の購入時の指導ができないため、国や生産・販売に関わる事業者に対して、適切な対応を求めていくことが必要です。

③最終処分場の確保（限りある埋立処分場の認識によるごみ減量推進）

本市は、市域内に最終処分場を確保できないため、今後とも広域的な処分場の確保が不可欠です。しかし、現在の最終処分場であるフェニックス処分場は平成40年度以降の計画が未定となっており、それ以降の最終処分場が確保できていません。そこで、国や府に働きかけ、公共関与による広域的な最終処分場の整備を求める必要があります。

（４）事業系一般廃棄物への対応に関する課題

①事業者のごみ処理責任の周知徹底

事業所から排出されるごみの処理責任が事業者にあることを啓発し、家庭ごみと事業系ごみの違いを明確にする必要があります。

②ごみの減量化に対する指導強化（大規模事業所の多量排出事業所減量計画書によるごみの減量化の推進）

ごみの多量排出事業所に対しては、ごみの排出者責任を認識し、自主的なごみ減量を促進するため、減量計画書の提出、立ち入り検査、廃棄物減量等推進責任者を通じた減量指導等を強化する必要があります。

③食品リサイクル法による指導の強化

大東市の事業系ごみの約４割は生ごみです。そこで、食品小売業や外食産業などを対象に、食品リサイクル法に基づく食品の再生利用等を推進する必要があります。

④小規模事業所の資源化の仕組みづくり

ごみ減量の促進のためには、大規模事業者だけでなく、中小の事業所から排出される古紙、缶・びん等の回収システムの構築が必要です。しかし、中小事業所に関しては、大規模事業所と比べて資源化物の排出量が少ないために回収等に費用がかかるなど、自主的な資源化が難しい理由もあります。そこで、再生資源業者や委託収集業者等と連携した資源化物の回収や分別収集等の仕組みの構築など、小規模事業者の資源化の仕組みづくりが必要です。

（５）適正なごみ処理費用負担のあり方に関する課題

①一般ごみ、粗大ごみへの有料化導入の検討

国の方針では、ごみ減量に寄与し、ごみ減量に努力する人に報いて公平な費用負担やごみ減量化の促進のための手法として、有料化を進めることになっています。一方、市民の意識では、粗大ごみについては半数以上が有料化に賛成していましたが、一般ごみについては税金でまかなうべきという意見が多く見られました。そこで、粗大ごみについては有料化に関する具体的な検討を進める必要があるとともに、一般ごみについては、適切な時期に市として有料化を行うかどうかに関して検討を行う必要があります。なお、有料化を実際に進める際には、有料化の意義等を啓発し、十分な議論を行い市民の理解を求める必要があるとともに、ごみの少ない生活を可能にする販売システムの普及等も進める必要があります。

②事業系ごみの適正負担に関する検討

事業系ごみの収集費用及び処理費用については、すでに有料化されていますが、現状は収集・処理に要する費用や料金徴収に伴う事務費用の全額負担とはなっていません。今後、さらに事業者のごみ処理責任を明確にし、ごみ減量が進むよう、収集手数料、ごみ処理手数料の徴収方法、費用負担のあり方を見直す必要があります。

第3章 基本理念と基本方向

第1節 計画の視点

廃棄物や資源化に関する基本的枠組みについての法律である「循環型社会形成推進基本法」に示されているとおり、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やりサイクルを進めることにより、資源の浪費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっています。「循環型社会」とは、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会であり、地球環境を保全し、次世代に引き継ぐために、今に生きる私たちが作り上げなければならないものです。

循環型社会形成推進基本法は、対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進するものです。同法では、廃棄物の取り扱いに、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処理の優先順位があることを明示するとともに、循環型社会の形成に取り組んでいく上で、事業者・国民の「排出者責任」、生産者の「拡大生産者責任（自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う）」を果たすことを求めています。

この循環型社会形成推進基本法を踏まえ、また、第三期までの大東市一般廃棄物処理基本計画における計画の視点を継承し、本計画を以下の5つの視点で策定します。

- I. 長期的な視点に立って、地球規模の環境への影響を抑制するための選択をする
- II. 社会的な費用を総合的に軽減する
- III. 拡大生産者責任、排出者責任の原則にのっとり
- IV. ごみの発生抑制、ごみとなる前の再生利用を重視し、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処理の優先順位に沿ったごみ発生管理を行う
- V. 市民・事業者・行政の三者の協働でごみの削減・管理・適正処理を進める

※協働とは（大東市環境基本条例逐条解説より）

大東市がめざすまちづくりを実現していくという共通の目標を達成するために、自立した市民や社会を構成する多様な主体と行政が、互いの違いを認め合い尊重し合っ
て対等な関係に立つとともに、責任と役割分担を相互に自覚し、補完・協力すること
を基本におき、それぞれがもっているできる限りの知恵や資源を持ち寄り、それぞれ
が責任と役割を公平に分担し、連携して活動を行い、その関係を続けること。

第2節 基本理念

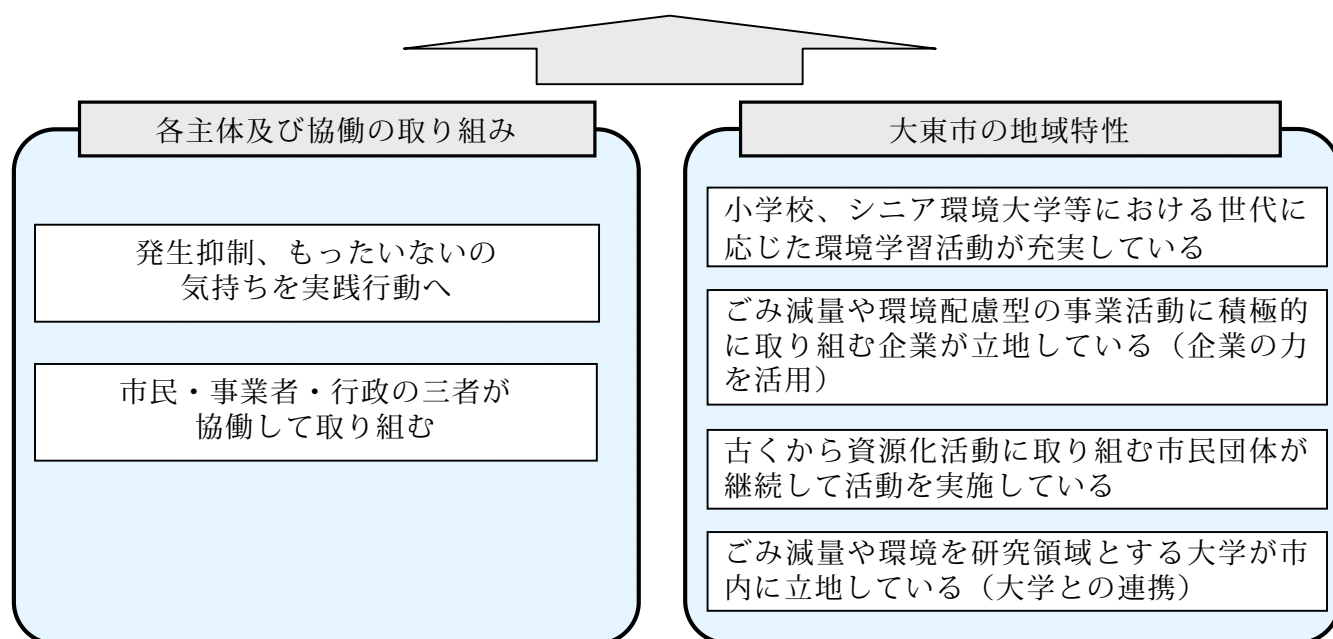
「もったいない」の心で1人1人が築く 循環型都市だとう

「循環型都市」は、資源の使いすぎやごみ処理に伴う環境への影響が、我々の生活を脅かすことなく、将来にわたって豊かな生活の質を保つ都市です。そのため、ごみを削減するとともに、やむを得ずごみとして排出しなければならないものは適正な処理を行います。循環型都市では、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進し、資源をごみとして処分するのではなく、再びものやエネルギーに生まれ変わらせて循環させます。

大東市では前回の基本計画の策定後に、粗大ごみの電話申込制やプラスチック製容器包装・ペットボトルの分別収集など、市全体を循環型都市とするための取り組みを進めてきました。今後は、市民が「もったいない」という言葉に含まれる「ものや資源を大切に使う」という意識を大切に、発生抑制、再使用の2R行動を心がけるとともに、ごみの減量を実践するための取り組みを進めます。

また、ごみの減量を進めるためには、市民や市民団体・事業者・行政の「1人1人」が、ごみの排出者・処理責任者としての役割と責任を果たすことが重要です。さらに、1人1人の力を合わせ、市民・事業者・行政の協働により循環型都市だとうを作りあげていきます。

「もったいない」の心で1人1人が築く 循環型都市だとう



第3節 基本方向

基本方向1 三者協働で循環型社会の構築を進める基盤づくり

市民、事業者、行政の協働による循環型社会の構築の取り組みを行うため、大東市がコーディネート役となって関係者間の連携を図り、活動の基盤となる組織づくりを行います。

また、市民・事業者による自主的なごみ減量活動を手助けするため、情報提供や環境教育を充実させます。また、ごみ減量に関する研修会の開催、活動拠点の提供等の支援についても進めます。

さらに、市民・事業者・行政が、それぞれの役割分担のもとに連携して、循環型社会の構築に取り組むまちづくりを進めます。なお、地域や市民団体等と連携したごみ減量の取り組みを推進します。

基本方向2 ごみを発生させない意識と行動の浸透

(発生抑制・再使用)

循環型社会を形成するためには、まず、不要なものを生まない発生抑制を進めることが重要です。さらに、たとえ不要となった場合でも、再使用することが望めます。そのためには、一人ひとりがごみの発生抑制の方法や再使用の手段について知識や情報を持ち、ごみを捨てない行動を実践することが必要です。

そこで、市民・事業者・行政のそれぞれがごみに対する認識を深め、ごみ減量の意識を高め、実際の行動に取り組むための情報や学習機会を提供したり、発生抑制や再使用を支援するための施策を進めます。

基本方向3 循環を実現するための仕組みづくり（再生利用）

再使用できないごみは再生利用を行います。費用や環境負荷が過大にならない範囲で「循環を実現するための仕組みづくり」を行い、再生利用を実施します。また、分別排出への協力状況を向上させるための情報提供や啓発活動に取り組みます。

基本方向4 適正で安全・安心なごみ処理システムの構築

(熱回収・適正処理)

発生抑制や循環利用ができずにごみとして排出されたものは、エネルギー回収を行うとともに、適正処理・処分を行います。

そのため、「適正で安全・安心なごみ処理システムの構築」を進め、既存のごみ処理施設の適正な運転管理の継続と、計画的な施設の更新を進めます。さらに、地球温暖化防止の観点から温室効果ガスの削減に配慮し、低炭素社会の実現に寄与したごみ処理システムの構築を進めます。

第4章 ごみ処理の数値目標

第1節 循環型社会構築に向けた減量目標

(1) 市民、事業者の行動と減量目標

家庭系ごみ、事業系ごみに対する減量施策を推進するとともに、市民、事業者をごみ減量行動実践に向けて誘導することにより、最終目標年度（平成32年度）の減量目標を、発生抑制等により基準年度（平成21年度）の焼却処理量から10%削減、資源化の推進により平成32年度のごみ排出量に対して28%の資源化率を達成します。

その結果、焼却処理量は平成21年度より20%減（約6.9千トン減少）、最終処分量は平成21年度より19%減（約1.3千トン減少）の効果が発揮されます。

なお、焼却量等の詳細を30ページの＜参考＞に示しました。

図4-1 減量目標

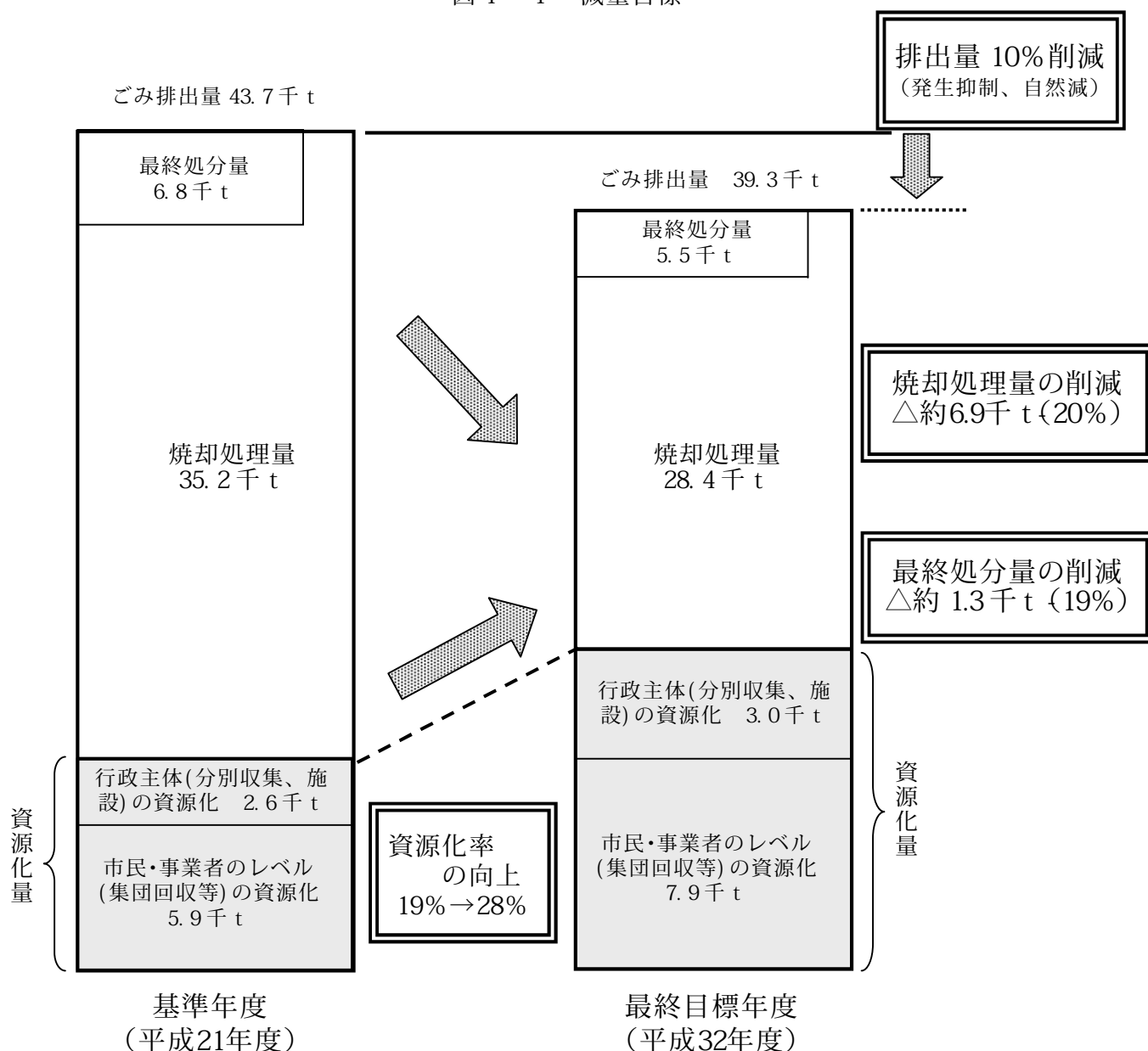


図 4 - 2 市民・事業者・行政の主な行動と減量目標

行政の行動

1. ごみ減量行動への誘導

- 粗大ごみ収集への有料化導入
- 情報提供の拡充、減量指導の充実
- 各主体間の減量の取組のコーディネート

市民の行動

1. 発生抑制の推進

- 「もったいない」気持ちを育む学習・啓発事業の推進等により、賞味期限切れで捨てられたり、食べ残されている生ごみ等を発生抑制
発生抑制量：22g/人/日（984 t）（H32）
- 修理等をして物を大切に使う
発生抑制量：15g/人/日（645 t）（H32）

2. 資源化の推進

- 集団回収の活性化により、古紙の資源化量を現状の約 1.3 倍に拡大
分別実施率：49%（H21） → 68%（H32）
新規資源化量：26g/人/日（976 t）
- プラスチック製容器包装の分別排出の啓発、PR 等により、分別排出率を向上
分別排出率：31%（H21） → 50%（H32）
新規資源化量：15g/人/日（480 t）

事業者の行動

1. 発生抑制の推進

- 事業所へのごみ減量意識の普及やごみ減量の担当者を対象とした研修会、商工会議所等と連携した情報提供等により発生抑制を推進
発生抑制量：341 t（H32）

2. 資源化の推進

- ①大規模事業所
- 古紙、びん・缶等の自主的な資源化促進により、資源化量を拡大
新規資源化量：70 t（H32）
（古紙、びん、缶、プラスチック等の合計）
- 食品リサイクル法に基づく自主的な取組みにより、食品廃棄物発生量の 25%を再生利用
新規資源化量：102 t（H32）
- ②小規模事業所
- 古紙の共同回収事業や「段ボール 1 日 1 枚資源化運動」を市内で展開し、市内の各事業所が 1 日にみかん箱 1 枚（約 300 g/枚）を新たに資源化
新規資源化量：430 t（H32）
- 市内の各事業所が 1 日にスチール缶 1 本（約 25 g/本）を新たに資源化
新規資源化量：36 t（H32）

減量目標の達成

1. ごみ排出量の削減

- 目標年度のごみ排出量を、平成21年度より10%削減

- [家庭系ごみ]
日常ごみ
排出削減率：11%（H32）
- [事業系ごみ・公共系ごみ]
排出削減率：9%（H32）

2. 資源化の目標

- 当該年度の排出量に対する資源化量の割合を、平成21年度の19%から平成32年に28%に向上

- [家庭系ごみ]
資源化率
18%（H21） → 27%（H32）
- [事業系ごみ]
資源化率
20%（H21） → 28%（H32）
- ①大規模事業所
資源化量
2.3千 t（H21）
→ 2.5千 t（H32）
- ②小規模事業所
資源化量
0 t（H21） → 0.5千 t（H32）

3. 焼却処理量の目標

- 発生抑制、資源化の推進により、焼却処理量を平成21年度より20%削減

- [焼却処理量]
35.2千 t（H21）
→ 28.4千 t（H32）

4. 最終処分量の目標

- 焼却残さ等の最終処分量を、平成21年度より19%削減

- [最終処分量]
6.8千 t（H21）
→ 5.5千 t（H32）

<参考> 減量目標等の目標値の一覧

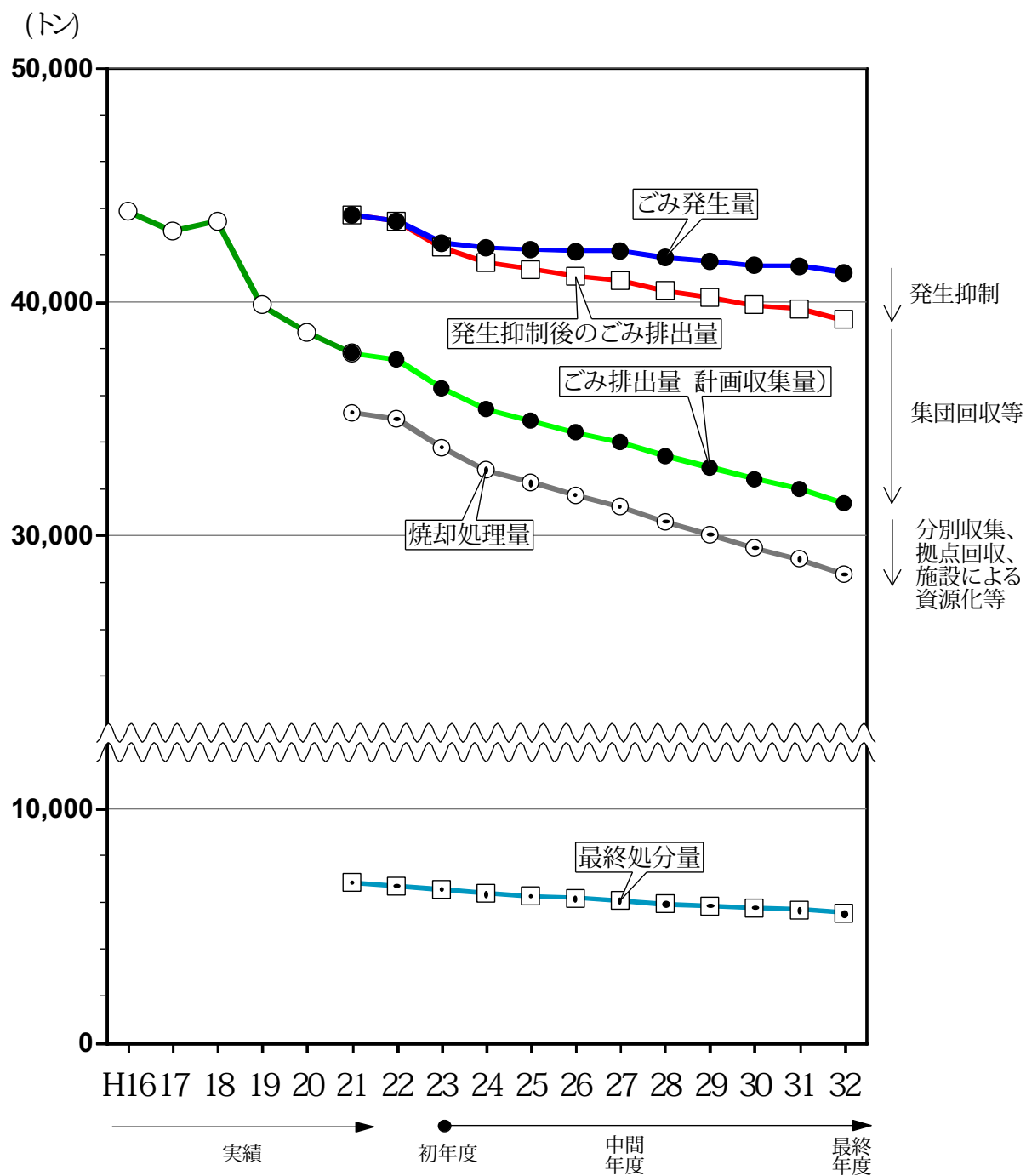
項目			基準年度	目標年度（単位：t）	
			平成21年度 （実績）	平成27年度 （中間）	平成32年度 （最終）
①ごみ発生量 （現在の1人1日当たり排出量が継続。人口減で発生量は減少）			43,704 t	42,163 t	41,220 t
	内訳	日常系ごみ	29,956 t	28,902 t	28,256 t
		粗大系ごみ	1,712 t	1,650 t	1,613 t
		事業系ごみ・公共系ごみ	12,036 t	11,611 t	11,351 t
②発生抑制量（基準年度のごみ排出量基準）			0 t	1,260 t	1,970 t
	内訳	②-1 日常系ごみ 《市民一人一日当たり g》	0 t 0	504 t 11	984 t 22
		②-2 粗大系ごみ 《市民一人一日当たり g》	0 t 0	477 t 11	645 t 15
		②-3 事業系ごみ・公共系ごみ 《市民一人一日当たり g》	0 t 0	279 t 6	341 t 8
③発生抑制後の排出量（③＝①－②）			43,704 t	40,903 t	39,250 t
	内訳	③-1 家庭系ごみ 《市民一人一日当たり g》	31,668 t 676	29,571 t 654	28,240 t 639
		③-2 事業系ごみ・公共系ごみ 《市民一人一日当たり g》	12,036 t 257	11,332 t 251	11,010 t 249
④ごみとなる前の資源化目標値（集団回収等）			5,902 t <0>	6,887 t <985>	7,865 t <1,963>
	内訳	④-1 家庭系ごみ 《新規の資源化量》 《市民一人一日当たり g》	3,616 t <0> 77	4,282 t <666> 95	4,941 t <1,325> 112
		④-2 事業系ごみ 《新規の資源化量》 《市民一人一日当たり g》	2,286 t <0> 49	2,605 t <319> 58	2,924 t <638> 66
⑤計画収集量（⑤＝①－②－④）			37,802 t	34,016 t	31,385 t
	内訳	家庭系ごみ	28,052 t	25,289 t	23,299 t
		事業系ごみ・公共系ごみ	9,750 t	8,727 t	8,086 t
⑥ごみとなった後の資源化目標値 （分別収集量のうちネット資源化量）			2,403 t <0>	2,637 t <234>	2,897 t <494>
	内訳	⑥-1 家庭系ごみ 《新規の資源化量》 《市民一人一日当たり g》	2,238 t <0> 48	2,482 t <244> 55	2,746 t <508> 62
		⑥-3 公共系ごみ 《新規の資源化量》 《市民一人一日当たり g》	165 t <0> 4	155 t <-10> 3	151 t <-14> 3
⑦焼却処理量 《日処理量 t/日》			35,239 t 97	31,240 t 85	28,366 t 78
⑧施設による資源化目標値 （破碎後金属回収、リサイクル品）			154 t	127 t	105 t
⑨最終処分量			6,837 t	6,069 t	5,515 t

⑩資源化目標値（④＋⑥＋⑧）			8,459 t <0>	9,650 t <1,219>	10,867 t <2,457>
	内訳	⑩-1家庭系ごみ 《新規の資源化量》 《市民一人一日当たり g》	5,854 t <0> 125	6,764 t <910> 150	7,687 t <1,833> 174
		⑩-2事業系ごみ・公共系ごみ 《新規の資源化量》	2,451 t <0>	2,760 t <309>	3,075 t <624>
		施設による資源化	154 t	127 t	105 t
⑪資源化率の目標（⑩÷③）			19.4% <0.0%>	23.6% <3.0%>	27.7% <6.3%>
	内訳	⑩-1家庭系ごみ	18.5% <0.0%>	22.9% <2.2%>	27.2% <4.7%>
		⑩-2事業系ごみ・公共系ごみ	20.4% <0.0%>	24.4% <0.8%>	27.9% <1.6%>
		施設による資源化	0.4%	0.3%	0.3%

(2) 減量目標達成による効果

減量目標を達成した場合の、焼却処理量、最終処分量等の削減効果を図4-3に示しました。

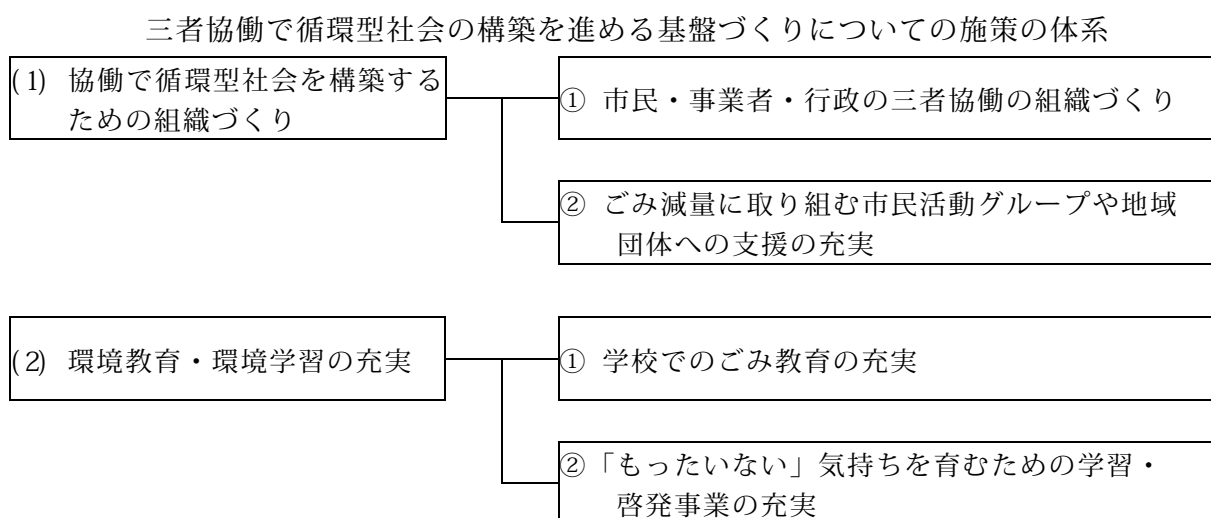
図4-3 減量目標達成によるごみ発生量、焼却処理量等の削減効果



第5章 基本方向別の基本施策

第1節 三者協働で循環型社会の構築を進める基盤づくり

三者協働によるごみ減量の取り組みを実践するためには、日頃から関係者が集まる場が必要です。そこで、三者協働のための基盤づくりを進めるとともに、ごみ減量の取り組みを実践する市民が増えるよう、環境教育・環境学習の充実に取り組みます。



(1) 協働で循環型社会を構築するための組織づくり

三者協働によるごみ減量の取り組みを推進するため、市民、市民活動グループ、販売店、商工会議所等により構成されるごみ減量の推進組織の設立を検討するなど、協働で循環型社会を構築するための組織づくりを進めます。

① 市民・事業者・行政の三者協働の組織づくり

- ◆三者協働の取り組みを実践していくために、市民、市民活動グループ、販売店、商工会議所等により構成されるごみ減量の推進組織の設立を検討します。
- ◆地域におけるごみ減量の担い手を増やし、地域におけるごみ減量活動の実施や分別ルールの徹底等に取り組むため、ごみ減量の推進組織が中心となり、廃棄物減量等推進員などの地域のごみ減量の担い手育成に取り組みます。

② ごみ減量に取り組む市民活動グループや地域団体への支援の充実

- ◆市民活動グループの活動情報の提供などを行い、ごみ減量やリサイクルに取り組む市民活動グループの育成を図ります。
- ◆既存の市民活動グループへの活動支援として、活動に関する相談や複数の活動団体等が参加する情報交換の場作り等を推進します。

(2) 環境教育・環境学習の充実

循環型の暮らし方や事業活動が営まれるように、市民や事業者にごみの発生抑制や資源化についての情報や学習機会の提供を行います。また、市が他都市の事例、市民や事業者が持つごみに関する情報・アイデアを収集し、それらの情報を市民や事業者に広く提供します。

① 学校でのごみ教育の充実

- ◆環境教育に携わる学校の教職員とごみを扱う市職員との懇話会を設置し、連携して環境教育を実施することなどを検討します。
- ◆ごみ減量やごみの適正処理についての副読本やビデオを作成し、配布します。
- ◆小・中学生を対象としたごみ教育について、出前講座等の現在の取組みを継続するとともに、ごみ収集やごみ処理施設の見学会を開催します。
- ◆給食の牛乳パックの再生利用等、児童・生徒のごみ減量に関する身近な実践活動の支援を進めます。

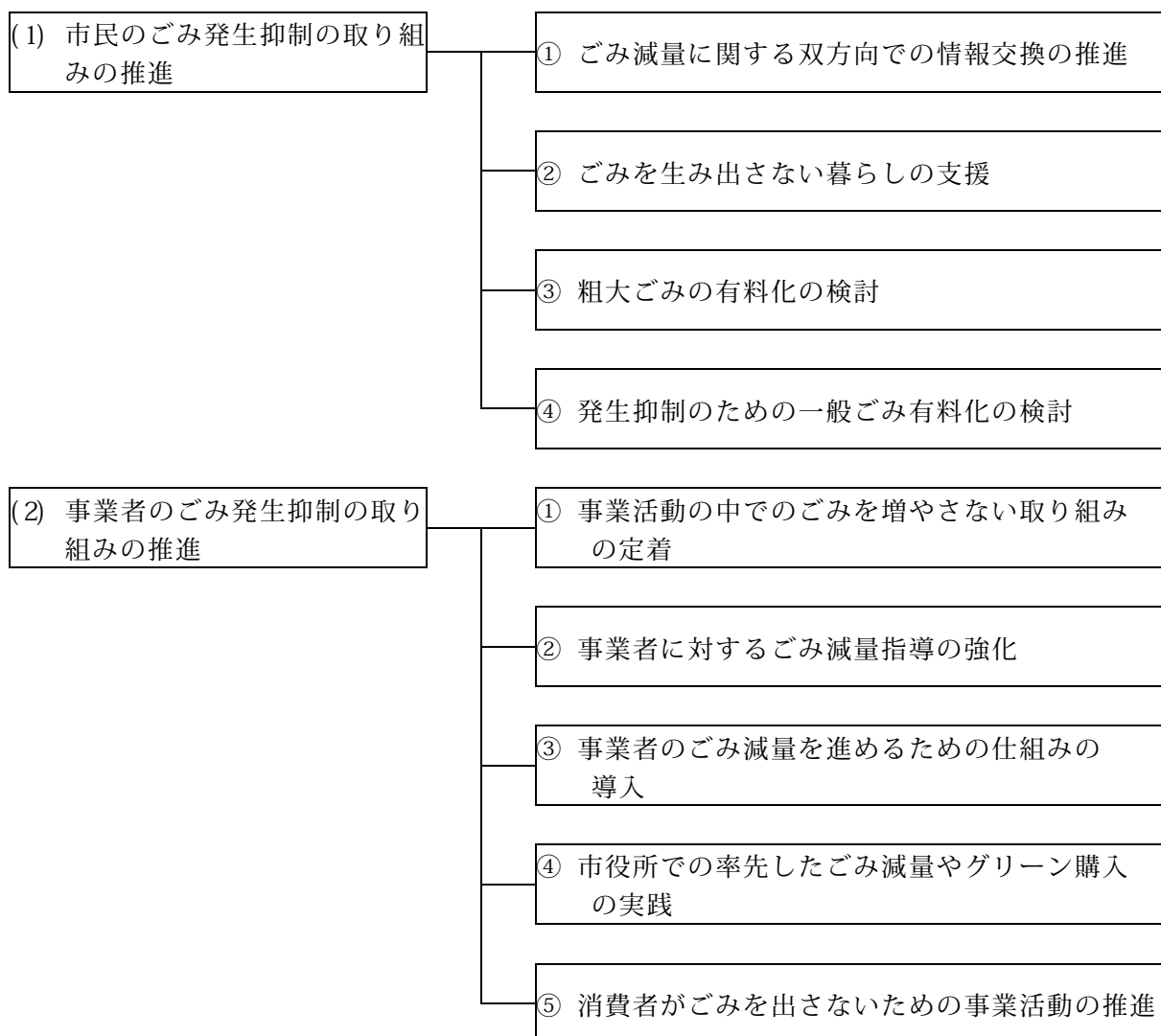
② 「もったいない」気持ちを育むための学習・啓発事業の充実

- ◆退職された団塊の世代などシニア層の協力を得ながら、環境教育や環境学習の充実を進めます。
- ◆積極的にごみ減量を実践しようとする市民に対する講習会や学習会の開催等の取組みをさらに充実してより詳しい情報を提供するとともに、すでに退職をされたシニア層の協力も得ながら、市民が自らごみ減量の情報を発信できる仕組みをつくります。
- ◆リサイクルアイデア作品展、市民リサイクルフェアなどのイベントを開催し、市民が積極的に参加できる取組みを実施します。
- ◆市民・事業者・行政が一体となって企画や参加をすることによってごみ減量が実践できる、「買物袋持参」「もったいない」などをテーマとしたキャンペーンを行います。
- ◆販売店でリターナブルの容器・包装材を積極的に利用し、消費者は販売店返却を行うように啓発を進めます。
- ◆家具や家電製品の修理や衣料のリフォームなどを行う事業者の情報、再生品や環境保全に配慮した商品の販売店の情報などを提供し、利用を拡大させます。
- ◆食育の取組み等と連携し、農作業や調理の体験によって食べ物を大切にする意識を啓発し、食べ残しや賞味期限切れ等で廃棄される食べ物の削減を促します。

第2節 ごみを発生させない意識と行動の浸透

市民・事業者・行政のそれぞれのごみに対する認識を深め、ごみ減量の意識を高め、実際の行動につながるように、情報や学習機会を提供し、ごみの発生抑制や再使用を支援する施策を進めます。

ごみを発生させない意識と行動の浸透についての施策の体系



(1) 市民のごみ発生抑制の取り組みの推進

市民一人ひとりがごみの発生抑制やものの再使用に取り組み、循環型の暮らしを実践することが重要です。そこで、ごみの資源化や処理には費用がかかり、ごみを出さない循環型社会は一人ひとりの環境への配慮の積み重ねが必要であることに皆が気づくために、ごみの有料化の導入を検討するとともに、ごみを出さない暮らしのための支援を行います。

① ごみ減量に関する双方向での情報交換の推進

- ◆収集カレンダー、広報誌、チラシ、パンフレットなどの印刷物により、市のごみ処理行政に関すること、ごみ減量のために一人ひとりができることなどをわかりやすく知らせます。
- ◆ビデオやパネル展示、実物展示など、地域やグループで活用できる情報媒体により、循環型社会における暮らし方やごみ減量の実践方法などを市民に普及・啓発します。また、マスコミも積極的に活用した情報提供を進めます。
- ◆インターネットを活用して、ごみ減量や循環型社会における暮らし方の情報を市民に提供するとともに、市民からも提供してもらうことにより、より広く深い情報の普及・啓発を進めます。
- ◆先進自治体の視察や大東市のごみを再生・処理している焼却施設、資源化施設を対象とした市民見学会を開催し、資源化の現場での体験を通じて市民への啓発を進めます。
- ◆ごみ減量の方法やごみの適正処理についての技術動向、地球環境問題の状況、対応策などについて情報を収集・整理し、発信します。

② ごみを生み出さない暮らしの支援

- ◆「生ごみ堆肥化容器・電動式生ごみ処理機補助金事業」の効果的な運用により、厨芥類の自家処理量を徐々に拡大します。なお、設置場所の制約などにより、堆肥化容器や電動式生ごみ処理機の設置希望者が減少した場合は、制度を休止し、既に設置した利用者の意見を得て、さらに普及を進めるための研究を進めます。
- ◆だれもが気軽に、必要とする人に不用品を譲ることができるように、不用品の交換やガレージセールなどをPRし、支援します。

③ 粗大ごみの有料化の検討

- ◆家具や家電を修理をしながら大切に長い間利用し、不要になった場合も必要な人などに譲ったり再生利用ルートに排出するように誘導することによりごみを削減し、負担の公平化を図るため、粗大ごみの電話申し込み制に引き続き、粗大ごみの有料化について、導入の検討を行います。（家電リサイクル法対象品目とパーソナルコンピュータは除きます）
- ◆家電リサイクル法対象品目とパーソナルコンピュータについては、循環型社会形成推進基本法に基づき、資源有効利用促進法や家電リサイクル法に沿って、生産者による資源化等が促進されるよう、市民・事業者へ啓発します。

④ 発生抑制のための一般ごみ有料化の検討

- ◆ごみの資源化や処理には多くの費用がかかっていることを市民にわかりやすく説明します。焼却処理のためよりも、環境に配慮した資源循環を進めるために費用を投じる方が望ましいこと、それ以上に、ごみを出さないようにすることが望ましいことについての啓発を進めます。
- ◆ごみの資源化や処理費用をより身近に感じ、ごみを多く出す人と減量に努力する人の公平性を保つために、将来的に一般ごみの有料化を検討します。具体的には、まず有料化の導入のあり方を検討し、本市にふさわしい方法を採用します。

(参考) 一般ごみの有料化の主な方法 (人口同規模の他都市で採用されている方法)

単純従量制・・・排出者が1枚目から有料の指定袋を購入、指定袋でごみを排出
(奈良県橿原市など)

超過従量制・・・市が一定量まで無料シールを配り、それを超える場合は、排出者がシールを購入、ごみ排出時にシールを貼付 (河内長野市など)

※超過従量制は、単純従量制よりも市民の負担感が少ない。これは、市民にとって利点である一方、無料である一定量まではごみ減量意識が働きにくい。また、無料シールを作成・配布する費用への税金投入が必要となる。

(2) 事業者のごみ発生抑制の取り組みの推進

事業者が事業活動を行う上で発生するごみを抑制するため、取り組みの啓発等を行い、事業者同士の連携や研修を支援します。また、市役所自体が1つの事業者として、他の事業者のモデルとなるように、ごみ発生抑制や再生品の利用を進めます。

① 事業活動の中でのごみを増やさない取り組みの定着

- ◆多量排出事業所がごみ減量に関する計画を定期的に策定し、計画に沿ったごみ減量と適正なごみ処理を実施するよう、減量計画書を用いた指導を拡充します。
- ◆事業者による自主的な環境負荷低減を促進するため、商工会議所等と連携し、環境管理システムの普及に努めます。
- ◆事業所内にごみ減量意識を普及させるために、事業所向けの啓発チラシの作成や講師の派遣などの支援を行います。
- ◆ごみ減量の担当者や責任者を対象とした研修会や交流会を実施します。
- ◆エコショップ制度について、市内の販売店の登録を促し、エコショップとしての取り組みが推進するように啓発します。
- ◆ごみ減量に主体的に取り組んでいる事業所や再生品を取り扱っている事業所などを、ごみ減量とごみの適正処理についての優良事業所として顕彰します。

- ◆エコショップや顕彰されたごみ減量の優良事業所を、広報紙等で紹介することによって広く市民に知らせ、ごみ減量の取り組みを促進します。
- ◆事業所の環境監理・監査システムの国際規格（ISO14001）など、事業所が環境保全に取り組むための情報を収集し、事業所からの相談に応じます。

② 事業者に対するごみ減量指導の強化

- ◆東大阪都市清掃施設組合と連携し、搬入時の監視体制の強化、産業廃棄物・有害性の高い廃棄物、資源可能物などの排除を行います。
- ◆減量計画書を通じた多量排出事業所への指導を強化し、古紙や生ごみのリサイクルなどに関する自主的なリサイクルの推進を促します。
- ◆農水省等と連携し、食品リサイクル法に関する情報提供等の充実等を推進し、生ごみの減量や資源化を促します。
- ◆商工会議所等と連携し、事業活動から排出されるごみは、排出事業者の自己責任において処理する必要があることを周知徹底するとともに、事業系ごみとして市に収集を申し込むよう啓発します。

③ 事業者のごみ減量を進めるための仕組みの導入

- ◆有料指定袋制の導入など、事業者がごみ減量を進めることで経済的なメリットが生じるような、ごみ減量を進めるための経済的誘導策について検討します。

④ 市役所での率先したごみ減量やグリーン購入の実践

- ◆市内の事業活動の中で大きな比重を持つ市役所の事務・事業において、先進的にごみの発生抑制やグリーン購入に取り組みます。
- ◆ごみ減量について職員の意識を高めるため、全庁的な研修等を進めます。
- ◆市内の事業所に対して、市役所で行っているごみ減量やグリーン購入の取り組みを啓発し、ごみ減量やグリーン購入の取り組みを普及させます。

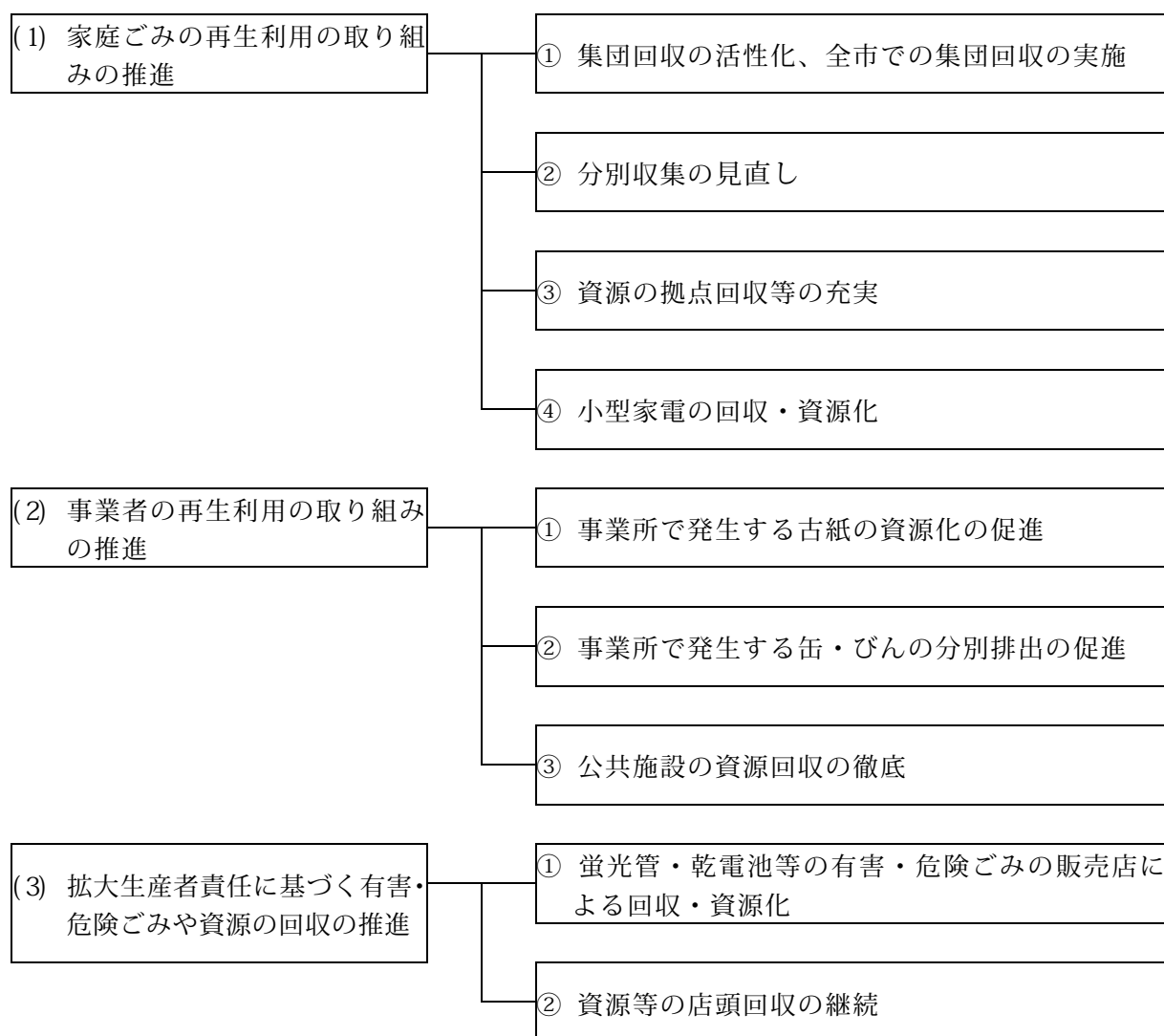
⑤ 消費者がごみを出さないための事業活動の推進

- ◆詰替式容器、コンパクト設計商品、再生部品を使用した商品など、ごみ減量に取り組んだ商品をPRすることにより、それらの商品の製造・流通を支援します。
- ◆過剰包装をなくし、商品を持ち帰るための手提げ袋は消費者に費用負担を求めるなど、販売店で簡易包装が行われるように、包装の適正化の指導を進めます。

第3節 循環を実現するための仕組みづくり

集団回収の行われていない地域での集団回収の実施、分別収集の見直し、事業所によるリサイクルの推進等の取り組みを進め、循環型都市の形成をめざします。

循環を実現するための仕組みづくりについての施策の体系



(1) 家庭ごみの再生利用の取り組みの推進

市民の分別収集や集団回収、店頭回収などの取り組みを促進することによって、資源の循環を進めます。そのため、分別収集の仕組みを整え、集団回収を支援し、店頭回収を啓発して、資源化物をごみにせず、再生利用ルートへの排出を促進します。また、使用済み小型家電をリサイクルし、資源の有効活用を図ります。

① 集団回収の活性化、全市での集団回収の実施

- ◆地域で実施されている古紙・古布等の集団回収を支援・育成し、回収量の拡大を図ります。
- ◆世話人の育成、積極的な情報提供、新たな地区での集団回収の実施などを進め、集団回収の活性化を図ります。
- ◆集団回収を行っていない地域については、啓発を進め、行政が主導的に回収曜日の指定や資源回収業者の斡旋を行い、古紙・古布回収の仕組みを構築します。
- ◆市民が集団回収などの資源回収に参加しやすいように、集合住宅の建設時等に、常設の再生資源保管場所の設置を啓発します。

② 分別収集の見直し

- ◆空き缶・空きびんの回収回数の増加など、市民の分別収集に関する意見を踏まえた上で、分別収集の見直しを検討・実施します。
- ◆平成19年度から全市で混合で収集している「ペットボトル・プラスチック製容器包装」については、収集後に市でペットボトルとプラスチック製容器包装に分別していることから、それぞれ個別に収集することを検討します。
- ◆現在、市が実施しているペットボトルの拠点回収については、定期分別収集が開始されたことから回収量の少ない拠点から順次撤去します。また、販売店と連携して実施している拠点については、販売店による自主的な取組みを啓発・推進します。
- ◆再生利用に関する新たな法律の整備、社会的情勢の変化などに合わせ、これからも分別収集体系の見直しを適宜進めます。

③ 資源の拠点回収等の充実

- ◆紙パックや廃食用油についての市民の回収運動を支援します。
- ◆市民が新聞紙や段ボール等の古紙や古布等をいつでも排出できるリサイクルステーションの整備など、集団回収を補完するリサイクル手段を提供します。
- ◆トレイや紙パック等を回収する店頭回収や拠点回収の回収拠点の情報提供を充実し、市民の利用を促します。
- ◆小売店等で実施されている店頭回収について、取り組みを継続するよう要請するとともに、実施していない店舗に対して実施するよう働きかけます。

④ 小型家電の回収・資源化

- ◆平成25年4月に施行された、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済み小型家電をリサイクルし、資源の有効活用を図ります。

- ◆各家庭にある不要なパーソナルコンピュータについて、従来のメーカーによる回収方法に加え、小型家電としても回収・リサイクルできるようにします。

（２）事業者の再生利用の取り組みの推進

事業者が事業活動によって消費した古紙、缶・びんなどの資源化物が、ごみとして排出されず、再生利用ルートに排出されるように啓発します。市役所等の公共施設でも、排出者責任を果たし、古紙や缶・びんの回収を徹底します。

多量排出事業所に対しては、ごみ減量の取組を自主的に推進するよう指導・啓発を強化します。また、小規模事業者に対しては、収集委託業者や資源再生業者と連携した資源化ルートの構築など、リサイクルを可能にするための基盤づくりを推進します。

① 事業所で発生する古紙の資源化の促進

- ◆事業所から排出される古紙、古布等を、近隣の事業所が共同で回収する仕組みをつくるために、事業所間のネットワーク化を図ります。
- ◆事業所からごみとして排出されている古紙、古布等を、地域の集団回収に出すことができるように、集団回収実施団体と事業所との話し合いの機会を提供します。

② 事業所で発生する缶・びんの分別排出の促進

- ◆従業者以外が利用する缶・びん等の空き容器がまとまって発生する駅、娯楽施設等に対して、ごみとして空き容器を排出することを制限し、再生利用ルートへの排出を啓発します。
- ◆従業者の休憩や飲食に伴って缶・びん等の空き容器が発生する事業者に対して、なるべく事業所内で貯留して、まとめて再生利用ルートに排出するように啓発を進めます。
- ◆事業者が支払うごみ収集・処理費用について、缶・びん等の分別・資源化を実施することが安価になるような収集システムを検討します。

③ 公共施設の資源回収の徹底

- ◆市役所をはじめとした公共施設に設置している回収ボックスについて、回収ボックスの配置の工夫、職員へのＰＲの徹底などにより、業務で発生する古紙や職員の飲食に伴う缶・びん・ペットボトルなどの回収を徹底します。
- ◆公共施設にある食堂などについても堆肥化に取り組むように、設置可能な施設については、生ごみ処理機の導入を行うとともに、既に導入している施設については堆肥化の取り組みを継続します。

（３）拡大生産者責任に基づく有害・危険ごみや資源の回収の推進

家庭や事業所で発生したごみの中には、市による収集や処理を行うよりも、生産や販売にたずさわる事業者が、商品供給の逆ルートなどを活用して資源化や適正処理を進める方が安全であったり、環境への負荷が少ない場合があります。そのような場合には、生産や販売を行う事業者が生産者責任を果たしてごみや資源の回収を行うように啓発します。

① 蛍光管・乾電池等の有害・危険ごみの販売店による回収・資源化

◆蛍光管や乾電池など、市で適正に処理することが困難なものや販売店から逆流通ルートに乗せる方が効率的なものについては、店頭回収や販売店返却が行われるように啓発を進めます。

② 資源等の店頭回収の継続

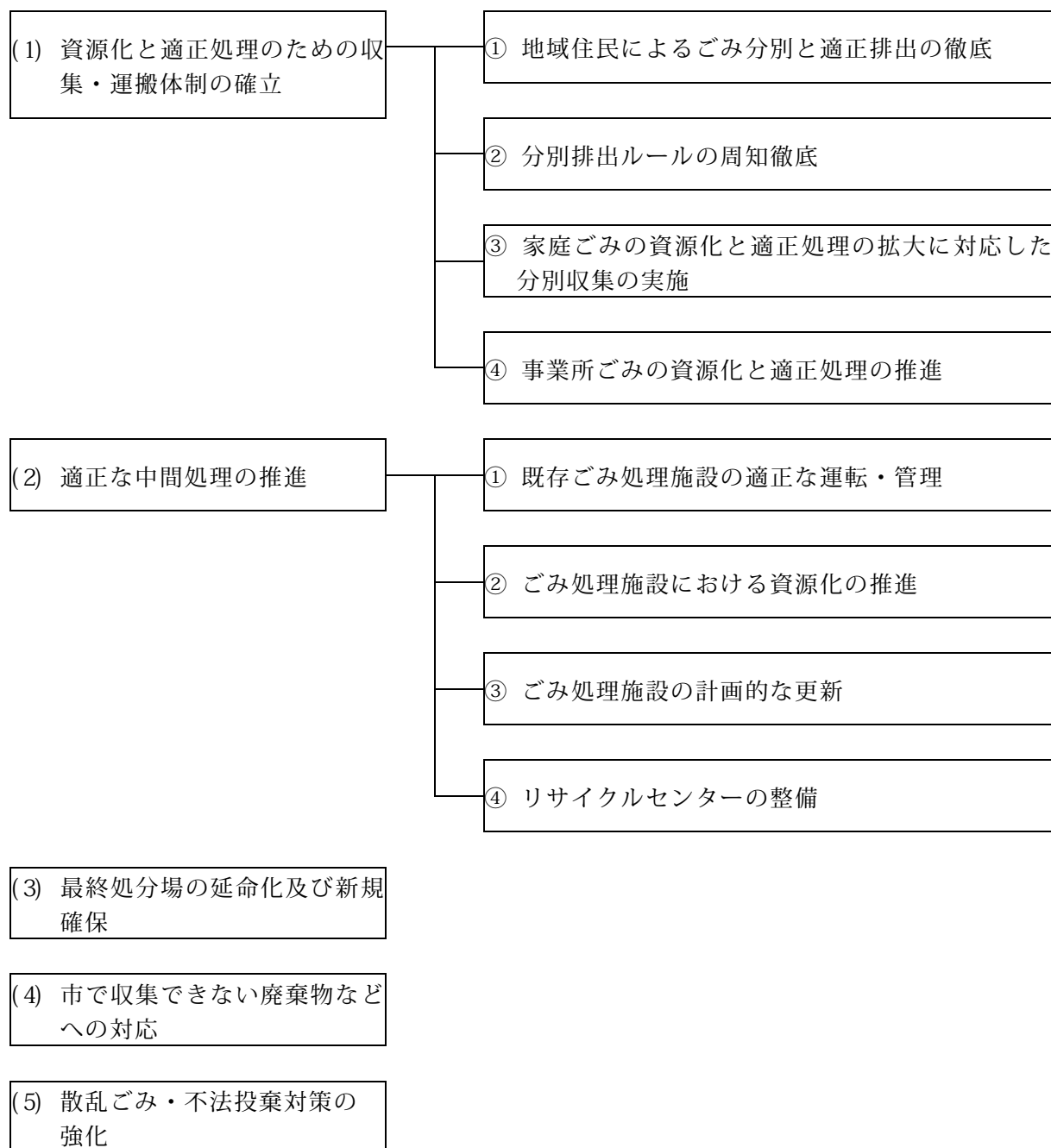
◆販売店が実施しているペットボトルの店頭回収の取り組みを継続するように啓発します。

◆販売店の店頭での紙パック、トレイ、レジ袋などの回収を継続して行い、店頭回収システムのＰＲなどの支援を行います。

第4節 適正で安全・安心なごみ処理システムの構築

循環型社会の形成を促進するごみ収集・運搬体制を確立するとともに、既存のごみ処理施設の適正な運転管理を継続し、また、施設の更新を計画的に行っていきます。さらに、市で収集できない廃棄物の適正処理や不法投棄への対応にも努めます。

適正で安全・安心なごみ処理システムの構築についての施策の体系



（１）資源化と適正処理のための収集・運搬体制の確立

ごみの排出場所は、各家庭と地域、ごみ処理施設の接点です。ごみの排出場所の自主的な管理を通じて、地域の住民相互がごみの発生抑制などについても意識を高め合い、ごみの排出場所や排出方法に関するマナーやルールを確認し合うための仕組みをつくります。

また、収集・運搬体制を見直し、焼却よりも資源化、資源化よりも発生抑制を優先した、循環型社会にふさわしい収集システムを構築します。さらに、施設整備についても計画的に推進し、循環型社会、低炭素社会の構築に対応した施設整備を目指します。

① 地域住民によるごみ分別と適正排出の徹底

- ◆町内会などの単位で廃棄物減量等推進員を選任し、推進員を中心とした地域でのごみ減量の普及・啓発を進めます。
- ◆廃棄物減量等推進員の研修用テキストとして、ごみ減量の方法や正しいごみ排出ルールを解説した冊子を作成・配布し、廃棄物減量等推進員の知識及びごみ減量意識の向上に努めます。
- ◆廃棄物減量等推進員をリーダーとして、町内会などで行われるごみ減量や正しいごみ排出についての話し合いやごみ減量の実践活動を推進します。
- ◆廃棄物減量等推進員を対象とした、将来のごみ減量システムを話し合うための懇談の場を設け、ごみ減量についての意見聴取を行います。
- ◆地域住民によりごみの排出場所の管理が行われ、分別排出の徹底を進めるため、廃棄物減量等推進員をはじめとする地域住民に排出場所の整頓・管理を呼びかけます。

② 分別排出ルールの周知徹底

- ◆自治会加入率が低下していることから、これまでの自治会経由の情報提供に加えて、インターネット等を活用する等の新たな情報提供の方法を検討します。
- ◆広報誌、ホームページ、出前講座等を活用した情報提供などにより、分別排出ルールを守ることの重要性を啓発し、分別排出ルールの周知徹底を図ります。
- ◆プラスチック製容器包装について、分別排出の実践への呼びかけをごみ収集カレンダーに記載するとともに、広報誌、ホームページ、イベント等を活用して市民に呼びかけます。

③ 家庭ごみの資源化と適正処理の拡大に対応した分別収集の実施

- ◆家庭ごみの収集システムは市が収集事業者に委託して収集しています。これまでも、資源化と適正処理の拡大に応じた分別収集を実施してきましたが、今後も資源化と適正処理の拡大に対応した分別収集を実施していきます。
- ◆収集時にびんが割れないようにするなど、資源化物が適切に再生されるよう、資源化物の収集・運搬体制の確立を進めます。
- ◆高齢化社会等に対応した高齢者世帯等への訪問回収などのサービスについて、福祉関連の部局等との連携を図りつつ、検討していきます。

④ 事業所ごみの資源化と適正処理の推進

- ◆事業所ごみの収集システムは、市が排出事業所の収集申し込みを受け付け、収集事業者に委託して収集しています。収集申込量と実際の排出量が異なる場合は適宜調整し、産業廃棄物が排出されるなど排出ルールが守られていない場合は、その都度、指導や啓発を行うとともに、ごみの減量化・資源化・適正処理が行われるよう進めます。また、事業所の排出者責任が最後まで果たされるよう、必要に応じて啓発活動に努めます。

(2) 適正な中間処理の推進

東大阪市、東大阪都市清掃施設組合と連携して、中間処理施設の適正な運転・管理を推進します。また、既存施設の老朽化に備え、中間処理施設全体のあり方としてごみの発生抑制や資源化を優先した体系を考えた上で、計画的に整備・更新を行います。

① 既存ごみ処理施設の適正な運転・管理

- ◆既存の焼却施設、破碎施設について、適正な運転・管理が行われるよう、東大阪市、東大阪都市清掃施設組合と連携して進めます。

② ごみ処理施設における資源化の推進

- ◆収集した資源化物が適切に再生されるよう、資源化施設やストックヤードなどの効果的な運転・管理について、東大阪都市清掃施設組合や東大阪市と調整しながら必要な方策を検討します。
- ◆東大阪都市清掃施設組合との調整・連携により、破碎後の資源選別回収を推進します。

③ ごみ処理施設の計画的な更新

- ◆第三工場の建替え整備については、当初400t／日の能力を持つ焼却炉を平成27年度に稼働させる計画で進めていましたが、土壌汚染が発見されたことにより稼働時期が遅れることとなりました。その後平成25年4月に新工場建設工事が開始し、平成28年10月からの試運転を経て、平成29年3月に稼働させる計画で進めています。今後も東大阪市および東大阪都市清掃施設組合と連携し、適切に対応しながら進めます。
- ◆東大阪都市清掃施設組合の第四工場については、長寿命化・延命化を図るとともに、適正な時期に建て替えを検討します。
- ◆焼却施設を更新する際には、焼却のための施設としてではなく、循環型社会、低炭素社会にふさわしい熱回収と回収したエネルギーの有効活用を行う施設として整備します。

④ リサイクルセンターの整備

- ◆資源化物の再生利用と市民のごみ減量に向けた啓発機能を持つリサイクルセンターの整備について検討します。
- ◆市や東大阪都市清掃施設組合で新たに施設を整備するだけでなく、既存・新設の民間の資源化施設の活用なども考えながら、循環型都市、低炭素都市の基盤となる資源化の体制を確保します。

(3) 最終処分場の延命化及び新規確保

適切な用地が確保できないため、市内でごみの最終処分を行うことは不可能であり、将来にわたって、市外の環境に頼って最終処分を行わなければなりません。そこで、焼却量をできる限り減量して焼却灰の発生を減らし最終処分場の延命化を図ります。また、次期最終処分場の安定的な確保に努めます。

- ◆今後とも最終処分は広域処理に依存するため、ごみ発生抑制や資源化の推進などによって焼却灰及び不燃物の減量を進め、最終処分場の延命化を図ります。
- ◆現在大東市のごみの最終処分を行っているフェニックス処分場について、当初受け入れ期間は平成33年度まででしたが、現在平成39年度まで延長されています。しかし、以降の計画が未定であることから、関係市町村と連携して、次期フェニックス処分場の継続的、安定的な確保を国、府等へ要望します。
- ◆ごみの減量化を積極的に推進し、最終処分量の削減に積極的に努めます。

（４）市で収集できない廃棄物などへの対応

市で収集できない廃棄物などについては、関連事業者と協議し、適正なシステムの整備を要請します。

- ◆消火器、自動車バッテリー、塗料などの有害・危険な廃棄物については、国などの動きを考慮しながら、関連事業者との協議を進め、適正なシステムの整備を進めます。
- ◆有害・危険な廃棄物の適正な排出先について、市民にわかりやすく周知を行います。
- ◆在宅医療廃棄物など新たな廃棄物問題について、医師会等と協議して適切な対応方法を検討します。

（５）散乱ごみ・不法投棄対策の強化

啓発やパトロールを強化し、散乱ごみや不法投棄の防止に努めます。

- ◆警察や関係機関との連携により、不法投棄が起こりやすい場所の重点的なパトロール等に努めます。
- ◆ポイ捨てや不法投棄防止の啓発や地域での美化活動を、関係課と調整を図りつつ推進します。

第6章 計画推進のために

計画の推進にあたっては、以下に示す、計画全体を通じて必要な事項を実施します。

(1) 秩序ある取り組みの推進

「大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を適切に運用しながら、計画を推進します。

(2) 市民・事業者・行政のごみに関する情報の収集と提供

市民や事業者のごみ排出や分別への協力の実態などについて、定期的に調査を行って把握し、達成状況や問題点を整理し、取り組みを高めます。

ごみ処理量や資源化量を随時把握し、市民・事業者への提供を行うなど、市と市民・事業者の情報の共有を図ります。

(3) 計画の進捗状況の把握と評価

進行管理のPDCAサイクルに沿って、計画の進捗状況を把握し、公平な評価を行い、計画の推進を図ります。PDCAサイクルとは、施策を企画・立案し（Plan）、施策を実施し（Do）、施策の実施状況の点検や評価をし（Check）、見直しや是正（Action）を継続的に行う管理システムです。現段階は、Planが終了していますので、Doの段階を経て、実施状況を点検・評価します。各年度の減量目標や計画処理量が達成されたか、実施する予定の施策が実施されたかを点検し、その後の取り組みに反映させます。

計画の進捗状況は広報誌等によって市民や事業者伝え、協働の取り組みの推進を促します。

(4) 東大阪市及び東大阪都市清掃施設組合との連絡・調整の強化

東大阪市及び東大阪都市清掃施設組合との連絡・調整を強化し、ごみの発生抑制や再生利用、資源化率の向上等を優先した、効率の良いごみ処理システムを構築します。

(5) ごみの発生抑制やごみ処理に関する広域的連携の推進

国の方針でもごみ処理の広域化が示されており、今後、ごみの発生抑制や再生利用の取り組み、ごみの不適正排出や不法投棄の防止などを近隣市と共同で実施することが望めます。大東市が含まれる東大阪ブロックでは、平成20年3月に災害時やごみ処理施設の事故、回収時の相互支援に関する協定を締結していますが、災害発生時等の適切・迅速な対応を図り、ごみ減量対策の推進や新たな処理技術、制度の研究等のため、近隣市との情報交換を進め、広域的連携を強化します。

(6) 費用対効果の最適化

ごみ処理や資源化に要する費用と環境負荷の軽減効果のバランスを考慮し、最も大きな効果を得ることができる方法で、ごみ処理・資源化等を進めます。

(7) 循環型の社会経済システムについての国・府、産業界への要望

環境負荷が現在以上に減少し、真の循環型社会が形成できるように、国・府や産業界に対して、よりよいシステムの構築を要望します。

第7章 重点プロジェクト

本計画の中で、特に重点的に取り組むべき以下の10項目の重点プロジェクトについて、その施策の展開方針を示します。

重点プロジェクトの一覧

- (1) ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別排出ルール of 徹底
- (2) 粗大ごみ有料化の検討
- (3) 一般ごみ有料化の検討
- (4) 地域における古紙・古布の集団回収の活性化
- (5) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化の推進
- (6) 蛍光管・乾電池等の有害・危険ごみの販売店等による回収・資源化
- (7) 市民への啓発方法の検討
- (8) 廃棄物減量等推進員制度の創設と効果的な運用
- (9) 小型家電の回収・資源化
- (10) 市民グループの活動に対する支援

(1) ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別排出ルールの徹底

① 背景と方向性

平成19年4月から、市内全域でペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別収集が始まりましたが、収集量は減少傾向にあります。

平成22年9月に実施したごみ質調査結果では、分別等実施率はペットボトルが約74%、プラスチック製容器包装が約38%でした。一方、平成27年9月に実施したごみ質調査結果から求めた分別等実施率は、ペットボトルが約82%、プラスチック製容器包装が約67%でした。比較すると、ペットボトル、プラスチック製容器包装のいずれも分別等実施率が向上していました。このことから、資源物の分別やりサイクルに対する市民の意識の高まりがうかがえますが、今後もさらに向上していくことが求められます。

そこで、分別の実施を徹底させるため、ごみカレンダーや広報誌、ホームページ等での啓発を進めます。さらに、分別協力状況の把握や市民意識の把握など、分別収集についての検証を実施し、必要に応じて収集頻度や収集方法について再検討を行います。

なお、分別収集の実施に伴い、現在のペットボトル拠点回収は、回収量の少ない拠点から順次、撤去します。

② 施策の展開

- 市民団体を対象とした講座、減量推進員等による地域での指導により、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別排出の周知徹底を図ります。
- ごみカレンダー、広報誌、ホームページを活用し、誰にでも分かりやすく分別排出のルール等の情報を提供します。
- チューブ等汚れがひどく、洗うのが困難なごみに関しては、可燃ごみに出すことを明確にルール化し、分別排出しやすい制度となるように改善します。
- 分別排出の実施状況に関する調査や、アンケート調査等により、市民の意向把握を定期的に実施します。

表 7-1 ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別等実施率

		一般ごみ (食品残さ等 付着率補正後)	ペットボトル・ プラスチック製 容器包装	分別等実施率
		kg	kg	%
ペットボトル		3.56	16.14	81.9
プラ 製 容 器 包 装	その他プラボトル	2.75	4.49	62.0
	トレイ (白色)	0.44	1.72	79.6
	トレイ (その他)	0.48	4.60	90.6
	カップ	1.00	2.23	69.0
	パック	2.60	13.25	83.6
	レジ袋 (単純ごみ)	3.94	1.06	21.2
	プラ袋・フィルム・ラップ等 (リサイクル可)	6.28	15.92	71.7
	詰め替え用プラ袋 (リサイクル可)	0.28	0.31	52.5
	チューブ類	0.36	0.21	36.8
	その他の容器包装	4.27	1.22	22.2
合計		22.40	45.01	66.8

※一般ごみ中のプラスチック製容器包装には、食品や食べ残し等の付着が多いことから、容器包装に付着している厨芥類の重量である「食品残さ等付着率」を設定し、調査結果を補正した。食品残さ等付着率は、前回の「大東市一般廃棄物処理基本計画（平成23年3月）」を参考に、容器（詰め替え用プラ袋・チューブ類を除く）=5%、詰め替え用プラ袋・チューブ類=15%、レジ袋（単純ごみ）・プラ袋・フィルム・ラップ等=20%、その他=0%と設定した。

(2) 粗大ごみ有料化の検討

① 背景と方向性

粗大ごみは、その多くが長期間にわたって使用される耐久消費財です。粗大ごみは定期的に排出されるのではなく、耐久消費財の故障や機能低下により不定期に発生し、多くの場合、代替品の買い換えを伴います。この粗大ごみは、修理や部品の利用などで再使用や再生利用が比較的容易という特色を持つことから、不要になったときもごみとして処分するのではなく、再使用へ誘導することが重要です。

本市では、平成19年4月から粗大ごみ電話予約制を実施し、粗大ごみ量がかなり減りました。一方、市民や議会からの強い要望があったため、平成21年4月から燃えない小物を分別収集しています。ここで、粗大ごみの収集・処理に係る費用の一部を処理手数料として徴収する有料化を実施することにより、ごみとして処理される粗大ごみをさらに削減し、再使用への誘導をさらに進めるとともに、粗大ごみを排出する世帯と排出しない世帯との負担の公平化を進めます。

なお、市民アンケートによると、粗大ごみの有料化導入について賛成（5%）又は条件付きで賛成（64%）という方が計69%と過半数に達しており、一定の理解は得られています。ただし、「不法投棄が増える」といった懸念を表明する意見も多くあったことから、不法投棄されやすい場所のパトロール回数を増やすなど、不法投棄防止に向けた取り組みを進めます。

② 施策の展開

粗大ごみ有料制の導入検討にあたり、以下の取り組みを進めます。

【準備段階－調整等】

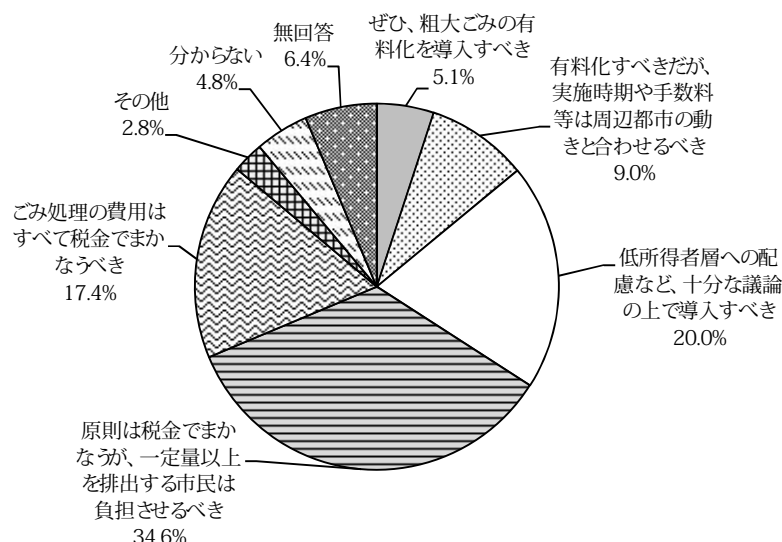
- 粗大ごみ有料制の実施計画の策定
- 粗大ごみの処理手数料設定（粗大ごみを排出する世帯と排出しない世帯の費用負担の公平性の確保、近隣都市の設定金額を考慮）
- 粗大ごみ処理券の印刷・販売方法の検討（印刷費、委託販売先、委託手数料等の検討）
- 粗大ごみ量の減少、不法排出の抑制、持ち去り防止など電話申し込み制のメリットや、有料制導入の目的などについて周知・啓発
- 大東市廃棄物の減量および適正処理に関する条例及び規則の改正
- 手数料収入の使用用途の検討（集団回収奨励金の増額、資源回収業者への奨励金等）

【実施段階】

- 粗大ごみ有料制の実施（処理券の販売、収集）
- ごみ減量効果の検証（収集量の変化の分析、市民意識・意向の把握）

- 不法投棄されやすい場所について、警察や土地の管理者、地域と連携して、重点的なパトロールを実施し、看板や花壇、防犯カメラの設置とその旨の掲示を提案することによる不法投棄の抑制
- 不法投棄されたごみに警告文を貼り付けることによる啓発

図 7 - 1 市民アンケート結果
「粗大ごみ」の収集・処理の有料化について

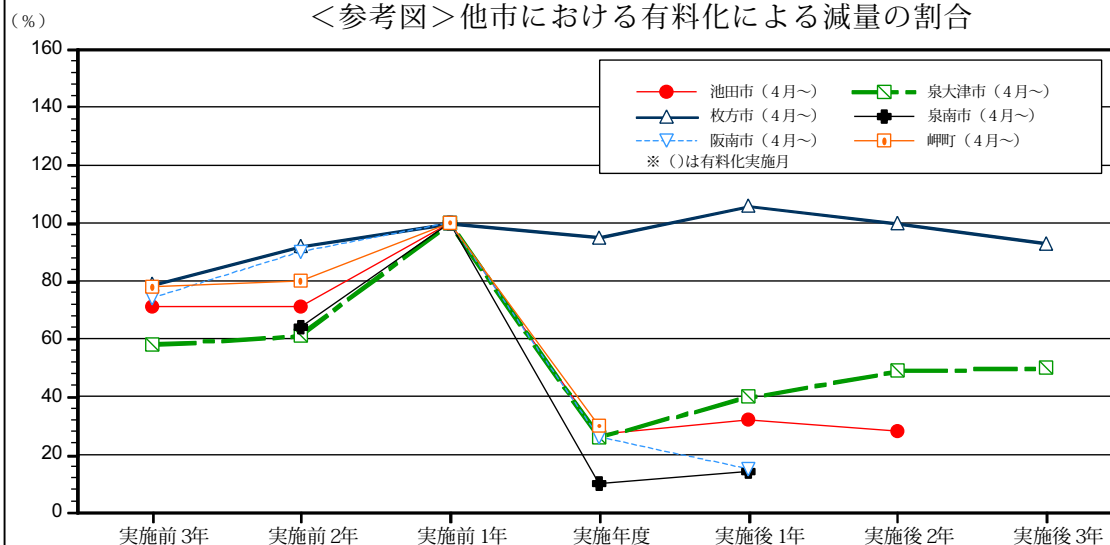


(参考) 有料化による収入の試算

- 申込件数：年間 9 万点※
 - 有料化による削減率：40%
 - 1 点あたりの平均単価：400円
- $90,000 \text{ 点} \times 60\% \times 400 \text{ 円} = 21.6 \text{ 百万円}$
→ ここから、電話申し込みの委託料、処理券の作成、販売手数料等を支払う。

※平成21年度の粗大ごみ電話申し込み点数16万点から、有料化によって排出されなくなると想定される袋入り可燃ごみ、傘等を除いた点数である

<参考図> 他市における有料化による減量の割合



※有料制導入前の基準年度(実施前1年)の粗大ゴミ排出量を100としています。

(3) 一般ごみ有料化の検討

① 背景と方向性

平成17年5月26日に改正された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号）」において、地方公共団体の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を図るため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」という方針が示されました。

また、市町村が有料化を導入する際の参考となる手引きとして「一般廃棄物処理有料化の手引き」を平成25年に改定し、同じく平成25年に「第三次循環型社会形成推進基本計画」で1人1日あたりのごみ排出量を平成32年度までに平成12年度比で約25%減とする目標を設定しています。

そうした中で、一般ごみについて有料化を導入、検討する都市が増えてきました。大東市でも、粗大ごみの有料化を実施した後、ごみ減量行動の促進と排出量に応じた負担の公平化を進める観点から、一般ごみの有料化について検討します。

ただし、市民アンケート結果では一般ごみの有料化について賛成（3%）又は条件付きで賛成（42%）という回答を合計すると45%でありましたが、全面的な有料化に同意する割合は低い結果でした。そこで、有料化を導入する場合は、事前にごみ処理に係っている費用や環境負荷等の現状や有料制導入の理由について十分に説明するとともに、コンポスト容器や電動式生ごみ処理機の利用による生ごみの資源化、集団回収の活性化による資源化量の拡大など、ごみ減量の取り組みについての情報提供や支援を充実し、市民の理解と協力を得ることに努めます。

② 施策の展開

一般ごみの有料化の導入にあたり、以下の取り組みを進めます。

【審議段階】

○粗大ごみの有料化実施後に、環境審議会等で一般ごみ有料化のあり方についての審議

（有料化の是非、望ましい有料化の方法、得られた手数料収入の使い途等）

【準備段階（一般ごみの有料化導入が決定した場合）】

○一般ごみの有料化実施計画の策定（処理手数料設定、処理手数料徴収方法）

○啓発などのための予算の確保

○指定袋、ごみ処理券等の処理手数料徴収システムの整備及び資材の準備

○制度の目的、収集申し込み方法、排出方法などについての周知・啓発

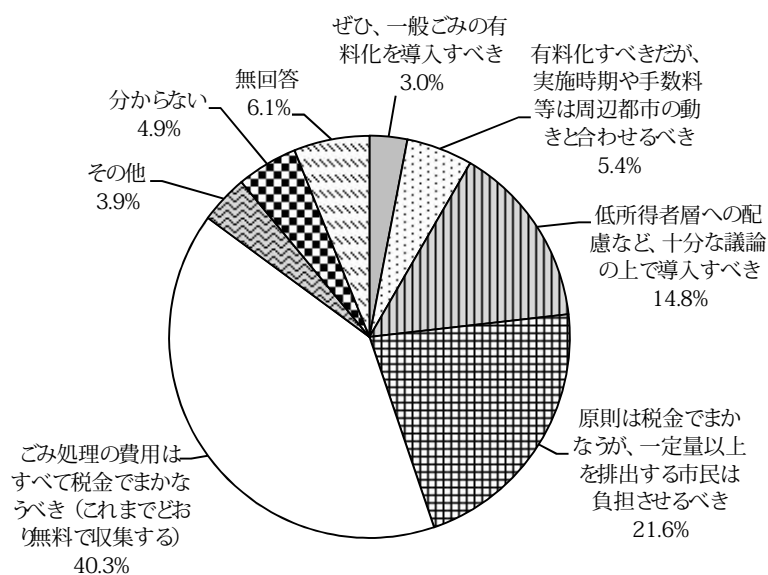
○ごみを出さない暮らし方や資源化に関する情報提供の充実

○集団回収の拡充や店頭回収の推進

【実施段階】

- 一般ごみ有料制の実施（処理手数料の徴収、排出ルール徹底）
- ごみ減量効果の検証（排出量の変化の分析、市民意識・意向の把握）

図 7-2 市民アンケート結果
「一般ごみ」の収集・処理の有料化について



（参考）一般ごみの有料化の主な方法（人口同規模の他都市で採用されている方法）

単純従量制・・・排出者が1枚目から有料の指定袋を購入、指定袋でごみを排出（奈良県橿原市など）

超過従量制・・・市が一定量まで無料シールを配り、それを超える場合は、排出者がシールを購入、ごみ排出時にシールを貼付（河内長野市など）

※超過従量制は、単純従量制よりも市民の負担感が少ない。これは、市民にとって利点である一方、無料である一定量まではごみ減量意識が働きにくい。また、無料シールを作成・配布する費用への税金投入が必要となる。

（４）地域における古紙・古布の集団回収の活性化

①背景と方向性

古紙や古布は、かつて、不要物の中で最も循環させやすい資源として、廃品回収などで集められていました。現在は、地域で集団回収も行われていますが、昔に比べて、ごみとして排出される古紙や古布の量が増えています。

本市でも、平成３年10月から、再生資源集団回収奨励金交付事業を行い、集団回収の普及に努めてきました。しかし、市民アンケート調査結果によると、地域で集団回収を実施しているかどうか知らないという回答が20%もありました。また、高齢化や少子化の影響で、集団回収を実施していた団体が回収事業を継続できなくなることも現実に起こっています。

そこで、集団回収登録団体、再生資源回収業者、市職員で構成する大東市再生資源集団回収推進協議会を中心に、全市で古紙・古布の集団回収が行われるよう、自治会への情報提供や集団回収の担い手づくりに取り組み、集団回収未実施地区での集団回収の実施を促進します。

一方、集団回収が実施されている地域においては、他市の集団回収啓発の方法等を調査し、回収量の増加を図ります。また、再生資源業者の登録制度など、集団回収に参加せずに古紙・古布の回収を実施している地域の回収量の把握方法についても検討します。

さらに、集団回収の奨励金の対象となっている紙製容器包装の範囲を拡大し、容器包装以外の雑紙についても集団回収奨励金の対象品目にすることを検討します。

②施策の展開

- 市内の集団回収実施状況の把握及び集団回収実施マップの作成
- 集団回収未実施地区への集団回収実施の啓発・指導（奨励金制度の活用）
- 集団回収未実施地区での定期的な収集日の設定と回収を担当する再生資源回収業者の選定（奨励金は交付しない回収システム）
- 廃棄物減量等推進員と連携し、未実施地区での集団回収の実施を支援
- 集団回収未実施地区での古紙・古布回収の実施

(参考) 集団回収による雑紙の回収

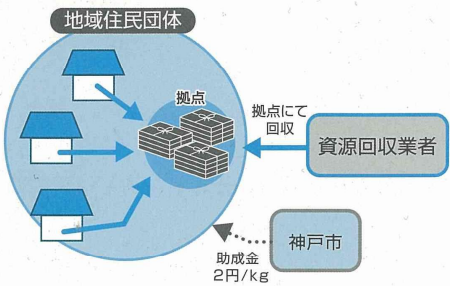
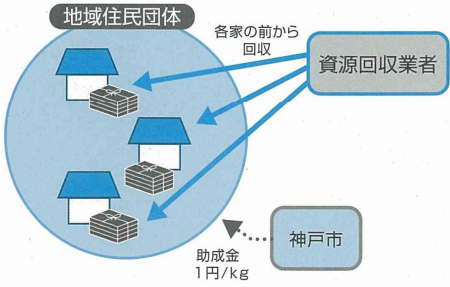
■兵庫県神戸市

神戸市では、新聞、段ボールに加え、雑誌、古本、封筒、パンフレット等の雑紙も助成金の対象としています。また、役員の負担が少なくて済む、古紙回収業者が各戸を回る方式（各戸回収方式）についても、地域団体へ助成金を出しています。

さらに、回収業者への助成もあります。古紙の市場価格と連動するようになっており、現在は助成金はありません。

Q 回収方式と助成金の額について、詳しく教えて！

回収方式は2種類あり、それぞれ助成金の額が異なります。

回 収 方 式	回 収 品 目	助成金(回収額) 団 体
1. 拠点回収方式  ◆ 地域内に集積場所を決めて、資源を回収します。 ◆ 集積場所を決めるにあたっては、皆さんがよく知っているところ、できれば安全で、分別もできるような広い場所が理想的です。 ◆ 回収品目は、業者と相談のうえ決めてください。	古紙3品 ● 新聞 (折込チラシ含む) ● 雑紙 (雑誌、古本、封筒、パンフレットなど) ● 段ボール	2円
2. 各戸回収方式  ◆ 自宅前に出すため、重い古紙を運ぶ必要がありません。 ◆ 立ち番などのお世話をいただく手間が不要です。 ◆ 雨天でも回収します。 ◆ 集合住宅や道路の狭い地域の場合は、お近くの車が通れる広い道路まで出してください。	古紙3品 ● 新聞 (折込チラシ含む) ● 雑紙 (雑誌、古本、封筒、パンフレットなど) ● 段ボール	1円

出典: 神戸市資料

(5) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化の推進

① 背景と方向性

家庭ごみについては、集団回収の実施や分別収集の拡充等により、徐々に資源化が進んでいます。

一方、事業系ごみについては、大規模事業所では自主的な資源化等が進められていますが、市内の事業所の多くを占める中小零細の事業所では、ごみ減量手段が乏しいことや資源化可能物の発生量が少ないこともあり、ごみ減量が十分に行われていません。

そこで、事業所向けに、ごみ減量に関する情報提供や啓発活動、事業所間の共同回収事業等の減量手段の提供を進め、事業所のごみ減量、資源化を促進します。

また、従業員の休憩や飲食に伴って缶・びん等の空き容器が発生する事業者や従業員以外が利用する缶・びん等の空き容器がまとまって発生する駅、娯楽施設等に対しては、自らの適性処理と再生利用ルートへの排出を啓発します。

② 施策の展開

- 事業所向けにごみ減量マニュアルや啓発チラシの作成
- ごみ減量の担当者や責任者を対象とした研修会や交流会の実施
- 事業所から排出される古紙、古布等の共同回収等を見据え、近隣の事業所が共同で回収する仕組みをつくるための、事業所間ネットワークの形成
- 委託業者の収集システムを活用した資源化物の収集の検討
- 他市の先進的な取り組みなどの把握

(参考) 事業系古紙類(古布除く)回収の仕組みづくり

■ オフィス町内会(共同回収事業)の構築(NPO法人あまがさきエコクラブ)

古紙をリサイクルしようとする事業者は、NPO法人あまがさきエコクラブから「エコあま君ボックス」を購入(10箱で2,100円)し、ボックスが一杯になったら回収を依頼する。

古紙再生の「リサイクル活動」にご協力願います!

NPO法人 あまがさきエコクラブ <http://www.ecoama.jp>

あまがさきエコクラブは リサイクル活動のお手伝いをします!

あまがさきエコクラブの活動指針

ゴミとして集めたものはただ燃やしてしまうだけです。
必要でないゴミを処理するために費用が発生してしまうことも事実です。
しかしゴミとして捨ててしまう前に、再利用できるものを資源として集めることが出来れば、
もう一度私たちの生活に利用できるのです。
NPO法人あまがさきエコクラブでは、一人でも多くの皆様にご協力いただき、
ゴミとして焼却されていた古紙を再利用する循環型社会の実現を目指しています。



「エコあま君」の事業系古紙回収の流れ

エコあま君ボックスのご購入

エコあま君ボックスを
ご購入いただきます



10箱で¥2,100円
(税込)

オフィス・事務所で古紙選別

ご不要になった
オフィス古紙(コピー用紙等)を
投入してください。

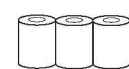
定期回収

お電話頂きましたら、
あまがさきエコクラブの
回収チームが無料で定期的に
BOXを回収にうかがいます。



古紙の再利用

回収された古紙は
トイレトーパーバーに
リサイクルされます。



※注意(回収できない紙)

- ・感熱紙(ファクシミリ用紙)
- ・カーボン紙(伝票紙)
- ・ビームコート紙(写真等)
- ・ワックス加工紙(紙コップ等)
- ・防水加工紙(油断等)
- ・布類紙(ファイルの布紐等)
- ・プラスチック類(ファイル金具等)
- ・金属類(クリップ等)
- ・セロハン類(窓付き封筒の窓等)
- ・写真フィルム等

(以上のものは投入時にご注意願います。)

※新聞や雑誌の場合はそれぞれを区別して、別の箱に入れてください。

あまがさきエコクラブからのリサイクル活動商品

□ 回収BOX 1箱と24ロール	¥1,260円(税込)
□ 回収BOX 10箱	¥2,100円(税込)
□ エコあま君ロール 100ロール	¥4,200円(税込)

□にチェックしてください。 商品の配達と回収BOX引取運賃はエコクラブが負担します。

■ 事業系資源の持ち込み拠点(仙台市)

仙台市では、古紙等資源化物を資源化へ誘導するため、平成17年4月から、市の処理施設への古紙等資源化物の搬入を停止するとともに、事業所における紙類の資源化促進のため、ホームページ等において古紙回収業者を紹介しているほか、市内3ヶ所の環境事業所に、無料で利用できる事業系紙類回収庫を設置している。

< 事業系紙類回収庫の概要(仙台市) >

事業名称	事業系紙類回収庫
紹介媒体	市のホームページ
設置箇所数	3箇所(環境事業所)
受入時間等	土日、祝日、年始年末を除く、午前9時～午後4時30分
受入品目	段ボール、新聞、雑誌・雑紙、コピー用紙、少量のシュレッター紙(機密文書は除く)
減量効果	回収量は458t(平成20年度)

資料：仙台市環境局事業概要

(6) 蛍光管・乾電池等の有害・危険ごみの販売店等による回収・資源化

① 背景と方向性

蛍光管や乾電池など市で適正に処理することが困難なものや、市を経由するのではなく販売店で回収し、そのまま逆流通ルートに乗せて資源化施設に送る方が環境負荷の低減のために効率的なものについては、店頭回収や販売店返却による資源化システムの確立を検討します。

② 施策の展開

【準備段階】

- 商工会議所等と連携し、回収拠点となる販売店等の募集。販売店等に向けた啓発パンフレット等の作成
- 回収ボックスや資源化ルートの検討、整備
- 有害・危険ごみの販売店等による回収に関する情報提供や啓発チラシの作成
- 回収協力店舗のPR
- 有害・危険ごみを一般ごみとは別途回収、資源化する必要性に関する情報提供

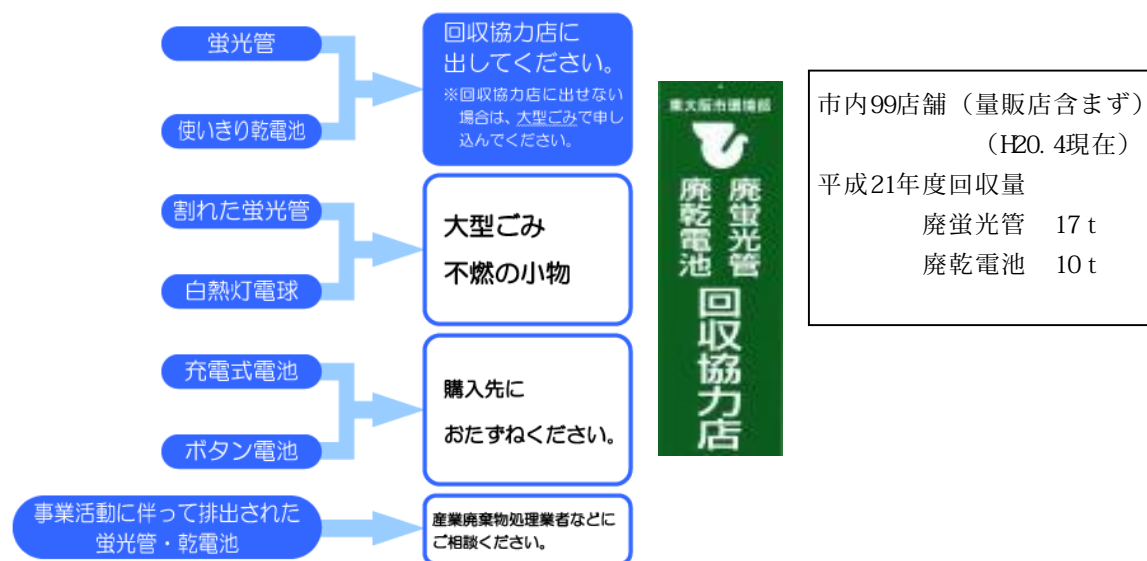
【導入段階】

- 市内事業所のごみ減量の担当者や責任者を対象とした研修会や交流会の実施
- 回収・資源化に関する予算の確保

(参考) 販売店と協力した蛍光管・乾電池の回収・資源化の取り組み

■販売店と協力した蛍光管・乾電池の拠点回収（東大阪市）

※販売店に集まった蛍光管を市が収集し、野村興産（株）の関西工場へ搬入



(7) 市民への啓発方法の検討

①背景と方向性

どの施策を実施するにも、市民への啓発は不可欠であり、啓発の効果を高めるために、啓発方法の多様化が求められています。

具体的には、ごみ収集カレンダー、広報誌、チラシ、パンフレット、ビデオ、インターネットなどの多様な媒体で、ごみ収集・資源化の状況、ごみの減量や分別方法などに関する情報提供を行います。

また、市民からごみ減量・資源化方法のアイデアを募集し、情報交換を進めます。

さらに、アンケート調査等により市民がごみに関する情報を得る手段を把握し、効率的、効果的な情報提供手段の活用を図ります。

②施策の展開

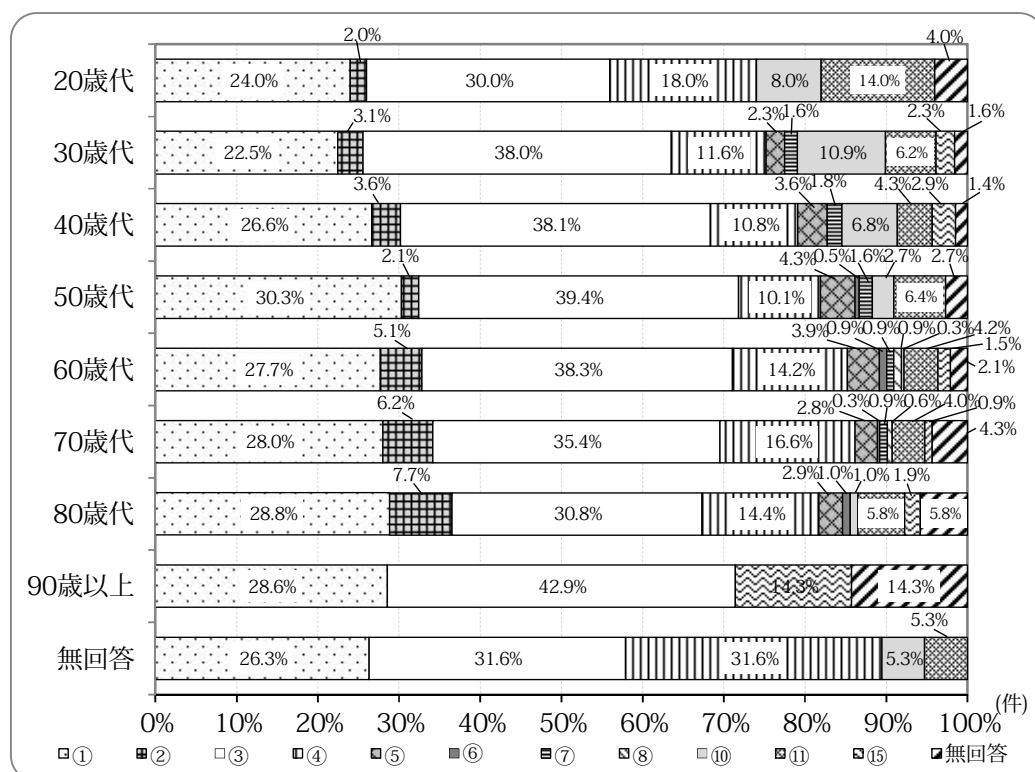
○ごみ収集カレンダー、広報誌、チラシ、パンフレット、ビデオ、インターネットなど、ごみ収集・資源化の状況やごみの減量、分別方法などに関する情報媒体の作成

○市民からごみ減量・資源化方法のアイデアを募集し、市の広報誌やホームページ等で公表

○ごみの減量や資源化等について学べる講習会や学習会の開催

(参考) 市民アンケート結果「ごみや資源化物に関する情報の入手方法」(複数回答)

いずれの年代も「広報だいとう」、「ごみ収集カレンダー」が大きな割合を占めています。「新聞」、「地域情報紙(ミニコミ紙)」と回答した人は60歳代以上であり、「インターネット」と回答した人は50歳代以下に多くなっています。



		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	無回答	総数
年代	20歳代	12 (24.0%)	1 (2.0%)	15 (30.0%)	9 (18.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (8.0%)	7 (14.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (4.0%)	50 (100.0%)
	30歳代	29 (22.3%)	4 (3.1%)	49 (37.7%)	15 (11.5%)	3 (2.3%)	0 (0.0%)	2 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (10.8%)	8 (6.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	3 (2.3%)	2 (1.5%)	130 (100.0%)
	40歳代	74 (26.4%)	10 (3.6%)	106 (37.9%)	30 (10.7%)	10 (3.6%)	0 (0.0%)	5 (1.8%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	19 (6.8%)	12 (4.3%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	8 (2.9%)	4 (1.4%)	280 (100.0%)
	50歳代	57 (30.3%)	4 (2.1%)	74 (39.4%)	19 (10.1%)	8 (4.3%)	1 (0.5%)	3 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (2.7%)	12 (6.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (2.7%)	188 (100.0%)
	60歳代	92 (27.7%)	17 (5.1%)	127 (38.3%)	47 (14.2%)	13 (3.9%)	3 (0.9%)	3 (0.9%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	14 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (1.5%)	7 (2.1%)	332 (100.0%)
	70歳代	91 (27.7%)	20 (6.1%)	115 (35.0%)	54 (16.4%)	9 (2.7%)	1 (0.3%)	3 (0.9%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	13 (4.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	3 (0.9%)	14 (4.3%)	329 (100.0%)
	80歳代	30 (28.8%)	8 (7.7%)	32 (30.8%)	15 (14.4%)	3 (2.9%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	6 (5.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.9%)	6 (5.8%)	104 (100.0%)
	90歳以上	2 (28.6%)	0 (0.0%)	3 (42.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	7 (100.0%)
	無回答	5 (26.3%)	0 (0.0%)	6 (31.6%)	6 (31.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (100.0%)
合計		392 (27.2%)	64 (4.4%)	527 (36.6%)	195 (13.6%)	46 (3.2%)	6 (0.4%)	16 (1.1%)	5 (0.3%)	3 (0.2%)	45 (3.1%)	73 (5.1%)	0 (0.0%)	3 (0.2%)	1 (0.1%)	22 (1.5%)	41 (2.8%)	1,439 (100.0%)

※①広報「だいとう」、②市のパンフレット・チラシなど、③ごみ収集カレンダー、
 ④自治会の回覧板等、⑤地域の掲示板、⑥新聞、⑦テレビ、ラジオ、
 ⑧地域情報紙（ミニコミ紙）、⑨雑誌、⑩インターネット、
 ⑪家族、友人、知人などのクチコミ、⑫学習会、講演会など、⑬市のごみに関する説明会、
 ⑭その他（具体的に）、⑮情報を得る手段は特にない

（８）廃棄物減量等推進員制度の創設と効果的な運用

①背景と方向性

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、廃棄物減量等推進員について、「市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。 ２ 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。」と定められています。

本市は廃棄物減量等推進員の制度を設けていませんが、東大阪市など多くの市で、廃棄物減量等推進員により、ごみ減量やごみ排出マナーの徹底が進められています。

そこで、本市でも廃棄物減量等推進員制度を設け、推進員を中心として地域でのごみ減量やごみ排出マナーの普及・啓発を進めることについて検討します。

②施策の展開

廃棄物減量等推進員制度の導入にあたり、以下のようなスケジュールで取り組みを進めます。

- 廃棄物減量等推進員制度の確立（定員、任期、任命方法、役割等）
- 廃棄物減量等推進員の活動マニュアルの作成
- 廃棄物減量等推進員の募集及び研修の実施
- 廃棄物減量等推進員の活動開始

(9) 小型家電の回収・資源化

① 背景と方向性

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、平成25年4月1日に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行されました。小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属が含まれており、金額にすると日本全体で844 億円分にもなると言われています（環境省）。

本市においても、レアメタル等のリサイクル推進に向け、小型家電リサイクル制度導入を検討します。また、導入に当たっては、拠点回収や定期収集などの収集体制の検討、事業者への回収拠点設置の依頼、住民への周知を行い、資源化を推進します。

② 施策の展開

【準備段階】

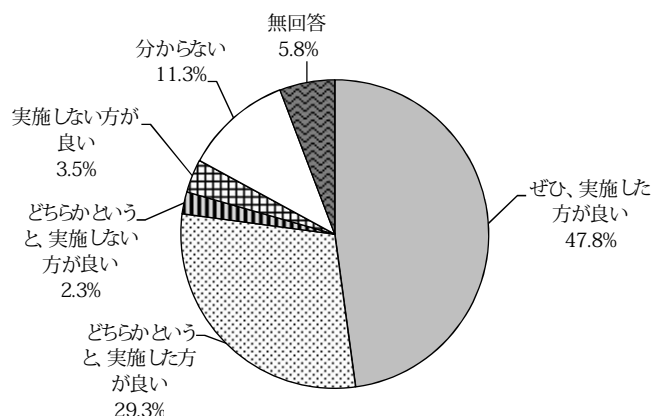
- 商工会議所等と連携し、回収拠点となる販売店等の募集。販売店等に向けた啓発パンフレット等の作成
- 回収ボックスや資源化ルートの検討、整備
- 小型家電の販売店等による回収に関する情報提供や啓発チラシの作成
- 回収協力店舗のPR
- 小型家電を一般ごみとは別途回収、資源化する必要性に関する情報提供

【導入段階】

- 市内事業所のごみ減量の担当者や責任者を対象とした研修会や交流会の実施
- 回収・資源化に関する予算の確保

（参考）市民アンケート結果「小型家電回収についての考え方」

「ぜひ、実施した方がよい」が最も多く47.8%であり、「どちらかという、実施した方がよい」と合わせると77.1%でした。実施した方がよいと回答した人が多いことから、制度の導入が資源化の推進に繋がると考えられます。



(10) 市民グループの活動に対する支援

①背景と方向性

ごみの減量やリサイクルを推進するにあたり、行政だけではなく、実際にごみを排出する市民がごみの減量やリサイクルの活動に取り組むことで、ごみの減量の必要性やリサイクルの重要性を実感し、ごみの減量に対する意識が高まります。また、行政と市民グループが協働でごみの減量やリサイクルの活動を行うことで、より市民の目線に立った活動を広く行うことができます。

そこで、ごみの減量やリサイクルに関する活動に取り組む市民活動グループの育成を図るとともに、既存の市民活動グループの活動に対する支援を行います。

②施策の展開

- 市民活動グループの活動情報の提供
- ごみ減量やリサイクルに取り組む市民活動グループの育成
- 活動に関する相談や複数の活動団体等が参加する情報交換の場作り等の推進
- 市民向けの講習会や学習会の開催等の支援

生活排水处理編

第1章 生活排水処理の現状と課題

第1節 河川・水路の現状

かつて本市は、市内を水路がめぐっていることから、野崎参りをはじめ、水運による交通が盛んでした。

市内には、寝屋川、恩智川、権現川、谷田川、鍋田川の5本の1級河川と、9本の普通河川（北条川、市場川、野崎中川、立花川、甘田川、寺川中川、長農川、銭屋川、南川）、1本の準用河川（宮谷川）があります。寝屋川は寝屋川市・門真市から、恩智川は八尾市から、権現川は四條畷市から流れ込んでいます。その他の河川の大半は市内の生駒山系に端を発して流れています。

平成15年5月16日に寝屋川（全域）、恩智川（全域）で河川類型がE類型（BOD（※）の環境基準値が10ng/L以下）からD類型（BODの環境基準値が8ng/L以下）に見直されました。

市内河川等の水質は、表1-1に示すように下水道の普及や水質管理の成果等もあって、近年は全体的に改善されています。

※BODとは：水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量（生物化学的酸素要求量）のことで、河川の汚れ具合を示す代表的な指標として用いられます。

図1-1 本市の河川・水路の状況

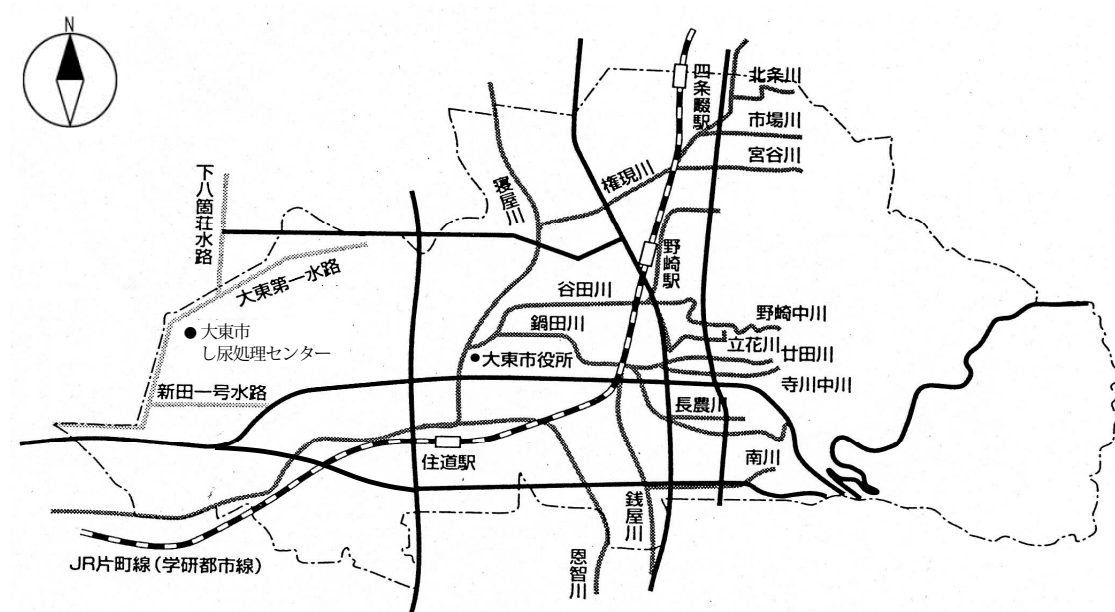


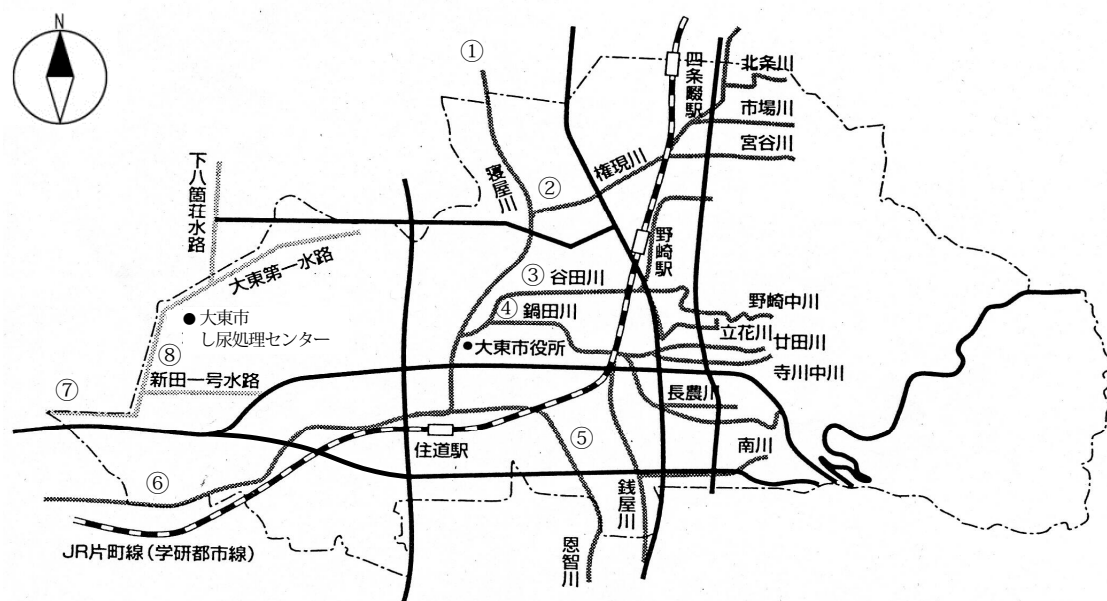
表1-1 市内河川等の水質の推移

[BOD:生物化学的酸素要求量] (単位:ng/L)

地点 番号	河川名	年度											
		平成 15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
1	寝屋川上流(河北大橋)	3	2	4	4	2	1	2	2	2	2	2	2
2	権現川(権現橋)	3	3	4	4	3	3	3	3	2	2	2	2
3	谷田川(深野緑が丘線一号线)	9	9	9	9	9	6	7	5	4	4	4	3
4	鍋田川(谷川橋)	7	7	7	7	7	5	6	5	5	4	4	3
5	恩智川(松の鼻橋)	6	6	8	8	7	6	6	5	3	4	4	3
6	寝屋川下流(鴻池橋)	6	4	8	8	6	5	6	5	6	4	5	6
7	下八箇荘水路(新田一号线流末)	9	8	9	9	11	10	10	11	10	8	8	4
8	新田一号线水路(茨田大宮橋)	8	7	10	10	8	6	4	6	4	4	5	4

資料:「大東の環境」より

図1-2 市内河川等の水質測定地点



第2節 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理の現状

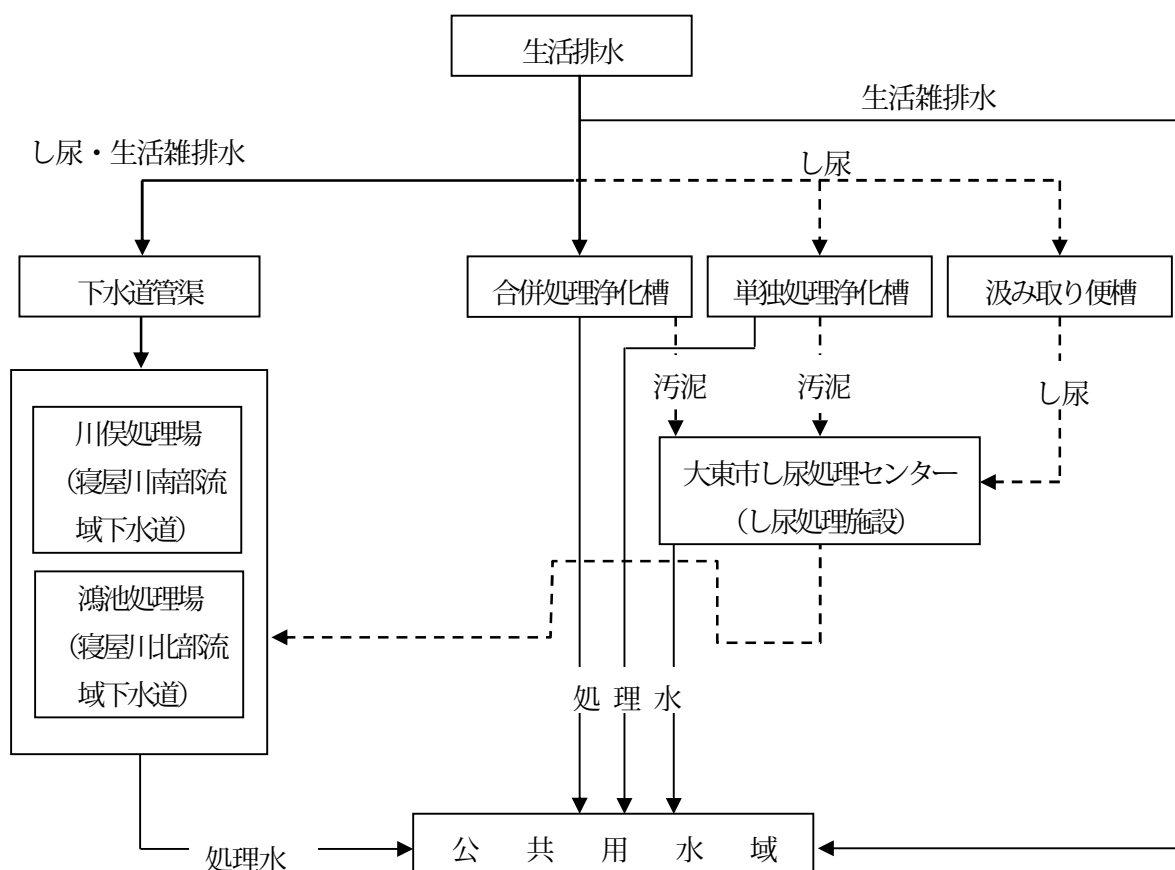
未処理の生活雑排水が公共水域の環境に影響を与えることから、本市では、市域1,827haのうち1,239haを公共下水道整備区域とし、東側の山間部588haを浄化槽整備区域と定め、生活排水処理施設の整備を促進しているところです。

本市の公共下水道は寝屋川流域関連公共下水道で、平成26年度末には下水道人口普及率が98.67%を達成し、着実に生活排水の処理が進められています。

一方、浄化槽整備区域における浄化槽（合併）の整備率は公共下水道に比して高くなく、早期の整備が必要となっています。

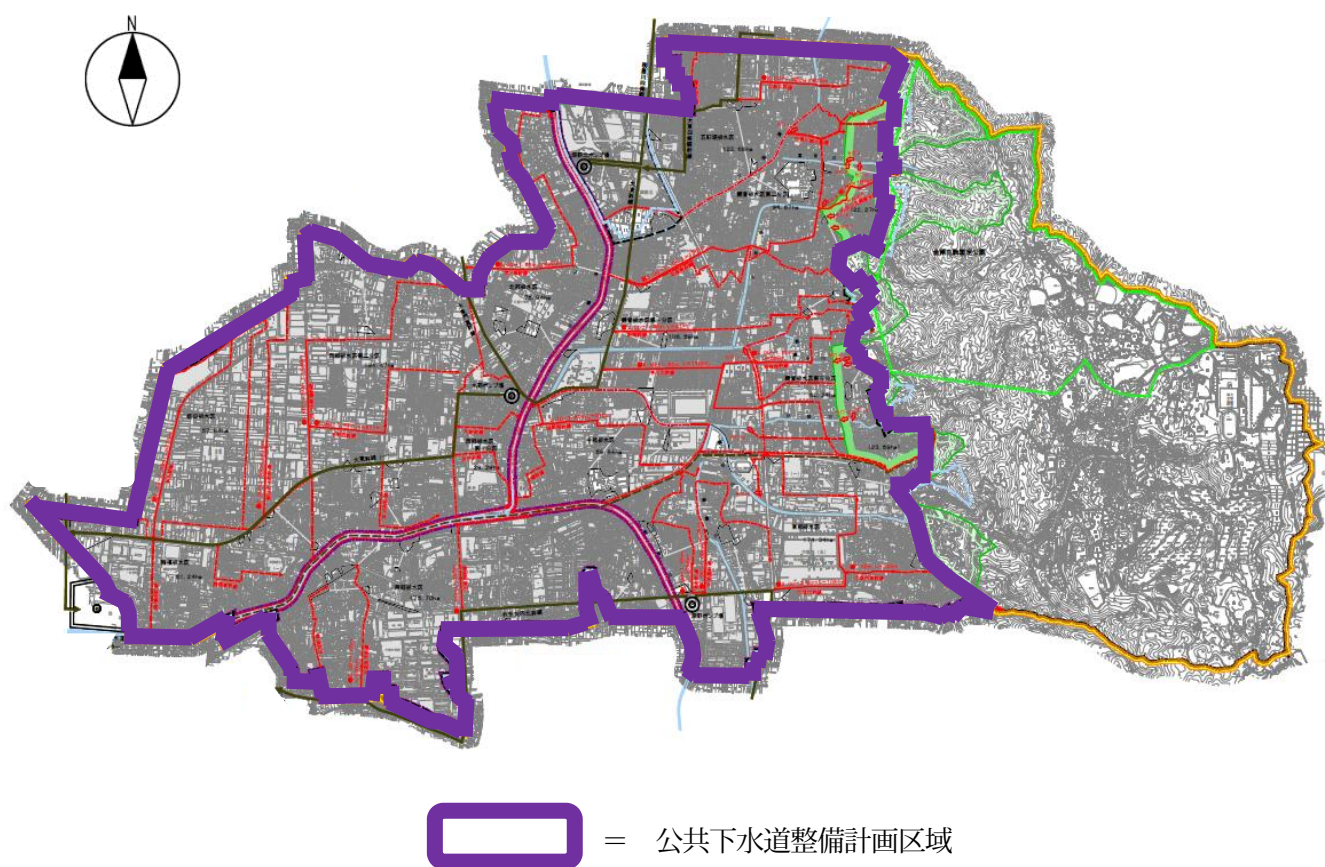
本市の生活排水処理システムは、図1-3に示すとおりです。し尿や浄化槽汚泥は、市の委託業者が収集・運搬し、大東市し尿処理センターに搬入して処理しています。

図1-3 生活排水処理システムの現況



下水道整備計画区域は、図1－4の太線で囲まれた部分で示すとおり、市の西部～中央部の地域で市街地を中心としています。一方、市の東部山間地は下水道整備計画区域外で、人口は約600人です。

図1－4 公共下水道の整備計画区域（平成27年3月末現在）

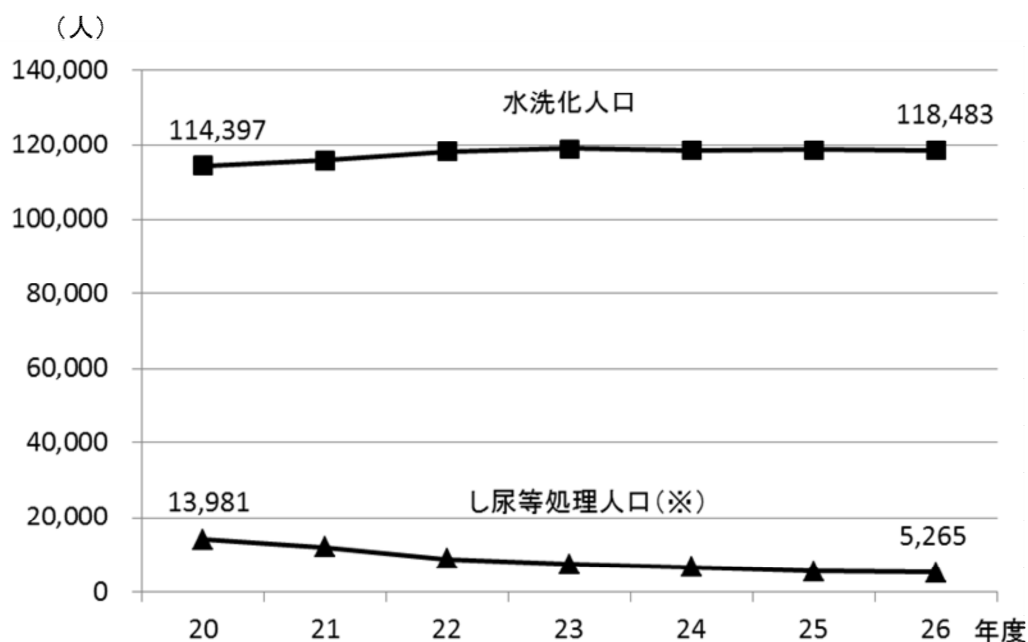


(2) 生活排水処理の処理方法別の人口および処理量

し尿及び浄化槽汚泥（以後、「し尿等」という。）処理人口は、図1－5に示すように年々減少しており、平成26年度末のし尿等処理人口は、行政人口の約4％となっています。し尿等処理人口の減少に伴い、し尿等の処理量も年々減少しています。

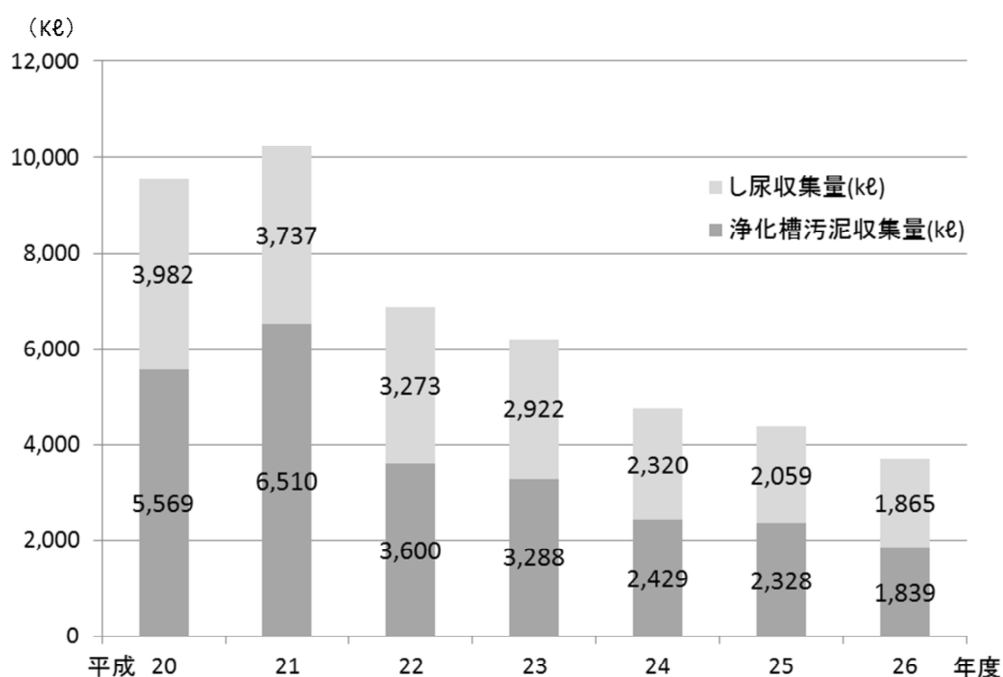
このし尿等処理量の減少は、下水道の整備によるものであり、今後もこの傾向が続きます。

図1－5 生活排水の処理方式別人口の推移（各年度末）



※ し尿等処理人口とは：浄化槽、し尿汲み取りの人口のこと。

図1－6 し尿等処理量の推移（各年度末）



(3) し尿等の収集・運搬の状況

し尿の収集は委託業者4社で行っています。

また、浄化槽の清掃・点検及び浄化槽汚泥の引き抜きは、各家庭等で浄化槽清掃業の許可業者に依頼して実施するシステムで、本市が許可している浄化槽清掃業者は17社あります。現在、下水道整備の促進により、し尿・浄化槽汚泥の処理量は大幅に減少しています。しかし、現状においては、大東市内全域において、下水道を完全に普及することが困難な状況にあります。

以上の状況をふまえ、業者数の見直し等を含め、し尿・浄化槽汚泥の収集・処理に係る効率的な収集体制等の実施計画の策定が必要となっています。

(4) し尿等の処理の状況

し尿等の処理は、処理量の減少及び、公共用水域の水質汚濁解消の観点から、下水道施設への放流処理を行っています。現在、施設の管理については、東大阪市・大東市清掃センターの一部事務組合の解散に伴い、平成22年4月より大東市し尿処理センターとして、大東市が運営・管理を行っています。

表1-7 大東市し尿処理センターの概要

項 目	施設（下水道放流投入施設）
施 設 敷 地 面 積	約3,000㎡
処 理 施 設 規 模	30.0kℓ/日（稼働日平均）
稼 動 年 度	平成17年度
処 理 方 法	前処理後、下水道希釈放流
汚 泥 処 理	—

(5) 市民への啓発活動等の概要

水質汚濁の一因ともなっている「廃食用油」を、大東市消費者問題研究会を中心に、市民の協力を得て市内に15か所（大東市東部 11か所、西部 4か所）の拠点を設け、年間8回（大東市東部、西部 各4回）程度、専門業者による回収を行っています。

第3節 生活排水処理の課題

生活排水処理についての課題は以下のとおりです。

(1) 大東市し尿処理センター（し尿等下水道放流施設）の利用

当施設で処理するし尿等下水道放流は、大阪府に使用許可を得ていますが、平成32年2月1日が期限となっています。また、公共下水道の整備により下水道普及率は年々高まっている一方、し尿等の処理量は減少しています。今後はこれらの状況を踏まえ、近隣市との共同利用計画策定など、広域化を含めた施設利用について検討する必要があります。

(2) 下水道整備計画区域外の地域における市設置型戸別浄化槽施設整備事業の導入

平成8年度から個人設置型の浄化槽設置整備事業を推進してきましたが、平成17年度までの設置実績は26基とあまり進捗せず、生活排水処理計画の達成が困難になりました。このことから、生活排水処理計画の見直しを行うとともに、地域再生法に基づく污水处理施設整備交付金を活用し、平成18年度より下水道整備計画区域外の一部（龍間地区等）において、市設置型戸別浄化槽施設整備事業を導入し、污水处理率向上の成果が見られたところです。今後も市設置型戸別浄化槽施設整備事業を継続し、目標の達成を目指します。

第2章 生活排水処理の基本方針

第1節 計画の目標年度

この計画の目標年度は平成32年度（2020年度）とし、計画期間は平成28年度から平成32年度までの5か年度とします。

また、目標達成状況や計画進行状況を確認しながら計画を推進するとともに、社会経済状況などに応じて必要な範囲で見直すものとします。

第2節 計画の基本フレーム

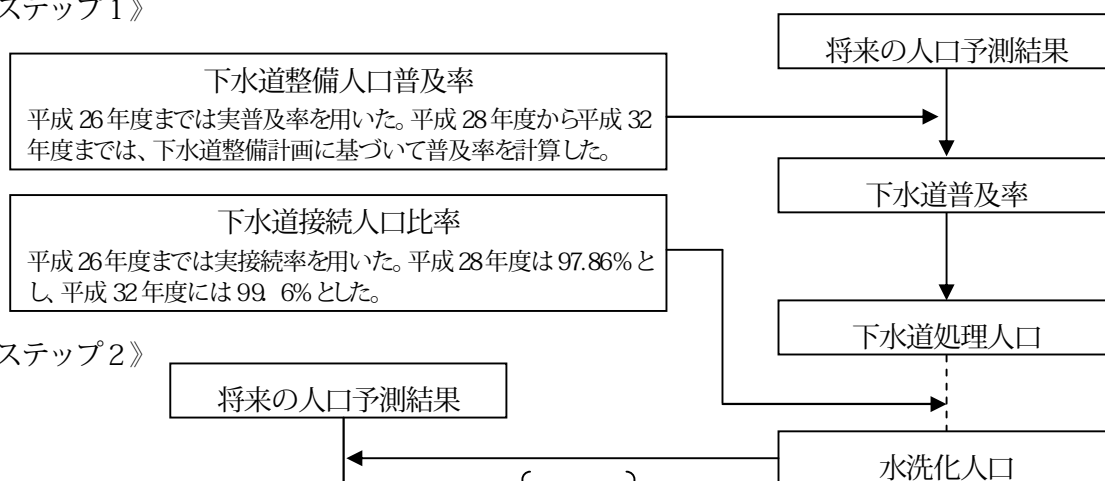
（1）将来の処理人口の設定

本市の将来人口は、平成23年3月策定の第4次大東市総合計画第Ⅱ期基本計画（前期）に定められた将来目標人口で推移した後、目標年度以降を直線で補完した形で推移すると考えました。

したがって、水洗化人口及びし尿等処理人口を推計するにあたっては、将来の下水道整備計画人口推計をベースに、下水道整備の進捗に伴う水洗化人口を基準とし、水洗化人口の推計と行政人口（推計）との差分をもって、し尿等処理人口を設定するものとしました。この前提を基に、処理方法別の将来の計画処理人口を図2-1により算定し、表2-1及び図2-2のとおり設定しました。

図2-1 将来の汲み取り・浄化槽人口予測方法

《ステップ1》



《ステップ2》

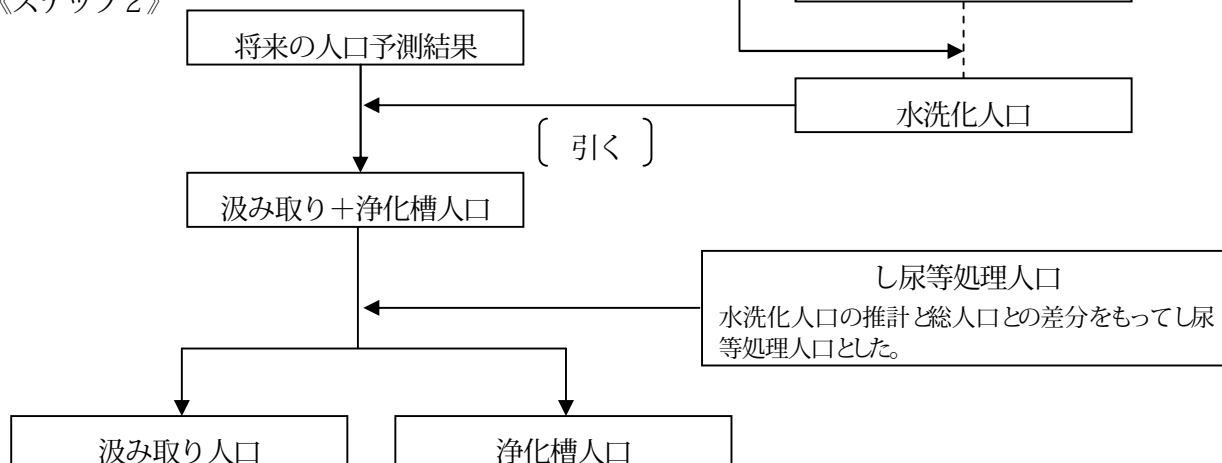
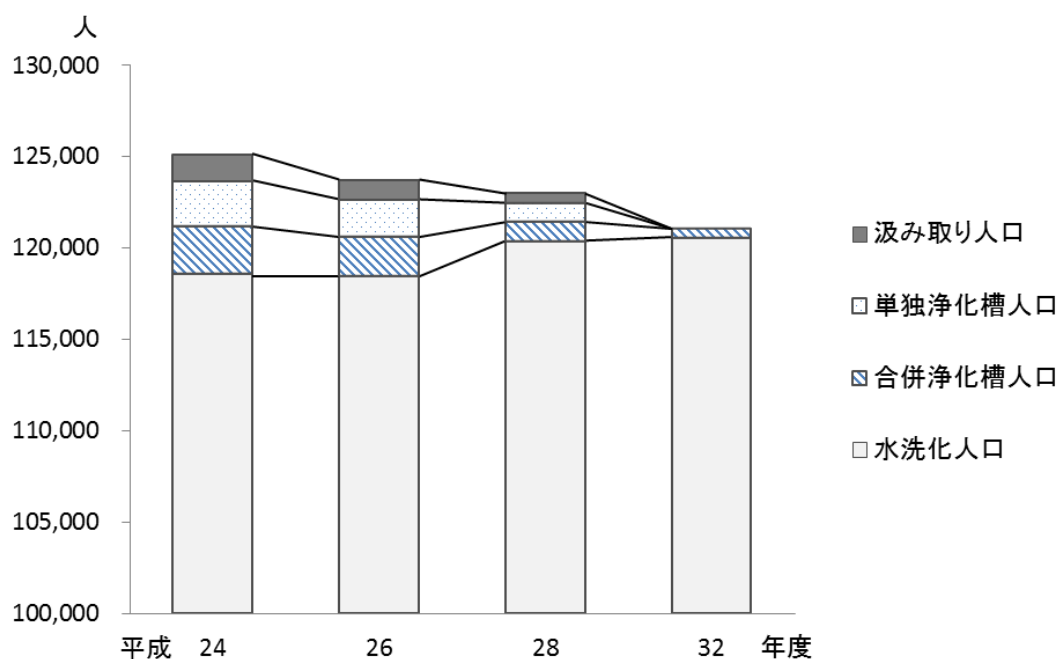


表 2－1 将来の処理方法別の計画処理人口（各年度末）

		平成 26 年度	平成 28 年度	平成 32 年度
下水道処理区域人口 参考) (人)		122, 101	121, 763	120, 589
(構成比率)		98. 67%	98. 98%	99. 60%
下 水	水洗化人口 (人)	118, 483	120, 385	120, 589
	(構成比率)	95. 74%	97. 86%	99. 60%
し 尿 等	合併処理浄化槽 (人)	2, 151	1, 073	485
	(構成比率)	1. 74%	0. 87%	0. 40%
	単独処理浄化槽 (人)	2, 043	1, 024	0
	(構成比率)	1. 65%	0. 83%	0. 00%
	汲み取り処理人口 (人)	1, 071	536	0
	(構成比率)	0. 87%	0. 44%	0. 00%
総 人 口 (人)		123, 748	123, 018	121, 074
(構成比率)		100. 00%	100. 0%	100. 00%

図 2－2 将来の処理方法別の計画処理人口（各年度末）



(2) し尿等排出量の将来予測

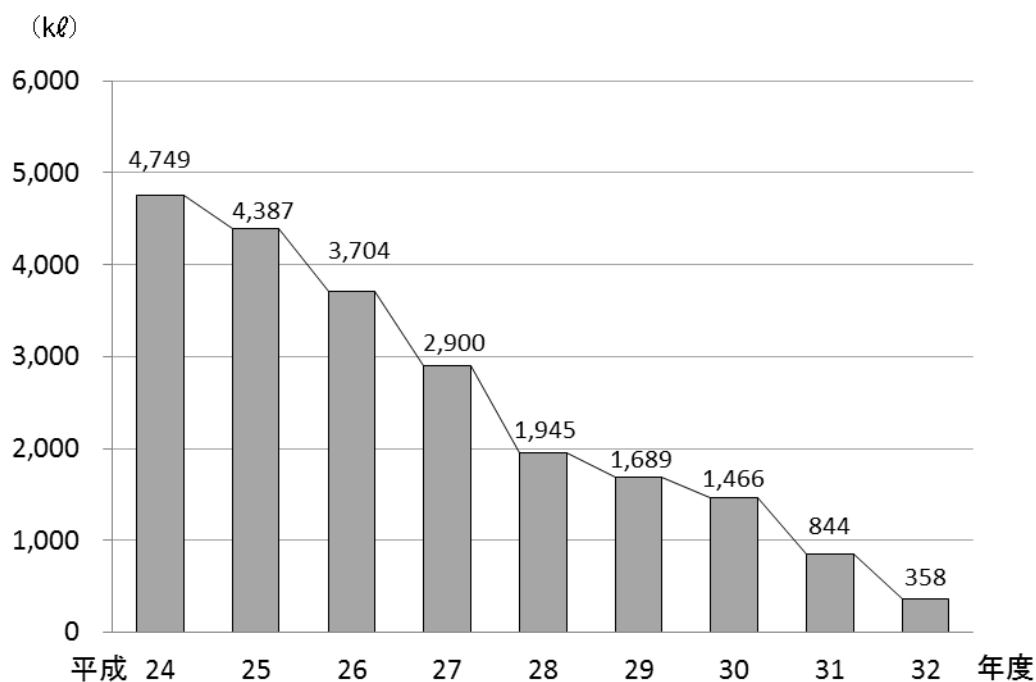
し尿等排出量の将来予測は、平成26年度を実績値とし、計画初年度のし尿排出予測量は平成28年度におけるし尿等排出予測量は、1,945kℓとした。なお、この推計は、「将来の処理方法別の計画処理人口」（表2-1）を基にし尿等排出量を算定し、表2-2及び図2-3のとおり設定しました。

表2-2 下水道整備計画とし尿等排出予測量（各年度末）

	現 況 平成 26 年度	計画初年度 平成 28 年度	最終目標年度 平成 32 年度
行 政 人 口 （ 人 ）	123,748	123,018	121,074
下水道処理人口（人）	122,101	121,763	120,589
下水道普及率（％）	98.67	98.98	99.60
水洗化率（％）	95.74	97.86	99.60
水洗化人口（人）	118,483	120,385	120,589
し尿等処理人口（人）	5,265	2,633	485
し尿等排出量（kℓ）	3,704	1,945	358

注)平成32年度における、し尿等は、合併処理浄化槽の浄化槽汚泥のみとなります。

図2-3 将来のし尿等排出予測量



第3節 生活排水処理の基本方針

本市では、昭和44年度から公共下水道の整備工事に着手し、これまで市の重点事業の一つとして推進してきたところです。

平成26年度末には下水道普及率が概ね98.67%を達成し、改めて、河川や湖沼などの公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている台所・風呂等からの生活雑排水やし尿などの適切な処理対策の総合的な推進が求められています。

国においては、公共用水域の水質保全という社会的要請に基づき、昭和62年度に浄化槽の設置に対する国庫補助制度として合併処理浄化槽設置整備事業（現：浄化槽設置整備事業）を創設しました。これにより市町村が個人設置型の合併処理浄化槽に対して助成する場合、国による市町村の補助制度が発足しました。

そして、平成4年度には、大阪府においても、し尿と雑排水を併せて処理することにより府域の水質保全や環境保全に寄与することを目的として、合併処理浄化槽設置整備補助事業を創設しました。

さらに、国においては、平成6年度に、浄化槽の面的整備を推進するために、市町村自らが設置主体となる「特定地域生活排水処理事業（現：浄化槽市町村整備推進事業）」を創設しました。

本市においては、公共下水道事業の進捗に応じて、下水道整備計画区域外（龍間地区等）の生活排水処理対策として、平成8年度に合併処理浄化槽設置整備補助事業（個人設置型の事業）を創設しました。この事業が平成21年9月で廃止されるまでに、計26基の浄化槽を設置しました。また、平成18年度には市設置型戸別浄化槽施設整備事業を創設し、今日に至っています。

下水道整備計画区域外となる本市山間部の生活排水処理対策を的確に推進していくためには、本市の地域特性や経済的検討等を行った結果、合併処理浄化槽の設置を進めていきます。

そのため、本市においては、国が国土交通省・環境省・総務省の3省共同で平成12年度に作成・通知した「生活排水処理施設の経済比較のための基本諸元」をベースに、大阪府域の地域特性に対応させた「大阪府域版コスト計算モデル」により、生活排水処理施設整備コスト比較を行い、その結果を基に、以下のとおり基本方針を定めます。

〔基本方針〕

I 市内の河川・水路の水質を改善するため、市民と一体となって計画期間内における生活雑排水の100%処理をめざすとともに、合併処理浄化槽の維持管理などの徹底を図ります。

II 公共下水道整備との整合性を図りつつ、汲み取りし尿・浄化槽汚泥処理を適切に推進し、健全な水環境の確保につとめます。

III 下水道整備計画区域外での市設置型戸別浄化槽施設整備事業による合併処理浄化槽の設置を推進します。

IV 淀川水系の寝屋川流域を対象に水環境を改善し、人々が水辺に親しむことのできる水辺環境を創出するため水量及び水質の改善を図ります。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理目標

本市における生活排水の処理目標を以下のとおりとし、第2章第3節に掲げた基本方針に基づいて、積極的に推進していきます。

(1) 生活排水の処理目標

この計画の目標年度（平成32年度）中に、生活排水処理率100%を達成することをめざします。

表3-1 生活排水の処理目標

	平成26年度	平成32年度
生活排水処理率	97.48%	100.00%

※生活排水処理率…（水洗化人口＋合併処理浄化槽人口）÷総人口

(2) 生活排水の処理形態等

生活排水処理対策を推進していく上で下水道整備計画区域外は、「大東市生活排水処理施設整備構想図」（P103 資料4）のとおりとし、下水道整備計画との整合性を勘案して、平成32年度における生活排水処理形態別人口の内訳を表3-2のとおりとします。

表3-2 平成32年度における生活排水処理形態別人口の内訳

単位：人

生活排水処理形態		人口
1	計画処理区域内人口（総人口）	121,074
2	水洗化・生活雑排水処理人口	121,074
	（1）コミュニティ・プラント	0
	（2）合併処理浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業）	485
	（3）上記以外の合併処理浄化槽	0
	（4）下水道	120,589
	（5）農業集落排水施設	0
3	水洗化・生活雑排水処理人口（単独処理浄化槽）	0
4	非水洗化人口	0
	計画処理区域外人口	0

（注）計画処理区域内人口は平成23年3月策定の第4次大東市総合計画第Ⅱ期基本計画（前期）の将来人口に設定。目標年度以降の人口は直線で補完。

第2節 生活排水処理計画

(1) 下水道整備計画区域における生活排水処理計画

下水道の整備推進をはかるとともに、整備後の早期接続を促進します。

(2) 下水道未整備区域におけるし尿・浄化槽汚泥処理計画

し尿の汲み取りについては、今後も委託業者により収集・運搬を行うものとします。また、浄化槽については定期的な清掃・点検・汚泥引き抜き等の啓発を進め、浄化槽清掃業の許可業者が浄化槽の清掃・点検・汚泥の引き抜きと汚泥の大東市し尿処理センターへの運搬を行うものとします。

なお、「平成32年度における生活排水処理形態別人口の内訳」（表3-2）に基づいて推計したし尿・浄化槽汚泥排出量予測は、表3-3のとおりとします。

表3-3 し尿・浄化槽汚泥排出量予測

(単位：kℓ)

	平成26年度	平成32年度
汲み取りし尿	1,865	0
合併処理浄化槽汚泥	943	358
単独処理浄化槽汚泥	896	0
合 計	3,704	358

(3) 下水道整備計画区域外における生活排水処理計画

下水道整備計画区域外的生活排水処理については、市設置型戸別浄化槽施設整備事業による生活排水処理対策を計画的に推進します。

また、当該地域で既に設置されている単独処理浄化槽についても、合併処理浄化槽への転換を誘導します。

(4) 市民に対する広報・啓発活動

①水質汚濁防止のためには、家庭からの生活雑排水による汚濁負荷を軽減することや浄化槽の管理・清掃を徹底し、処理能力を維持することが重要です。そのため、これらの必要性について、市民への広報・啓発につとめます。

②下水道整備計画区域内の下水道未接続の家屋に対し、下水道に接続するよう広報・啓発につとめる一方、下水道整備計画区域外については、市設置型戸別浄化槽施設整備事業の普及・啓発につとめます。

③河川や水路等の水質改善をはかるため、家庭や事業所において生活雑排水対策を実践するよう啓発を推進するとともに、学校や地域における環境教育・環境学習の充実につとめます。

資 料 編

資料編 目次

ごみ処理編

資料 1	ごみ排出量及び資源化の実績	80
資料 2	減量目標・計画収集量・処理量等の基本フレーム	82
資料 3	計画フレーム設定の考え方	100

生活排水処理編

資料 4	大東市生活排水処理施設整備構想図	103
------	------------------------	-----

資料1 ごみ排出量及び資源化の実績

(その1)

西暦		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日数		H12 365	H13 365	H14 364	H15 366	H16 365	H17 365	H18 365	H19 366	H20 365	H21 365
人口	人口(人)	129,433	129,429	129,224	129,326	128,847	129,334	129,272	128,582	128,707	128,348
一般ごみ	市直営	784	785	883	904	901	891	1,036	1,061	1,069	1,013
	委託業者	37,321	37,998	38,821	39,852	39,142	38,515	38,624	33,593	32,529	31,656
	直接搬入	494	599	688	675	657	564	705	778	643	553
小計		38,599	39,382	40,392	41,431	40,700	39,970	40,365	35,432	34,241	33,222
粗大ごみ	市直営	393	326	271	368	349	335	320	267	214	184
	燃えない	委託業者	1,428	1,122	1,252	1,338	1,346	1,260	1,211	634	679
	粗大										
	小計	1,821	1,448	1,523	1,706	1,695	1,595	1,531	901	893	953
	市直営								11	8	7
	燃える	委託業者							740	817	752
	粗大										
	直接搬入	113	101	123	124	113	110	227	182	271	310
	小計	113	101	123	124	113	110	227	933	1,096	1,069
	火災ごみ(粗大ごみ・無料)								21	1	7
中計		1,934	1,549	1,646	1,830	1,808	1,705	1,758	1,855	1,990	2,029
資源ごみ等	かん・びん	1,372	1,317	1,267	1,244	1,218	1,187	1,150	1,121	1,054	1,057
	プラ製容器包装		4	13	24	28	25	27	1,287	1,220	1,201
	ペットボトル(個別)								111	112	66
	ペットボトル(拠点)	96	93	106	109	119	125	131	65	53	47
	施設組合搬入分 計	1,468	1,414	1,386	1,377	1,365	1,337	1,308	2,584	2,439	2,371
	紙パック(拠点)→直接資源化	19	22	20	18	18	17	17	17	17	15
	樹木・剪定枝リサイクル→直接資源化								135	118	165
	小計	1,487	1,436	1,406	1,395	1,383	1,354	1,325	2,736	2,574	2,551
	委託業者収集一般ごみ中の事業系ごみ割合	27.53%	27.53%	27.53%	27.53%	27.53%	27.53%	27.53%	27.53%	27.53%	27.53%
	委託業者収集一般ごみ中の家庭ごみ	27,047	27,537	28,134	28,881	28,366	27,912	27,991	24,345	23,574	22,941
家庭系 (再掲)	市直営	784	785	883	904	901	891	1,036	1,061	1,069	1,013
	粗大ごみ(直接搬入除く)	1,821	1,448	1,523	1,706	1,695	1,595	1,531	1,652	1,718	1,712
	資源ごみ等(樹木・剪定枝リサイクル除く)	1,487	1,436	1,406	1,395	1,383	1,354	1,325	2,601	2,456	2,386
	計	31,139	31,206	31,946	32,886	32,345	31,752	31,883	29,659	28,817	28,052
事業系 (再掲)	委託業者収集一般ごみ中の事業系ごみ	10,274	10,461	10,687	10,971	10,776	10,603	10,633	9,248	8,955	8,715
	一般ごみ直接搬入	494	599	688	675	657	564	705	778	643	553
	粗大ごみ直接搬入	113	101	123	124	113	110	227	182	271	310
計		10,881	11,161	11,498	11,770	11,546	11,277	11,565	10,208	9,869	9,578
公共系 (再掲)	火災ごみ	0	0	0	0	0	0	0	21	1	7
	樹木・剪定枝リサイクル								135	118	165
計		0	0	0	0	0	0	0	156	119	172
合計(t)		42,020	42,367	43,444	44,656	43,891	43,029	43,448	40,023	38,805	37,802
(紙パック、樹木・剪定枝除く)		(42,001)	(42,345)	(43,424)	(44,638)	(43,873)	(43,012)	(43,431)	(39,871)	(38,670)	(37,622)
1人1日 当り (事業系含む)	一般	817.0	833.6	858.7	875.3	865.4	846.7	855.5	752.9	728.9	709.2
	粗大	40.9	32.8	35.0	38.7	38.4	36.1	37.3	39.4	42.4	43.3
	資源	31.5	30.4	29.9	29.5	29.4	28.7	28.1	58.1	54.8	54.5
	合計(g/人/日)	889.4	896.8	923.6	943.4	933.3	911.5	920.8	850.5	826.0	806.9
集団回収	新聞紙	2,331	2,423	2,412	2,435	2,485	2,509	2,593	2,721	2,663	2,279
	雑誌	786	784	718	699	672	647	641	675	650	560
	ダンボール	240	244	253	268	277	263	265	262	304	299
	紙製容器包装				3	8	11	13	14	15	14
	紙パック	4	4	3	3	4	10	8	6	5	4
	古布	112	127	134	141	147	141	132	205	174	172
	アルミ缶										
	合計	3,473	3,582	3,520	3,549	3,593	3,581	3,652	3,883	3,811	3,328
小学校モデル事業	紙パック	1	1	1	1	1					
	団体数	(92)	(91)	(90)	(90)	(94)	(98)	(104)	(111)	(113)	(114)
生ごみ 堆肥化	累積普及世帯数	460	563	606	634	664	689	741	797	832	852
	推定投入量(t)	156	190	204	215	225	233	251	270	282	288
公共間接関与再生利用量 計		3,630	3,773	3,725	3,765	3,819	3,814	3,903	4,153	4,093	3,616
公共間接の再生利用量原単位 (g/人/日)		76.8	79.9	79.2	79.5	81.2	80.8	82.7	88.2	87.1	77.2
発生量	t	45,650	46,140	47,169	48,421	47,710	46,843	47,351	44,176	42,898	41,418
	g/人/日	966.3	976.7	1002.8	1023.0	1014.5	992.3	1003.5	938.7	913.1	884.1
多量排出事業所減量計画書						2,177	1,913	2,686	2,170	1,557	2,286
<参考>	廃食用回収量(%)					(8,500)					
	市内古紙回収量	31	26	51	58	53					
再生利用量合計(多量排出事業所減量計画書含む)		5,117	5,209	5,131	5,160	7,379	7,081	7,914	9,059	8,224	8,453
再生利用率		11.2%	11.3%	10.9%	10.7%	10.9%	11.0%	11.0%	15.6%	15.5%	14.9%
(事業系ごみを含む発生量に対する割合)						14.8%	14.5%	15.8%	19.5%	18.5%	19.3%
ごみ発生量 合計(多量排出事業所減量計画書含む)		45,650	46,140	47,169	48,421	49,887	48,756	50,037	46,346	44,455	43,704

(その2)

西暦		2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26		
日数		365	366	365	365	365		
人口	人口（人）	127,622	126,865	125,652	124,690	124,240	資料：ごみ処理施設概要（東大阪市清掃施設組合） ○大東市住民基本台帳＋外国人（各年10月1日現在）	
一般ごみ	市直営	1,071	1,081	1,035	1,161	1,038	★H12.4透明・半透明袋（依頼）導入	
	委託業者	31,540	32,019	31,927	31,680	31,653		
	直接搬入	549	569	612	649	669		
小計		33,160	33,669	33,574	33,490	33,360	資料：大東の環境	
粗大ごみ	燃えない 粗大	市直営	174	284	302	96	83	H18までの燃える粗大（市直営・委託業者分）は 一般ごみに含む ★資料：大東の環境
		委託業者	789	803	764	675	623	
		小計	963	1,087	1,066	771	706	
	燃える 粗大	市直営	7	4	5	17	26	
		委託業者	810	752	699	681	632	
		直接搬入	250	182	203	171	152	
	小計	1,067	938	907	869	810		
火災ごみ（粗大ごみ・無料）		14	15	1	14	32	H18までは直営の粗大ごみに含む	
中計		2,044	2,040	1,974	1,654	1,548	火災ごみ含む	
資源ごみ等	かん・びん		997	1,010	980	952	903	H3.10モデル開始→H5.7拡大→H6.4 全市→H7.4透明袋化 H13.10:1千世帯→H4.10:2千世帯→H5.4:2.5千世帯→ H9全市分別開始
		プラ製容器包装	1,167	1,189	1,043	1,105	1,058	
		ペットボトル（個別）	73	51	156	97	121	
		ペットボトル（拠点）	44	42	43	57	63	
	施設組合搬入分 計		2,281	2,292	2,222	2,211	2,145	H3.8牛乳パックリサイクル推進協議会→H10.4障害児・者問題連絡協議 会（協議会へ報奨金交付 直営収集 拠点数H5末23カ所） H9資源化開始（公共施設等）
	紙バック（拠点）→直接資源化		14	13	16	7	9	
	樹木・剪定枝リサイクル→直接資源化		217	246	202	202	304	
	小計		2,512	2,551	2,440	2,420	2,458	
	委託業者収集一般ごみ中の事業系ごみ割合		27.53%	27.53%	27.53%	27.53%	27.53%	第三期基本計画と同じ値とした
	家庭系 （再掲）	委託業者収集一般ごみ中の家庭ごみ	22,857	23,204	23,138	22,959	22,939	
市直営		1,071	1,081	1,035	1,161	1,038		
粗大ごみ（直接搬入除く）		1,780	1,843	1,770	1,469	1,364		
資源ごみ等（樹木・剪定枝リサイクル 除く）		2,295	2,305	2,238	2,218	2,154		
計		28,003	28,433	28,181	27,807	27,495		
事業系 （再掲）	委託業者収集一般ごみ中の事業系ごみ	8,683	8,815	8,789	8,721	8,714		
	一般ごみ直接搬入	549	569	612	649	669		
	粗大ごみ直接搬入	250	182	203	171	152		
計		9,482	9,566	9,604	9,541	9,535		
公共系 （再掲）	火災ごみ	14	15	1	14	32		
	樹木・剪定枝リサイクル	217	246	202	202	304		
計		231	261	203	216	336		
合計（t）		37,716	38,260	37,988	37,564	37,366		
（紙バック、樹木・剪定枝除く）		(37,485)	(38,001)	(37,770)	(37,355)	(37,053)		
1人1日 当り （事業系含む）	一般	711.9	725.1	732.1	735.9	735.7		
	粗大	43.9	43.9	43.0	36.3	34.1		
	資源	53.9	54.9	53.2	53.2	54.2		
合計（g/人/日）		809.7	824.0	828.3	825.4	824.0		
集団回収	新聞紙	2,255	2,146	2,073	2,034	1,994	※H3.10から奨励金交付事業実施（3円/kg） 奨励金単価 3.5円/kg（H28.3月現在）	
	雑誌	549	547	538	536	532		
	ダンボール	308	309	318	316	341	集団回収のアルミ缶はH25.4月から 資料：大東の環境	
	紙製容器包装	13	13	13	13	13		
	紙バック	5	6	6	4	5		
	古布	173	185	176	165	157		
	アルミ缶				53	70		
	合計	3,303	3,206	3,124	3,121	3,112		
団体数	(114)	(115)	(118)	(119)	(120)			
小学校モデル事業	紙バック						資料：大東の環境（現在も実施中だが量は不明）	
生ごみ 堆肥化	累積普及世帯数	864	877	884	894	903	モニター制度→無償貸与→1/2補助事業 資料：大東の環境 ☆H6モニター調査結果による投入量927g/世帯/日	
	推定投入量（t）	292	296	299	302	305		
公共間接関与再生利用量 計		3,595	3,502	3,423	3,423	3,417		
公共関与の再生利用量原単位（g/人/日）		77.2	75.4	74.6	75.2	75.4		
発生量	t	41,311	41,762	41,411	40,987	40,783		
	g/人/日	886.8	899.4	902.9	900.6	899.3		
多量排出事業所減量計画書		2,048	1,673	1,706	1,606	933	H7.4から（H15で32事業所が対象）	
<参考>	廃食用回収量（%）						H3.9から開始。H21以降は多量排出事業所に含む。	
	庁内古紙回収量	(49)	(47)	(38)	(50)	(33)		
再生利用量合計（多量排出事業所減量計画書含む）		8,155	7,726	7,569	7,449	6,808		
再生利用率 （事業系ごみを含む発生量に対する割合）		14.8%	14.5%	14.2%	14.3%	14.4%	※集団回収等家庭系公共関与再生利用量を含む	
		18.8%	17.8%	17.6%	17.5%	16.3%	※多量排出事業所減量計画書含む	
ごみ発生量 合計（多量排出事業所減量計画書含む）		43,359	43,435	43,117	42,593	41,716		

				年度	2009 H21 実績	2010 H22	2011 H23 初年度	2012 H24	2013 H25	2014 H26	
					365 100	365 99	366 97	365 97	365 97	365 96	
人口				人 H21=100	128,348 100	127,622 99	124,517 97	124,270 97	124,030 97	123,796 96	
ごみ排出量	家庭系 ごみ ※火災 ごみ除く	日常系ごみ (一般ごみ+資源ごみ)		g/人/日 H21=100	562.3 100	562.3 100	562.3 100	562.3 100	562.3 100	562.3 100	
				t/年	26,340	26,191	25,624	25,503	25,454	25,406	
		粗大系ごみ									
		燃えない粗大		g/人/日	20.34	20.34	20.34	20.34	20.34	20.34	
		燃える粗大		g/人/日	16.20	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	
		計		g/人/日 H21=100	36.54 100	36.5 100	36.5 100	36.5 100	36.5 100	36.5 100	
				t/年	1,712	1,702	1,665	1,657	1,654	1,651	
		家庭系ごみ排出量 (トレンド予測量)		g/人/日 t/年 H21=100	598.8 28,052 100	598.8 27,893 99	598.8 27,289 97	598.8 27,160 97	598.8 27,108 97	598.8 27,057 96	
		事業系 ごみ	[一般ごみ 委託+直接搬入)+粗大 直接搬入]								
			一般ごみ 委託)		g/人/日	186.0	186.0	186	186	186	186
	一般ごみ 直接搬入)		g/人/日	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8		
	粗大ごみ 直接搬入)		g/人/日	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6		
	計		g/人/日 H21=100	204.4 100	204.4 100	204.4 100	204.4 100	204.4 100	204.4 100		
			t/年	9,578	9,521	9,315	9,271	9,253	9,236		
	公共系 ごみ		公共系ごみ 火災ごみ+剪定枝)		g/人/日 H21=100	3.7 100	3.7 100	3.7 100	3.7 100	3.7 100	3.7 100
					t/年	172	171	167	166	166	166
	事業系ごみ排出量 (トレンド予測量)		g/人/日 t/年 H21=100	208.1 9,750 100	208.1 9,692 99	208.1 9,482 97	208.1 9,437 97	208.1 9,419 97	208.1 9,402 96		
	合計 (トレンド予測量)		t/年 H21=100	37,802 100	37,585 99	36,771 97	36,597 97	36,527 97	36,459 96		
	ごみとなる前 の 資源化量 既存分)	日常系 ごみ	集団回収量	新聞紙	t/年 g/人/日	2,279 48.6	2,264 48.6	2,215 48.6	2,204 48.6	2,200 48.6	2,196 48.6
雑誌				t/年 g/人/日	560 12.0	559 12.0	547 12.0	544 12.0	543 12.0	542 12.0	
段ボール				t/年 g/人/日	299 6.4	298 6.4	292 6.4	290 6.4	290 6.4	289 6.4	
古布類				t/年 g/人/日	172 3.7	172 3.7	169 3.7	168 3.7	168 3.7	167 3.7	
紙製容器包装				t/年 g/人/日	14 0.3	14 0.3	14 0.3	14 0.3	14 0.3	14 0.3	
紙パック				t/年 g/人/日	4 0.1	5 0.1	5 0.1	5 0.1	5 0.1	5 0.1	
計				t/年 g/人/日	3,328 71.0	3,312 71.1	3,242 71.1	3,225 71.1	3,220 71.1	3,213 71.1	
生ごみ堆肥化			普及台数	台	852	852	852	852	852	852	
			堆肥化量	t/年 g/人/日	288 6.1	288 6.2	288 6.3	288 6.3	288 6.4	288 6.4	
			家庭系ごみ 既存資源化量	t/年 H21=100	3,616 100	3,600 100	3,530 98	3,513 97	3,508 97	3,501 97	
事業系 ごみ		事業所減量計画書での資源化量 (市内古紙回収を含む)		t/年	2,286	2,286	2,286	2,286	2,286	2,286	
		事業系ごみ 既存資源化量(家庭の資源化ルート流出分除く) ※事業所減量計画 実績	t/年 H21=100	2,286 100	2,286 100	2,286 100	2,286 100	2,286 100	2,286 100		
			ごみとなる前の資源化 既存分)合計	t/年 H21=100	5,902 100	5,886 100	5,816 99	5,799 98	5,794 98	5,787 98	

資料2 減量目標・計画収集量・処理量等の基本フレーム

その2

2015 H27 366 中間年度	2016 H28 365	2017 H29 365	2018 H30 365	2019 H31 366	2020 H32 365 最終目標	
123,504 96	123,018 96	122,542 95	122,075 95	121,617 95	121,074 94	※総合計画の将来人口。目標年以外の人口は以降は直線で補完。
562.3 100 25,415	562.3 100 25,246	562.3 100 25,148	562.3 100 25,053	562.3 100 25,027	562.3 100 24,847	平成21年度の原単位が継続
20.34 16.2 36.5 100 1,652	20.34 16.2 36.5 100 1,641	20.34 16.2 36.5 100 1,634	20.34 16.2 36.5 100 1,628	20.34 16.2 36.5 100 1,626	20.34 16.2 36.5 100 1,615	平成21年度の原単位が継続
598.8 27,067 96	598.8 26,887 96	598.8 26,782 95	598.8 26,681 95	598.8 26,653 95	598.8 26,462 94	
186 11.8 6.6 204.4 100 9,239	186 11.8 6.6 204.4 100 9,178	186 11.8 6.6 204.4 100 9,142	186 11.8 6.6 204.4 100 9,108	186 11.8 6.6 204.4 100 9,098	186 11.8 6.6 204.4 100 9,033	平成21年度の原単位を継続
3.7 100 166	3.7 100 165	3.7 100 164	3.7 100 164	3.7 100 163	3.7 100 162	
208.1 9,405 96	208.1 9,343 96	208.1 9,306 95	208.1 9,272 95	208.1 9,261 95	208.1 9,195 94	
36,472 96	36,230 96	36,088 95	35,953 95	35,914 95	35,657 94	
2,197 48.6 542 12.0 289 6.4 167 3.7 14 0.3 5 0.1 3,214 71.1 852 288 6.4 3,502 97 2,286	2,182 48.6 539 12.0 287 6.4 166 3.7 13 0.3 4 0.1 3,191 71.1 852 288 6.4 3,479 96 2,286	2,174 48.6 537 12.0 286 6.4 165 3.7 13 0.3 4 0.1 3,179 71.1 852 288 6.4 3,467 96 2,286	2,165 48.6 535 12.0 285 6.4 165 3.7 13 0.3 4 0.1 3,167 71.1 852 288 6.5 3,455 96 2,286	2,163 48.6 534 12.0 285 6.4 165 3.7 13 0.3 4 0.1 3,164 71.1 852 288 6.5 3,452 95 2,286	2,148 48.6 530 12.0 283 6.4 164 3.7 13 0.3 4 0.1 3,142 71.1 852 288 6.5 3,430 95 2,286	平成21年度の集団回収の原単位を継続
						338.0kg/台
2,286 100 5,788 98	2,286 100 5,765 98	2,286 100 5,753 97	2,286 100 5,741 97	2,286 100 5,738 97	2,286 100 5,716 97	事業所減量計画＋市庁舎古紙回収実績 H21の実績が継続

年度					2009 H21 実績	2010 H22 365	2011 H23 366 初年度	2012 H24 365	2013 H25 365	2014 H26 365	
ごみ発生量 ごみとなる 前の資源化量 を含む)	日常系 ごみ	H21基準値	29,956 639.4	t/年 g/人/日							
		発生量		¥年	29,956	29,785	29,140	29,002	28,946	28,892	
	粗大系 ごみ	H21基準値	1,712 36.5	t/年 g/人/日							
		不燃	20.3	t/年	953	945	925	921	919	917	
		可燃	16.2	t/年	759	755	738	735	733	732	
		発生量		¥年	1,712	1,700	1,663	1,656	1,652	1,649	
	事業系 ごみ	事業系ごみ	H21基準値	11,864 253.2	t/年 g/人/日						
		発生量		¥年	11,864	11,795	11,539	11,485	11,463	11,441	
		公共系ごみ 火災＋剪定枝	H21基準値	172 3.7	t/年 g/人/日						
		発生量		¥年	172	171	167	166	166	166	
事業系 ごみ		H21基準値	12,036 256.9	t/年 g/人/日							
発生量		¥年	12,036	11,966	11,706	11,651	11,629	11,607			
ごみ発生量合計				¥年 H21=100	43,704 100	43,451 99	42,509 97	42,309 97	42,227 97	42,148 96	
発生抑制 の目標	日常系 ごみ		目標	3%							
			達成率	%	0%	0%	10%	20%	30%	40%	
		小計		t/年	0	0	87	174	261	347	
		プラ製容器包装分別収集による食品付着喪失量		t/年	0	0	14	28	42	56	
		計	目標量	¥年 g/人/日	0 0	0 0	101 2	202 5	303 7	403 9	
	粗大系 ごみ	不燃	目標	40%							
			達成率	%	0%	0%	10%	20%	30%	40%	
		不燃粗大目標量		¥年	0	0	37	74	110	147	
		可燃	目標	40%							
			達成率	%	0%	0%	0%	100%	100%	100%	
		可燃粗大目標量		¥年	0	0	0	294	293	293	
	計	粗大系目標量	¥年 g/人/日	0 0	0 0	37 1	368 8	403 9	440 10		
	家庭系計				¥年	0	0	138	570	706	843
	事業系 ごみ 公共系 ごみ	事業系 ごみ	目標	3%							
			達成率	%	0%	0%	10%	20%	40%	60%	
		目標量		¥年	0	0	35	69	138	206	
		公共系 ごみ	目標	3%							
			達成率	%	0%	0%	10%	20%	40%	60%	
		目標量		¥年	0	0	1	1	2	3	
	計	事業系＋公共系目標量	¥年 g/人/日	0	0	36	70	140	209		
	発生抑制量合計				¥年	0	0	174	640	846	1,052

資料2 減量目標・計画収集量・処理量等の基本フレーム

その4

2015 H27 366 中間年度	2016 H28 365	2017 H29 365	2018 H30 365	2019 H31 366	2020 H32 365 最終目標	
28,902	28,710	28,599	28,490	28,461	28,256	H21発生原単位が継続
918	912	908	904	904	897	
732	727	725	722	721	716	
1,650	1,639	1,633	1,626	1,625	1,613	H21発生原単位が継続
11,445	11,369	11,325	11,282	11,270	11,189	H21発生原単位が継続
166	165	164	164	163	162	H21発生原単位が継続
11,611	11,534	11,489	11,446	11,433	11,351	H21発生原単位が継続
42,163	41,883	41,721	41,562	41,519	41,220	
96	96	95	95	95	94	
50%	60%	70%	80%	90%	100%	目標] 3% ※平成17年度調査で家庭系ごみに含まれる発生抑制可能な物が37%あり その1割を目標
434	517	601	684	768	848	
70	83	96	110	123	136	
504	600	697	794	891	984	
11	13	16	18	20	22	
50%	60%	70%	80%	90%	100%	目標] 40% 日常系ごみと同程度
184	219	254	289	325	359	
100%	100%	100%	100%	100%	100%	目標] 40% ※有料化により4割減を目標 (大阪市の有料化の結果等から設定)
293	291	290	289	288	286	
477	510	544	578	613	645	
11	11	12	13	14	15	
981	1,110	1,241	1,372	1,504	1,629	
80%	84%	88%	92%	96%	100%	目標] 3% ※家庭と同程度の発生抑制の取り組みを目標
275	286	299	311	325	336	
80%	84%	88%	92%	96%	100%	目標] 3% ※家庭と同程度の発生抑制の取り組みを目標
4	4	4	5	5	5	
279	290	303	316	330	341	
1,260	1,400	1,544	1,688	1,834	1,970	

年度					2009 H21 365 実績	2010 H22 365	2011 H23 366 初年度	2012 H24 365	2013 H25 365	2014 H26 365
発生抑制 後の排出量	日常系 ごみ			ℓ/年	29,956	29,785	29,039	28,800	28,643	28,489
			H21= 100		100	99	97	96	96	95
			排出原単位	g/人/日	639.4	639.4	637.2	634.9	632.7	630.5
	粗大系 ごみ			ℓ/年	1,712	1,700	1,626	1,288	1,249	1,209
			H21= 100		100	99	95	75	73	71
			排出原単位	g/人/日	36.5	36.5	35.7	28.4	27.6	26.8
	事業系 ごみ 公共系 ごみ	事業系 ごみ		ℓ/年	11,864	11,795	11,504	11,416	11,325	11,235
			H21= 100		100	99	97	96	95	95
			排出原単位	g/人/日	253.2	253.2	252.4	251.7	250.2	248.6
		公共系ごみ		ℓ/年	172	171	166	165	164	163
			H21= 100		100	99	97	96	95	95
			排出原単位	g/人/日	3.7	3.7	3.6	3.6	3.6	3.6
				ℓ/年	12,036	11,966	11,670	11,581	11,489	11,398
			H21= 100		100	99	97	96	95	95
			排出原単位	g/人/日	256.9	256.9	256.1	255.3	253.8	252.2
		発生抑制後の排出量合計		ℓ/年	43,704	43,451	42,335	41,669	41,381	41,096
			H21= 100		100	99	97	95	95	94
			排出原単位	g/人/日	932.9	932.8	928.9	918.7	914.1	909.5
資源化 の目標 (ごみとなる 前)	日常系 ごみ	生ごみ堆肥化 (コンポスト容器 ・電動生ごみ 処理機普及)	毎年の増加量目標	50基	毎年増					
			年間生ごみ投入量	338.0kg/台						
			新規使用世帯数		世帯					
			新規堆肥化量計		t/年	0	50	100	150	200
			既存堆肥化量		ℓ/年	288	288	288	288	288
			生ごみ堆肥化量合計		t/年	288	305	322	339	373
		古紙 集団回収 活性化)	目標	26.1g/人/日						
			達成率	%	0%	0%	8%	20%	30%	40%
			新規集団回収量		t/年	0	95	237	354	472
			既存集団回収量		ℓ/年	3,138	3,121	3,054	3,038	3,033
			集団回収量計		ℓ/年	3,138	3,121	3,149	3,275	3,387
		古布 集団回収 活性化)	目標	1.0g/人/日						
			達成率	%	0%	0%	10%	20%	30%	40%
			新規集団回収量		t/年	0	5	9	14	18
			既存集団回収量		ℓ/年	172	172	169	168	168
			集団回収量計		ℓ/年	172	172	174	177	185
		紙製容器包装 集団回収)	目標	1.4g/人/日						
			達成率	%	0%	0%	10%	20%	30%	40%
			新規集団回収量		t/年	0	6	13	19	25
			既存集団回収量		ℓ/年	14	14	14	14	14
			集団回収量計		ℓ/年	14	14	20	27	39
		紙パック 集団回収)	目標	1.5g/人/日						
			達成率	%	0%	0%	10%	20%	30%	40%
			新規集団回収量		t/年	0	7	14	20	27
			既存集団回収量		ℓ/年	4	5	5	5	5
			集団回収量計		ℓ/年	4	5	12	19	25
		日常系 家庭系) 資源化 目標合計	新規資源化量		t/年	0	17	147	324	475
			既存資源化量		t/年	3,616	3,600	3,530	3,513	3,508
			資源化量合計		t/年	3,616	3,617	3,677	3,837	3,983
			減量目標率	%		12.1%	12.1%	12.6%	13.2%	13.8%
			資源化量	g/人/日		77.2	77.6	80.7	84.6	88.0

資料2 減量目標・計画収集量・処理量等の基本フレーム

その6

2015 H27 366 中間年度	2016 H28 365	2017 H29 365	2018 H30 365	2019 H31 366	2020 H32 365 最終目標	
28,398	28,110	27,902	27,696	27,570	27,272	
95	94	93	92	92	91	
628.2	626.0	623.8	621.6	619.4	617.1	
1,173	1,129	1,089	1,048	1,012	968	
69	66	64	61	59	57	
25.9	25.1	24.3	23.5	22.7	21.9	
11,170	11,083	11,026	10,971	10,945	10,853	
94	93	93	92	92	91	
247.1	246.8	246.5	246.2	245.9	245.6	
162	161	160	159	158	157	
94	94	93	92	92	91	
3.6	3.6	3.6	3.6	3.5	3.6	
11,332	11,244	11,186	11,130	11,103	11,010	
94	93	93	92	92	91	
250.7	250.4	250.1	249.8	249.4	249.1	
40,903	40,483	40,177	39,874	39,685	39,250	
94	93	92	91	91	90	
904.9	901.6	898.3	894.9	891.6	888.2	
300	350	400	450	500	550	毎年の増加基数 [投入量] 200.0kg/台
101	118	135	152	169	186	50基
288	288	288	288	288	288	
389	406	423	440	457	474	
50%	60%	70%	80%	90%	100%	新規目標] 26.1g/人/日
590	703	817	930	1,046	1,153	
3,028	3,008	2,997	2,985	2,982	2,961	
3,618	3,711	3,814	3,915	4,028	4,114	
50%	60%	70%	80%	90%	100%	新規目標] 1.0g/人/日
23	27	31	36	40	44	
167	166	165	165	165	164	
190	193	196	201	205	208	
50%	60%	70%	80%	90%	100%	新規目標] 1.4g/人/日
32	38	44	50	56	62	
14	13	13	13	13	13	
46	51	57	63	69	75	
50%	60%	70%	80%	90%	100%	新規目標] 1.5g/人/日
34	40	47	53	60	66	
5	4	4	4	4	4	
39	44	51	57	64	70	
780	926	1,074	1,221	1,371	1,511	
3,502	3,479	3,467	3,455	3,452	3,430	
4,282	4,405	4,541	4,676	4,823	4,941	
14.8%	15.3%	15.9%	16.4%	16.9%	17.5%	※対家庭系ごみ発生量に対する減量目標率
94.7	98.1	101.5	104.9	108.4	111.8	

年度					2009 H21 365 実績	2010 H22 365	2011 H23 366 初年度	2012 H24 365	2013 H25 365	2014 H26 365			
事業系 ごみ	事業系 ごみ	事業系 減量計画書 減量指導・啓 発の強化、共 同回収・回収 拠点の整備等)	目標 172 t/年										
			達成率		%	0%	0%	10%	20%	30%	40%		
			新規資源化量		t/年	0	17	34	52	69			
			既存資源化量		t/年	2,286	2,286	2,286	2,286	2,286	2,286		
			資源化量計		t/年	2,286	2,286	2,303	2,320	2,338	2,355		
	びん・缶		目標 36 t/年										
			達成率		%	0%	0%	10%	20%	30%	40%		
			新規資源化量		t/年	0	4	7	11	14			
			既存資源化量		t/年	0	0	0	0	0	0		
			資源化量計		t/年	0	4	7	11	14			
	古紙・古布 自主的な資源 化の拡大)		目標 430 t/年										
			達成率		%	0%	0%	10%	20%	30%	40%		
			新規資源化量		t/年	0	43	86	129	172			
			既存資源化量		t/年	0	0	0	0	0	0		
	事業系資源化 目標合計		資源化量計		t/年	0	43	86	129	172			
			新規資源化量		t/年	0	64	127	192	255			
			既存資源化量		t/年	2,286	2,286	2,286	2,286	2,286	2,286		
			資源化量合計	合計	t/年	2,286	2,286	2,350	2,413	2,478	2,541		
				減量目標率	%	19.0%	19.1%	20.1%	20.7%	21.3%	21.9%		
	資源化目標合計 (ごみとなる前)			資源化量		g/人/日	48.8	49.1	51.6	53.2	54.7	56.2	
				新規資源化量		t/年	0	17	211	451	667	882	
				既存資源化量		t/年	5,902	5,886	5,816	5,799	5,794	5,787	
資源化量合計				合計	t/年	5,902	5,903	6,027	6,250	6,461	6,669		
	減量目標率	%	13.5%	13.6%	14.2%	14.8%	15.3%	15.8%					
ごみとなる前 の資源化 後の排出量	家庭系 ごみ	合計			t/年	28,052	27,868	26,988	26,251	25,909	25,570		
			日常系ごみ		t/年	26,340	26,168	25,362	24,963	24,660	24,361		
			粗大系ごみ		t/年	1,712	1,700	1,626	1,288	1,249	1,209		
			H21= 100			100	99	96	94	92	91		
			排出原単位		g/人/日	598.8	598.3	592.2	578.7	572.3	565.9		
	事業系 ごみ 公共系 ごみ	合計			t/年	9,750	9,680	9,320	9,168	9,011	8,857		
			事業系ごみ		t/年	9,578	9,509	9,154	9,003	8,847	8,694		
			公共系系ごみ		t/年	172	171	166	165	164	163		
			H21= 100			100	99	96	94	92	91		
			排出原単位		g/人/日	208.1	207.8	204.5	202.1	199.1	196.0		
	ごみとなる前の資源化後の排出量合計					t/年	37,802	37,548	36,308	35,419	34,920	34,427	
						H21= 100		100	99	96	94	92	91
						排出原単位	g/人/日	806.9	806.1	796.7	780.9	771.4	761.9

資料2 減量目標・計画収集量・処理量等の基本フレーム

その8

2015 H27 366 中間年度	2016 H28 365	2017 H29 365	2018 H30 365	2019 H31 366	2020 H32 365 最終目標	
50%	60%	70%	80%	90%	100%	新規目標] 172 t/年
86	103	120	138	155	172	
2,286	2,286	2,286	2,286	2,286	2,286	
2,372	2,389	2,406	2,424	2,441	2,458	
50%	60%	70%	80%	90%	100%	新規目標] 36 t/年
18	22	25	29	32	36	
0	0	0	0	0	0	
18	22	25	29	32	36	
50%	60%	70%	80%	90%	100%	新規目標] 430 t/年
215	258	301	344	387	430	
0	0	0	0	0	0	
215	258	301	344	387	430	
319	383	446	511	574	638	※対事業系ごみ発生量に対する減量目標率
2,286	2,286	2,286	2,286	2,286	2,286	
2,605	2,669	2,732	2,797	2,860	2,924	
22.4%	23.1%	23.8%	24.4%	25.0%	25.8%	
57.6	59.4	61.1	62.8	64.2	66.2	対ごみ発生量に対する減量目標率
1,099	1,309	1,520	1,732	1,945	2,149	
5,788	5,765	5,753	5,741	5,738	5,716	
6,887	7,074	7,273	7,473	7,683	7,865	
16.3%	16.9%	17.4%	18.0%	18.5%	19.1%	
152.4	157.5	162.6	167.7	172.6	178.0	
25,289	24,834	24,450	24,068	23,759	23,299	
24,116	23,705	23,361	23,020	22,747	22,331	
1,173	1,129	1,089	1,048	1,012	968	
90	89	87	86	85	83	
559.5	553.1	546.6	540.2	533.8	527.2	
8,727	8,575	8,454	8,333	8,243	8,086	
8,565	8,414	8,294	8,174	8,085	7,929	
162	161	160	159	158	157	
90	88	87	85	85	83	
193.1	191.0	189.0	187.0	185.2	183.0	
34,016	33,409	32,904	32,401	32,002	31,385	
90	88	87	86	85	83	
752.5	744.1	735.7	727.2	719.0	710.2	

年度			2009 H21 実績	2010 H22 365	2011 H23 366 初年度	2012 H24 365	2013 H25 365	2014 H26 365
ごみ排出量	家庭系 ごみ	日常系ごみ (新規資源化が ない場合)						
		家庭ごみ	t/年 g/人/日	23,954 511.3	23,797 511.3	23,042 511.3	22,654 511.3	22,355 511.3
		あきかん あきびん	t/年 g/人/日	1,057 22.6	1,053 22.6	1,030 22.6	1,025 22.6	1,023 22.6
		ペットボトル	t/年 g/人/日	113 2.4	112 2.4	109 2.4	109 2.4	108 2.4
		プラスチック製容器包装	t/年 g/人/日	1,201 25.6	1,192 25.6	1,167 25.6	1,161 25.6	1,159 25.6
		紙パック	t/年 g/人/日	15 0.3	14 0.3	14 0.3	14 0.3	14 0.3
		廃蛍光灯	t/年 g/人/日	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		廃乾電池	t/年 g/人/日	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		計	t/年 g/人/日	26,340 562.3	26,168 562.3	25,362 562.3	24,963 562.3	24,660 562.3
		粗大系ごみ						
		不燃の粗大 (不燃の小物含む)	t/年	953	945	888	847	809
		可燃の粗大	t/年	759	755	738	441	440
		計		1,712	1,700	1,626	1,288	1,249
	家庭系ごみ排出量合計		t/年 H21=100	28,052 100	27,868 99	26,988 96	26,251 94	25,909 92
	事業系 ごみ	一般ごみ 公共系除く						
		委託収集中の事業系ごみ	t/年	8,715	8,652	8,329	8,192	8,050
		一般ごみ直接搬入	t/年	553	549	529	520	511
		計		9,268	9,201	8,858	8,712	8,561
		粗大ごみ 公共系除く						
		粗大ごみ直接搬入		310	308	296	291	286
	事業系ごみ排出量合計		t/年 H21=100	9,578 100	9,509 99	9,154 96	9,003 94	8,847 92
	公共系 ごみ	公共系ごみ						
		火災ごみ	t/年	7	7	7	7	7
		樹木・剪定枝等リサイクル		165	164	159	158	157
	公共系ごみ排出量合計		t/年 H21=100	172 100	171 99	166 97	165 96	164 95
	事業系+公共系ごみ排出量合計			9,750	9,680	9,320	9,168	9,011
	ごみ排出量合計		t/年 H21=100	37,802 100	37,548 99	36,308 96	35,419 94	34,920 92

2015 H27 366 中間年度	2016 H28 365	2017 H29 365	2018 H30 365	2019 H31 366	2020 H32 365 最終目標	
21,815	21,420	21,085	20,752	20,481	20,082	
511.3	511.3	511.3	511.3	511.3	511.3	
1,022	1,015	1,011	1,007	1,006	999	
22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	
108	108	107	107	107	106	
2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	
1,157	1,149	1,145	1,141	1,140	1,131	
25.6	25.6	25.6	25.6	25.6	25.6	
14	13	13	13	13	13	
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
0	0	0	0	0	0	
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
0	0	0	0	0	0	
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
24,116	23,705	23,361	23,020	22,747	22,331	
562.3	562.3	562.3	562.3	562.3	562.3	
734	693	654	615	579	538	
439	436	435	433	433	430	
1,173	1,129	1,089	1,048	1,012	968	
25,289	24,834	24,450	24,068	23,759	23,299	
90	89	87	86	85	83	
7,793	7,656	7,547	7,437	7,356	7,214	
495	486	479	472	467	458	
8,288	8,142	8,026	7,909	7,823	7,672	
277	272	268	265	262	257	
277	272	268	265	262	257	
8,565	8,414	8,294	8,174	8,085	7,929	
89	88	87	85	84	83	
7	7	7	6	6	6	
155	154	153	153	152	151	
162	161	160	159	158	157	
162	161	160	159	158	157	
94	94	93	92	92	91	
8,727	8,575	8,454	8,333	8,243	8,086	
34,016	33,409	32,904	32,401	32,002	31,385	
90	88	87	86	85	83	

年度					2009 H21 実績 365	2010 H22 365	2011 H23 366 初年度	2012 H24 365	2013 H25 365	2014 H26 365
資源化 の目標 （と なった後）	日常系 ごみ	あきかん・ あきびん 分別収集 の拡充)	目標	0.5g/人/日						
			達成率	%	0%	0%	10%	20%	30%	40%
			新規資源化量	t/年		0	2	5	7	9
			既存資源化量	t/年 g/人/日	953 20.3	946 20.3	925 20.3	921 20.3	919 20.3	917 20.3
			資源化量計	t/年	953	946	927	926	926	926
		ペットボトル 分別収集 の拡充)	目標	1.4g/人/日						
			達成率	%	0%	0%	10%	20%	30%	40%
			新規資源化量	t/年		0	6	13	19	25
			既存資源化量	t/年 g/人/日	113 2.4	112 2.4	109 2.4	109 2.4	109 2.4	108 2.4
			資源化量計	t/年	113	112	115	122	128	133
		プラスチック製 容器包装 分別収集 の拡充)	目標	15.4g/人/日						
			達成率	%	0%	0%	10%	20%	30%	40%
			新規資源化量	ごみ中の新規資源化対象物	t/年	0	0	70	140	209
				食品付着物喪失分	t/年	0	0	14	28	42
			既存資源化量	t/年 g/人/日	1,157 24.7	1,151 24.7	1,126 24.7	1,120 24.7	1,118 24.7	1,116 24.7
			資源化量計	t/年	1,157	1,151	1,182	1,232	1,285	1,338
		紙パック 拠点回収の 拡充)	目標	0.0g/人/日						
			達成率	%	0%	0%	10%	20%	30%	40%
			新規資源化量	t/年		0	0	0	0	0
			既存資源化量	t/年 g/人/日	15 0.3	14 0.3	14 0.3	14 0.3	14 0.3	14 0.3
			資源化量計	t/年	15	14	14	14	14	14
		廃蛍光灯 拠点回収 の拡充)	目標	0.1g/人/日						
			達成率	%	0%	0%	0%	20%	30%	40%
			新規資源化量	t/年		0	0	1	1	2
			既存資源化量	t/年 g/人/日	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
			資源化量計	t/年	0	0	0	1	1	2
		廃乾電池 拠点回収 の拡充)	目標	0.1g/人/日						
			達成率	%	0%	0%	0%	20%	30%	40%
			新規資源化量	t/年		0	0	1	1	2
			既存資源化量	t/年 g/人/日	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
			資源化量計	t/年	0	0	0	1	1	2
		古紙計	新規資源化量	t/年	0	0	95	237	354	472
			資源化量計	t/年	3,138	3,121	3,149	3,275	3,387	3,499
		家庭系資源化 目標合計	新規資源化量	t/年	0	0	64	132	195	260
			既存資源化量	t/年	2,238	2,223	2,174	2,164	2,160	2,155
			資源化量合計	合計	t/年	2,238	2,223	2,238	2,296	2,355
				減量目標率	%	7.5%	7.5%	7.7%	7.9%	8.1%
				資源化量	g/人/日	47.8	47.7	49.1	50.6	52.0
										53.4

2015 H27 366 中間年度	2016 H28 365	2017 H29 365	2018 H30 365	2019 H31 366	2020 H32 365 最終目標	
50%	60%	70%	80%	90%	100%	新規目標] 0.5g/人/日 ★集団回収アルミ缶、リターナブルびん除く 90.21%分別適合物の割合 (H21)
11	13	16	18	20	22	
918	912	908	905	904	897	
20.3	20.3	20.3	20.3	20.3	20.3	
929	925	924	923	924	919	
50%	60%	70%	80%	90%	100%	新規目標] 1.4g/人/日
32	38	44	50	56	62	
108	108	107	107	107	106	
2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	
140	146	151	157	163	168	
50%	60%	70%	80%	90%	100%	新規目標] 15.4g/人/日
348	415	482	549	617	681	
70	83	96	110	123	136	
278	332	386	439	494	545	
1,117	1,109	1,105	1,101	1,099	1,092	
24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	新規目標] 0.0g/人/日 ※新規資源化は、集団回収で対応
1,395	1,441	1,491	1,540	1,593	1,637	
50%	60%	70%	80%	90%	100%	
0	0	0	0	0	0	
14	14	14	14	14	14	
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	新規目標] 0.1g/人/日
14	14	14	14	14	14	
50%	60%	70%	80%	90%	100%	
2	3	3	4	4	4	
0	0	0	0	0	0	
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	新規目標] 0.1g/人/日
2	3	3	4	4	4	
50%	60%	70%	80%	90%	100%	
2	3	3	4	4	4	
0	0	0	0	0	0	
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	※対家庭系ごみ発生量に対する減量目標率
2	3	3	4	4	4	
590	703	817	930	1,046	1,153	
3,618	3,711	3,814	3,915	4,028	4,114	
325	389	452	515	578	637	
2,157	2,143	2,134	2,127	2,124	2,109	
2,482	2,532	2,586	2,642	2,702	2,746	
8.6%	8.8%	9.0%	9.3%	9.5%	9.7%	
54.9	56.4	57.8	59.3	60.7	62.1	

年度					2009 H21 365 実績	2010 H22 365	2011 H23 366 初年度	2012 H24 365	2013 H25 365	2014 H26 365	
	樹木、剪定枝	目標 0t/年									
		達成率		%	0%	0%	10%	20%	30%	40%	
		新規資源化量		t/年	0	0	0	0	0	0	
		既存資源化量		t/年	165	164	159	158	157	156	
	資源化量計		t/年	165	164	159	158	157	156		
	公共系資源化 目標合計	新規資源化量		t/年		0	0	0	0	0	
		既存資源化量		t/年	165	164	159	158	157	156	
		資源化量合計	合計	t/年	165	164	159	158	157	156	
			減量目標率	%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	
	直接搬入含む)	資源化量	g/人/日	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5		
		家庭系及び事業系 資源化目標合計 (ごみとなった後)	新規資源化量		t/年	0	0	64	132	195	260
			既存資源化量		t/年	2,403	2,387	2,333	2,322	2,317	2,311
	資源化量合計		合計	t/年	2,403	2,387	2,397	2,454	2,512	2,571	
			減量目標率	%	5.5%	5.5%	5.6%	5.8%	5.9%	6.1%	
		資源化量	g/人/日	51.3	51.2	52.6	54.1	55.5	56.9		
		施設による資源化(破碎後の金属回収)			t/年	154	151	144	140	135	130
		※リサイクル品含む			減量目標率	%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
	ごみとなった後の資源化量総合計			合計	t/年	2,557	2,538	2,541	2,594	2,647	2,701
			減量目標率	%	5.9%	5.8%	6.0%	6.1%	6.3%	6.4%	
			資源化量	g/人/日	54.6	54.5	55.8	57.2	58.5	59.8	
減量目標	発生抑制	家庭系		t/年	0	0	101	202	303	403	
		排出原単位		g/人/日	0	0	0	0	0.01	0.01	
		事業系		t/年	0	0	36	70	140	209	
		排出原単位		g/人/日	0	0	0	0	0.01	0.02	
		計		t/年	0	0	137	272	443	612	
	発生抑制率(発生量に対して)			%	0.0%	0.0%	0.3%	0.6%	1.0%	1.5%	
	資源化	家庭系		t/年	5,854	5,840	5,915	6,133	6,338	6,543	
		排出原単位		g/人/日	125.0	125.4	129.8	135.2	140.0	144.8	
		事業系		t/年	2,451	2,450	2,509	2,571	2,635	2,697	
		排出原単位		g/人/日	52.3	52.6	55.0	56.7	58.2	59.7	
		施設による資源化(破碎後の金属回収)		t/年	154	151	144	140	135	130	
		排出原単位		g/人/日	3.3	3.2	3.2	3.1	3.0	2.9	
		計		t/年	8,459	8,441	8,567	8,844	9,107	9,370	
	資源化率(発生抑制後の排出量に対して)			%	19.4%	19.4%	20.2%	21.2%	22.0%	22.8%	

2015 H27 366 中間年度	2016 H28 365	2017 H29 365	2018 H30 365	2019 H31 366	2020 H32 365 最終目標	
50%	60%	70%	80%	90%	100%	新規目標]
0	0	0	0	0	0	0 t
155	154	153	153	152	151	※現状の原単位を継続
155	154	153	153	152	151	
0	0	0	0	0	0	
155	154	153	153	152	151	
155	154	153	153	152	151	
1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	※対事業系ごみ発生量に対する減量目標率
3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	
325	389	452	515	578	637	
2,312	2,297	2,287	2,280	2,276	2,260	
2,637	2,686	2,739	2,795	2,854	2,897	
6.3%	6.4%	6.6%	6.7%	6.9%	7.0%	
58.3	59.8	61.2	62.7	64.1	65.6	
127	122	118	114	110	105	
0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	※対家庭系ごみ発生量に対する減量目標率
2,764	2,808	2,857	2,909	2,964	3,002	
6.6%	6.7%	6.8%	7.0%	7.1%	7.3%	
61.1	62.5	63.9	65.3	66.6	67.9	
504	600	697	794	891	984	
0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	
279	290	303	316	330	341	
0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
783	890	1,000	1,110	1,221	1,325	
1.9%	2.1%	2.4%	2.7%	2.9%	3.2%	
6,764	6,937	7,127	7,318	7,525	7,687	
149.6	154.5	159.3	164.2	169.1	173.9	
2,760	2,823	2,885	2,950	3,012	3,075	
61.1	62.9	64.5	66.2	67.7	69.6	
127	122	118	114	110	105	
2.8	2.7	2.6	2.6	2.5	2.4	
9,650	9,882	10,129	10,382	10,646	10,867	
23.6%	24.4%	25.2%	26.0%	26.8%	27.7%	

年度					2009 H21 365 実績	2010 H22 365	2011 H23 366 初年度	2012 H24 365	2013 H25 365	2014 H26 365	
計画収集量	日常系 ごみ	日常系ごみ	家庭ごみ	ℓ/年	23,954	23,797	22,976	22,517	22,153	21,792	
				H21= 100	100	99	96	94	92	91	
			あきかん・あきびん	ℓ/年	1,057	1,053	1,032	1,031	1,031	1,031	
				分別基準適合物	t/年	953	946	927	926	926	926
				異物	t/年	104	107	105	105	105	105
			ペットボトル	ℓ/年	113	112	115	122	128	133	
				分別基準適合物	t/年	113	112	115	122	128	133
				異物	t/年	0	0	0	0	0	0
			プラスチック製 容器包装	ℓ/年	1,201	1,192	1,225	1,277	1,332	1,387	
				純プラ容器包装 (生ごみ中換算)	t/年	1,157	1,151	1,196	1,260	1,327	1,394
				食品付着物喪失分	t/年	0	0	14	28	42	56
				分別基準適合物	t/年	1,157	1,151	1,182	1,232	1,285	1,338
				異物	t/年	44	41	43	45	47	49
			紙パック	t/年	15	14	14	14	14	14	
			蛍光管	t/年	0	0	0	1	1	2	
			乾電池	t/年	0	0	0	1	1	2	
			合計		26,340	26,168	25,362	24,963	24,660	24,361	
	粗大系 ごみ	不燃の小物・大 型ごみ		t/年	1,712	1,700	1,626	1,288	1,249	1,209	
			燃えない粗大 (不燃の小物含む)	t/年	953	945	888	847	809	770	
			燃える粗大	t/年	759	755	738	441	440	439	
		家庭系ごみ合計	t/年	28,052	27,868	26,988	26,251	25,909	25,570		
			H21= 100	100	99	96	94	92	91		
			排出原単位	g/人/日	598.8	598.3	592.2	578.7	572.3	565.9	
	事業系 ごみ	一般ごみ	委託収集(一般ごみ)	ℓ/年	8,715	8,652	8,330	8,192	8,051	7,911	
			直接搬入 (一般ごみ)	ℓ/年	553	549	529	520	511	502	
			合計	ℓ/年	9,268	9,201	8,859	8,712	8,562	8,413	
			H21= 100	100	99	96	94	92	91		
		粗大ごみ	直接搬入		310	308	296	291	286	281	
			合計	ℓ/年	310	308	296	291	286	281	
				H21= 100	100	99	95	94	92	91	
		事業系ごみ合計	ℓ/年	9,578	9,509	9,155	9,003	8,848	8,694		
			H21= 100	100	99	96	94	92	91		
		公共系 ごみ		火災ごみ 直接搬入無料ごみ)	ℓ/年	7	7	7	7	7	7
	樹木・剪定枝			ℓ/年	165	164	159	158	157	156	
	公共系ごみ合計			ℓ/年	172	171	166	165	164	163	
	H21= 100		100	99	97	96	95	95			
計画収集量合計					37,802	37,548	36,309	35,419	34,921	34,427	
		H21= 100	100	99	96	94	92	91			
		排出原単位	g/人/日	806.9	806.1	796.7	780.9	771.4	761.9		

2015 H27 366 中間年度	2016 H28 365	2017 H29 365	2018 H30 365	2019 H31 366	2020 H32 365 最終目標	
21,479	21,017	20,616	20,218	19,882	19,422	排出量)ー 全ごみとなった後の新規資源化量)
90	88	86	84	83	81	
1,034	1,029	1,029	1,027	1,028	1,024	
929	925	924	923	924	919	※ 計画収集量) × H21分別基準適合物量/H21収集量)
105	104	105	104	104	105	異物率] 9.839%
140	146	151	157	163	168	
140	146	151	157	163	168	
0	0	0	0	0	0	異物率] 0%
1,445	1,493	1,545	1,596	1,652	1,695	※収集量
1,465	1,524	1,587	1,650	1,716	1,773	食品残渣付着率 20% 食品付着物 発生抑制対象)がついた状態
70	83	96	110	123	136	
1,395	1,441	1,491	1,540	1,593	1,637	
50	52	54	56	59	58	異物率] 3.7%
14	14	14	14	14	14	
2	3	3	4	4	4	
2	3	3	4	4	4	
24,116	23,705	23,361	23,020	22,747	22,331	
1,173	1,129	1,089	1,048	1,012	968	
734	693	654	615	579	538	
439	436	435	433	433	430	
25,289	24,834	24,450	24,068	23,759	23,299	
90	89	87	86	85	83	
559.5	553.1	546.6	540.2	533.8	527.2	
7,794	7,656	7,548	7,437	7,357	7,214	
495	486	479	472	467	458	
8,289	8,142	8,027	7,909	7,824	7,672	
89	88	87	85	84	83	
277	272	268	265	262	257	
277	272	268	265	262	257	
89	88	86	85	85	83	
8,566	8,414	8,295	8,174	8,086	7,929	
89	88	87	85	84	83	
7	7	7	6	6	6	
155	154	153	153	152	151	
162	161	160	159	158	157	
94	94	93	92	92	91	
34,017	33,409	32,905	32,401	32,003	31,385	
90	88	87	86	85	83	
752.5	744.1	735.7	727.2	719.0	710.2	

					年度	2009 H21 実績 365	2010 H22 365	2011 H23 初年度 366	2012 H24 365	2013 H25 365	2014 H26 365	
計画処理量	焼却処理量	焼却施設 投入量	家庭系委託収集（一般ごみ）		ℓ/年	23,954	23,797	22,976	22,517	22,153	21,792	
			事業系委託収集（一般ごみ）		ℓ/年	8,715	8,652	8,330	8,192	8,051	7,911	
			事業系直接搬入（一般ごみ）		ℓ/年	547	544	524	515	506	497	
			火災ごみ 直接搬入無料ごみ 破砕施設から		ℓ/年	7	7	7	7	7	7	
			可燃粗大 破砕施設から		ℓ/年	759	755	738	441	440	439	
			破砕後可燃物		ℓ/年	1,158	1,149	1,086	1,043	1,004	964	
			かん びん中可燃残さ		ℓ/年	55	56	54	54	54	54	
			プラ中可燃残さ		ℓ/年	44	41	43	45	47	49	
			焼却前選別量 直接搬入(有料)から選別)		ℓ/年	6	5	5	5	5	5	
		計		ℓ/年	35,245	35,006	33,763	32,819	32,267	31,718		
		焼却処理量	計		ℓ/年	35,239	35,001	33,758	32,814	32,262	31,713	
			H21= 100			100	99	96	93	92	90	
			排出原単位		g/人/日	752.2	751.4	740.7	723.4	712.6	701.8	
		焼却処理後 の流れ	焼却灰中金属		t/年	43	42	41	40	39	38	
			焼却灰		t/年	6,788	6,637	6,503	6,321	6,214	6,109	
		破 砕 処理量	破砕施設 投入量	不燃粗大		ℓ/年	953	945	888	847	809	770
				可燃粗大		ℓ/年	759	755	738	441	440	439
				火災ごみ 直接搬入無料ごみ)		ℓ/年	7	7	7	7	7	7
				直接搬入 (有料) 事業系)		ℓ/年	310	308	296	291	286	281
	破砕施設投入量計			ℓ/年	2,029	2,015	1,929	1,586	1,542	1,497		
	投入後の流れ		破砕処理量	不燃の粗大	ℓ/年	953	945	888	847	809	770	
				直接搬入 (有料)	ℓ/年	310	308	296	291	286	281	
				火災ごみ	ℓ/年	7	7	7	7	7	7	
				破砕処理量計	ℓ/年	1,270	1,260	1,191	1,145	1,102	1,058	
			粗大ごみ直接投入 家庭系+事業系)		ℓ/年	759	755	738	441	440	439	
	破砕処理後 の流れ		破砕鉄		ℓ/年	105	104	98	95	91	87	
			破砕後可燃物		ℓ/年	1,165	1,156	1,093	1,050	1,011	971	
			破砕処理量計		ℓ/年	1,270	1,260	1,191	1,145	1,102	1,058	
	集積場 処理量		保管施設等	缶 びん		ℓ/年	1,057	1,053	1,032	1,031	1,031	1,031
				ペットボトル		ℓ/年	113	112	115	122	128	133
				プラ製容器包装		t/年	1,201	1,192	1,225	1,277	1,332	1,387
				紙パック		ℓ/年	15	14	14	14	14	14
		蛍光管 電池		t/年	0	0	0	2	2	4		
		樹木 剪定枝		t/年	165	164	159	158	157	156		
		集積場等集積量		ℓ/年	2,551	2,535	2,545	2,604	2,664	2,725		
		処理後の流れ	資源化物	缶 びん	t/年	953	946	927	926	926	926	
				ペットボトル	t/年	113	112	115	122	128	133	
				プラ製容器包装	t/年	1,157	1,151	1,182	1,232	1,285	1,338	
				紙パック	t/年	15	14	14	14	14	14	
				蛍光管 電池	t/年	0	0	0	2	2	4	
				樹木 剪定枝	t/年	165	164	159	158	157	156	
				計	ℓ/年	2,403	2,387	2,397	2,454	2,512	2,571	
			かん びん中可燃残さ		ℓ/年	55	56	54	54	54	54	
			かん びん中不燃残さ		ℓ/年	49	51	51	51	51	51	
			プラ中可燃残さ		ℓ/年	44	41	43	45	47	49	
			焼却前 選別	選別量 古紙 古布		ℓ/年	6	5	5	5	5	5
				処理後の流れ 資源化			6	5	5	5	5	5
最 終 処分量				焼却灰		ℓ/年	6,788	6,637	6,503	6,321	6,214	6,109
	選別残渣			ℓ/年	49	51	51	51	51	51		
	計			ℓ/年	6,837	6,688	6,554	6,372	6,265	6,160		
H21= 100					100	98	96	93	92	90		
焼却処理量+選別残渣埋立処分量					t/年	35,288	35,052	33,809	32,865	32,313	31,764	

2015 H27 366 中間年度	2016 H28 365	2017 H29 365	2018 H30 365	2019 H31 366	2020 H32 365 最終目標	
21,479	21,017	20,616	20,218	19,882	19,422	
7,794	7,656	7,548	7,437	7,357	7,214	
490	481	474	467	462	453	直接搬入ごみ焼却率 98.998% H21
7	7	7	6	6	6	
439	436	435	433	433	430	粗大ごみ直接投入率 43.80% H21
927	885	845	807	771	729	破碎後可燃物率 91.73% H21
54	54	54	54	54	54	かん びん残さ中可燃残さ率 51.90% H21
50	52	54	56	59	58	
5	5	5	5	5	5	
31,245	30,593	30,038	29,483	29,029	28,371	焼却 一般ごみ 資源残さ 破碎残さ 35,239 33,216 99 1,925
31,240	30,588	30,033	29,478	29,024	28,366	
89	87	85	84	82	80	
691.1	681.2	671.5	661.6	652.1	641.9	
38	37	36	36	35	34	[焼却灰中金属発生率] 0.121% H21
6,018	5,892	5,785	5,678	5,591	5,464	[焼却灰発生率] 19.263% H21
734	693	654	615	579	538	
439	436	435	433	433	430	
7	7	7	6	6	6	
277	272	268	265	262	257	
1,457	1,408	1,364	1,319	1,280	1,231	
734	693	654	615	579	538	粗大ごみ投入率 100.0% H21
277	272	268	265	262	257	粗大ごみ投入率 100.0% H21
7	7	7	6	6	6	粗大ごみ投入率 100.0% H21
1,018	972	929	886	847	801	
439	436	435	433	433	430	
84	80	77	73	70	66	[資源回収率] 8.27% H21
934	892	852	813	777	735	
1,018	972	929	886	847	801	
1,034	1,029	1,029	1,027	1,028	1,024	
140	146	151	157	163	168	
1,445	1,493	1,545	1,596	1,652	1,695	
14	14	14	14	14	14	
4	6	6	8	8	8	
155	154	153	153	152	151	
2,792	2,842	2,898	2,955	3,017	3,060	
929	925	924	923	924	919	
140	146	151	157	163	168	
1,395	1,441	1,491	1,540	1,593	1,637	
14	14	14	14	14	14	
4	6	6	8	8	8	
155	154	153	153	152	151	
2,637	2,686	2,739	2,795	2,854	2,897	
54	54	54	54	54	54	
51	50	51	50	50	51	
50	52	54	56	59	58	
5	5	5	5	5	5	
5	5	5	5	5	5	
6,018	5,892	5,785	5,678	5,591	5,464	
51	50	51	50	50	51	
6,069	5,942	5,836	5,728	5,641	5,515	
89	87	85	84	83	81	
31,291	30,638	30,084	29,528	29,074	28,417	

資料3 計画フレーム設定の考え方

3-1 発生量の予測方法

現在（平成21年度）の1人1日当たりのごみ発生量が将来も変わらないものとして、これに将来人口と年間の日数を乗じて将来のごみ発生量としました。すなわち、ごみ発生量は将来の人口減少による自然減のみを見込んでいます。なお、ごみ発生量は、ごみ排出量（市の収集量）に、集団回収量や生ごみ堆肥化量、多量排出事業所の再生利用量など、ごみとなる前の再生利用量を加えてごみ発生量としました。

3-2 減量目標の設定

減量目標設定の考え方を図3-1に整理しました。

ごみ質調査結果や既に取り組んでいる減量施策による資源化量から「現況の市民・事業者の分別排出等への協力率」を把握しました。その状況をもとに、「目標値設定の基本的考え方」に沿って、本計画で位置付けられた「減量施策」を勘案し、さらに、「先進都市事例」を参考にするなどにより、目標年度における市民・事業者の分別排出等の実施率を設定しました。

この、目標年度における市民・事業者の分別排出等の実施率を用いて、「減量目標」を算定しました。

図3-1 減量目標設定の考え方

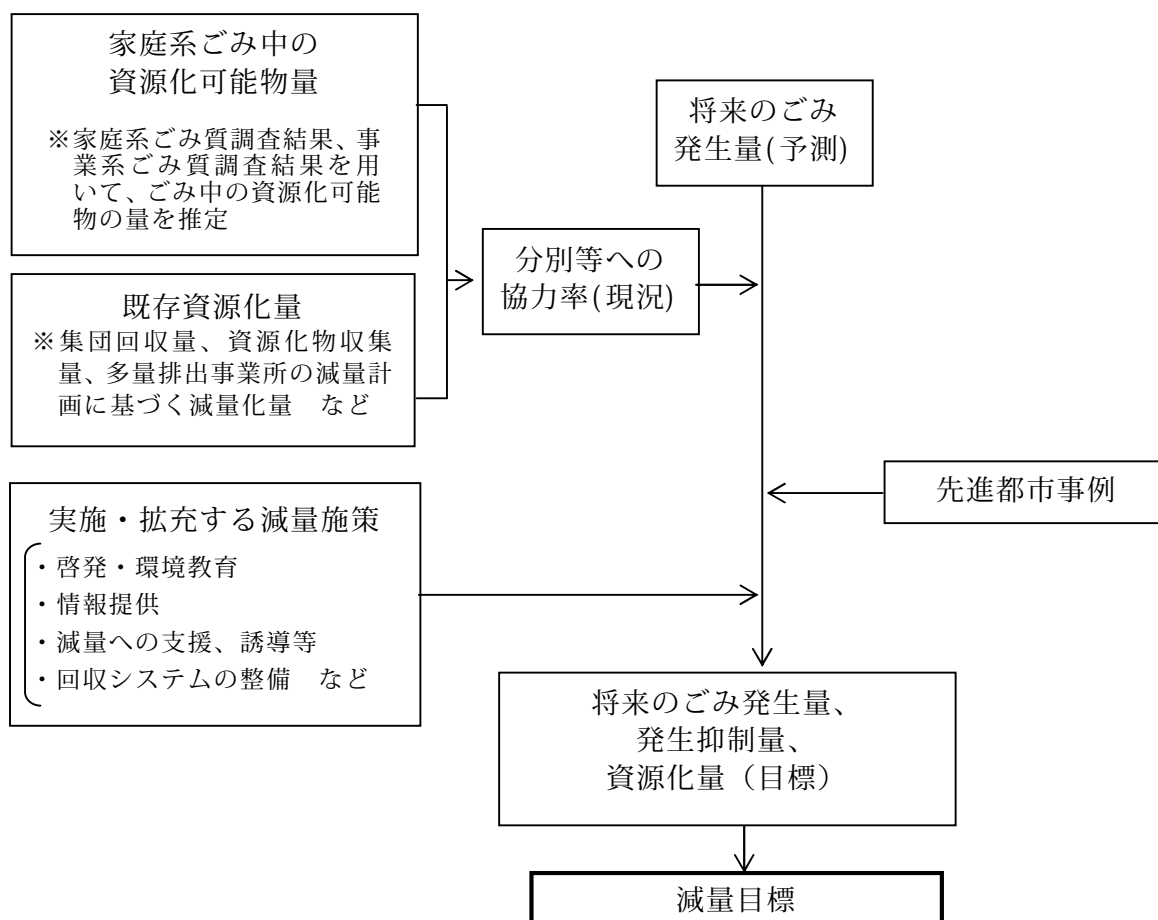


表3-1 資源化量の設定値（家庭系ごみ）

	現状						最終年度目標				減量の手段	備考			
	市民1人1日当たりの回収量 ¹⁾						最終 目標年度 分別実施率 H32	最終年度 新規 回収等目標 (g/人/日)	最終年度 新規 回収等目標 (t/年)						
	市民1人1日当たりの回収量 ¹⁾		④回収量 合計1 (①+②+③)	家庭ごみ (事業系ごみ)中割合 (%)	⑤市民1人 1日当たりの 家庭ごみ中の 排出量 (g/人/日)	⑥市民1人 1日当たりの 発生量合計 (g/人/日) (④+⑤)				分別等 協力率 (%) (④÷⑥)					
	①集団回 収等による 回収量	②拠点回 収の回収 量													
家庭系	古紙類	67.3	0.0	0.0	67.3	14.1	70.93	138.23	49%	68%	93.4	26.1	1,153	●集団回収で対応	
	新聞	48.6			48.6	3.77	18.98	67.58	72%	85%	57.4	8.80	389		折って捨てた新聞紙 折り込み広告・PR誌
	雑誌	12.0			12.0	0.26	1.31	13.31	90%	95%	12.6	0.6	27		本・雑誌
	ダンボール	6.4			6.4	2.74	13.79	20.19	32%	70%	14.1	7.7	340		食料品のダンボール箱 日用品のダンボール箱
	その他紙製 容器包装	0.3			0.3	7.32	36.85	37.15	1%	25%	9.3	9	398		ダンボールと上記紙パックを 除くその他紙製容器包装
	紙パック	0.1	0.3		0.4	1.18	5.94	6.34	5%	30%	1.9	1.5	66	●集団回収で対応	紙パック（アルミコーティン グ無し）
	古布類	3.7			3.7	1.12	5.64	9.34	39%	50%	4.7	1.0	44	●集団回収で対応	衣服
	かん・びん類			22.6	22.6	0.34	1.71	24.31	93%	95%	23.1	0.5	22		かん類（飲料水、食料品の缶 詰、ペットフードの缶詰、食 料品の小箱・缶詰、スプレー 缶） びん類（飲料水、食料品、化 粧品を除く日用品）
	ペットボトル		1.0	1.4	2.4	0.46	2.32	4.72	51%	80%	3.8	1.4	62		飲料用、しょうゆ等の用のペッ トボトル
	その他プラスチック 製容器包装			25.6	25.6	11.19	56.33	81.93	31%	50%	41	15.4	681		ペットボトル、発泡スチレン 製、法対象外容器包装以外のプ ラスチック製容器包装
廃蛍光管				0.0	0	0.00	0.00	0%	40%	0.1	0.1	4	●拠点回収で対応	乾電池と同量と設定	
廃乾電池				0.0	0.04	0.20	0.20	0%	40%	0.1	0.1	4	●拠点回収で対応	乾電池	
合計	71.10	1.30	49.60	122.00		143.32	265.3	46%	63%	168.1			3,190		

注1) 市が把握している資源化物の回収量のみで算出している。

表 3 - 2 資源化量の設定値（事業系ごみ）

事業系ごみの減量目標						
	現状			目標		
	ごみ割合	ごみ排出量 ①	リサイクル率 の実績 ②	ごみ発生量 ③= ①÷(1- ②)	既存 リサイクル量 ④=②×③	リサイクル 目標 ⑤
						リサイクル目標量 (既存含む) ⑥=③×⑤
						うち新規増分 ⑦=⑥-④
大規模事業所	14.8%	1,290 t	63.9%	3,573 t	2,286 t	69%
小規模事業所	85.2%	7,425 t	0.0%	7,425 t	0 t	6%
計	100.0%	8,715 t	20.8%	10,998 t	2,286 t	27%
						2,458 t
						172 t
						466 t
						638 t

対応

食品リサイクル法の強化による
食品廃棄物を中心としたリサイ
クルの推進

各事業所が、毎日、段ボール1枚、
空き缶1本を資源化

大規模事業所の詳細

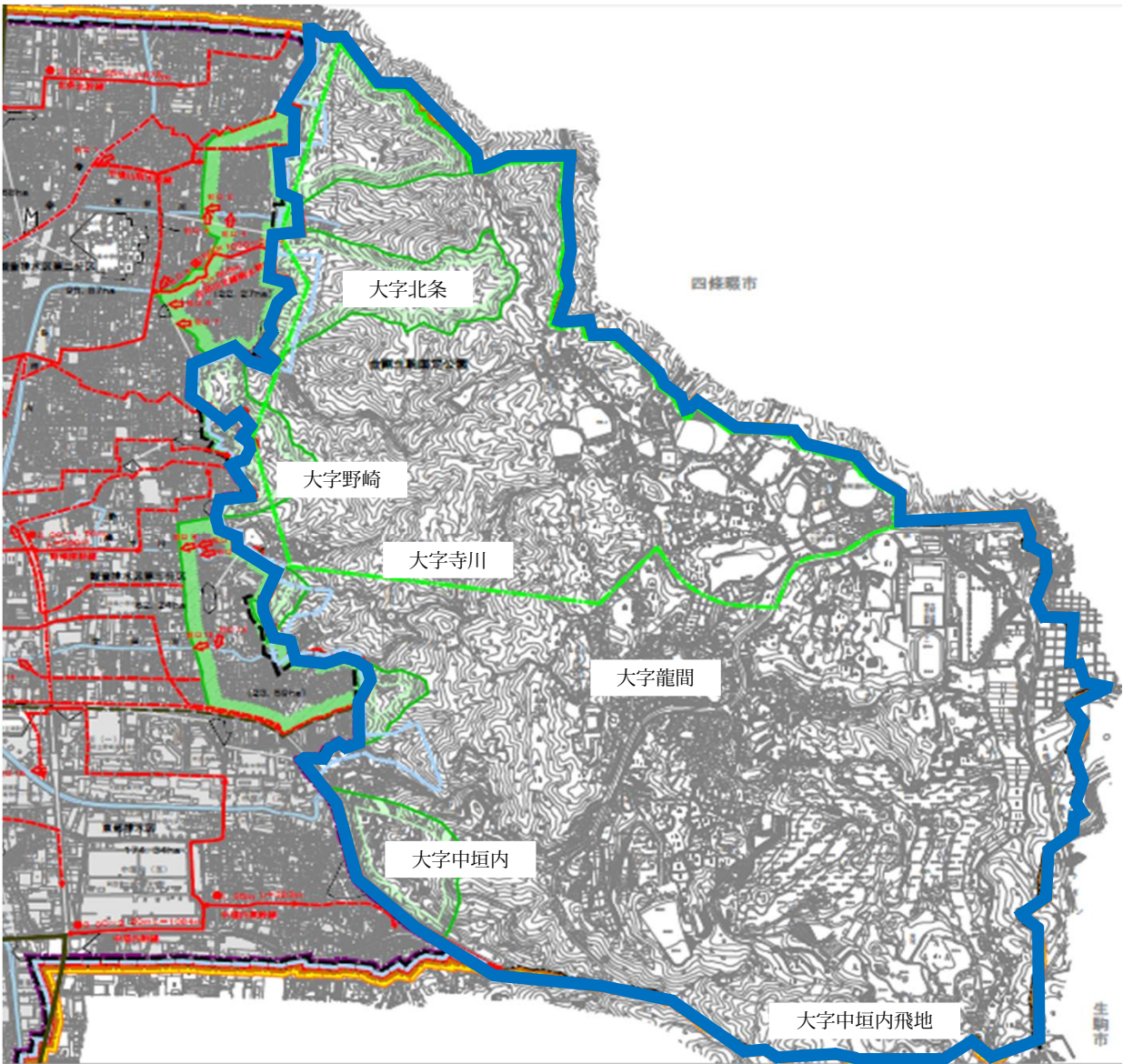
	現状			目標		
	発生量に 占める割合 ※	発生量	既存回収量	既存資源化率 ※	資源化目標率	資源化目標量
古紙・古布	58.2%	2,080 t	1,962 t	94.3%	97.0%	2,018 t
厨芥類	35.8%	1,282 t	218 t	17.0%	25.0%	320 t
びん類	0.7%	26 t	21 t	78.9%	90.0%	24 t
缶類	1.6%	59 t	53 t	90.6%	99.0%	58 t
びん+缶	2.4%	85 t	74 t	87.0%	95.0%	82 t
その他の資源 (プラスチック等)	3.6%	128 t	32 t	24.8%	30.0%	38 t
計	100.0%	3,575 t	2,285.62 t	63.9%	0.687	2,458 t
						172 t

※減量計画書集計結果

小規模事業所の詳細

1 事業所当たり資源化量		事業所数		日数		新規資源化量	
各事業所が段ボール1枚資源化	古紙古布	300 g	4624	310	430 t		
各事業所が空き缶1本資源化	缶・びん	25 g	4624	310	36 t		

資料 4 大東市生活排水処理施設整備構想図



合併処理浄化槽整備区域

